

## 5. 海外におけるグリーン公共調達制度及び環境ラベル等に関する調査・検討

### 5-1. グリーン・ウオッシュ対策の動向調査及び国内施策検討

見かけ上の環境対応、グリーン・ウオッシュ（Greenwashing）への対策が国際的に広がっている。EU は、グリーン・ウオッシュを終わらせ、消費者の持続可能な選択を可能とするために、企業が商品の環境性能をアピールするときのルールを定めた案として、科学的根拠の提示と第三者機関による検証、消費者に開示することを義務付ける内容を含む「グリーン訴求指令（案）」を 2023 年 3 月に公表するなど、規制強化の傾向にある。このような状況を踏まえて、最新のグリーン・ウオッシュ対策の動向について国内・国外問わず環境関係団体へのヒアリングを行うなどにより情報収集を行うほか、先進国をはじめとした諸外国のグリーン購入制度見直しに係る動向調査を行い、日本国内のグリーン購入制度見直しに係る動向調査を行い、日本国内のグリーン購入制度への活用・展開に向けた比較分析等を実施した。また、このうち、グリーン・ウオッシュ対策についてはドイツに現地訪問し、先進的な取組のほか、グリーン・ウオッシュ規制の最新動向について調査した。

また、環境省において、環境物品等を対象として、JIS Q 14020 及び 14021 規格による環境ラベル及び宣言の要求事項を基本に、購入者にとって理解しやすく望ましい環境表示のあり方について整理したのもとして「環境表示ガイドライン」（2013 年 3 月改訂）、グリーン購入法基本方針に定める基準への適合の確認を行うための原則・手順等について整理したのもとして「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」（2014 年 3 月改訂）が公表されているが、グリーン・ウオッシュ対策の動向調査の結果を踏まえて、これらをはじめとした我が国の環境表示規制のあり方に係る具体的な施策について論点整理を行った。

#### 5-1-1 最新のグリーン・ウオッシュ対策の動向調査

##### 1) グリーン訴求指令案の検討状況

##### (1) グリーン訴求指令案の修正案「一般的アプローチ」について

2023 年 3 月に欧州委員会よりグリーン訴求指令案が公表され、2024 年 6 月には欧州理事会より「一般的アプローチ」といわれる修正案が公表された。修正案では、欧州委員会の提案を支持しつつも、タイプ I 環境ラベルの位置付けを明確化するなど、産業界視点の実用性が付与された。そこで、双方の条文比較を行い、修正・追記箇所とその意図並びに、新たに追加されたタイプ I 環境ラベルに関する条文が国内仕様に及ぼす影響を分析した。また、12 条以降は、管轄当局の権限、司法手続、罰則など、指令に適用される一般的なルールについて定めた規定のため、本項では比較は行わない。なお、比較箇所は網掛けで表示している。

(2) グリーン訴求指令案とその修正案「一般的アプローチ」との条文比較

欧州委員会 (European Commission: EC) グリーン訴求指令案 (2023 年 3 月 22 日)	欧州理事会 (European Council) グリーン訴求指令修 正案(一般的アプローチ) (2024 年 6 月 17 日)	備考
第 1 条 適用範囲	第 1 条 適用範囲	
1. 本指令は、企業対消費者の商行為において、事業者が製品または事業者について行う明示的な環境主張に適用される。	1. 本指令は、企業対消費者の商行為において、事業者が製品または事業者について自主的に行う明示的な環境主張、及びそれらに対応する環境ラベルの使用を認める環境ラベル制度に適用される。	
2. 本指令は、以下の指令・規則に定めるルールによって規制または実証される環境ラベル制度や明示的な環境主張には適用されない。 (a) 欧州議会及び理事会規則(EC)No 66/2010 (b) 欧州議会及び理事会規則(EU)2018/848 (c) 欧州議会及び理事会規則(EU)2017/1369 (d) 欧州議会及び理事会指令 2009/125/EC (e) 欧州議会及び理事会規則(EU)No 305/2011  (f) 欧州議会及び理事会規則(EC)No 765/2008 (g) 欧州議会及び理事会規則(EC)No 1221/2009 (h) 欧州議会及び理事会指令 1999/94/EC (i) 欧州議会及び理事会規則(EU)No 305/2011 (j) 欧州議会及び理事会指令 2006/66/EC (k) 欧州議会及び理事会指令 94/62/EC (l) 欧州議会及び理事会規則(EU)2020/852 (m) 欧州議会及び理事会規則(EU) ... /...	2. 本指令は、以下の指令・規則に定めるルールによって規制または実証される明示的な環境主張、環境ラベル、環境ラベル制度には適用されない。 (a) 欧州議会及び理事会規則(EC)No 66/2010 (b) 欧州議会及び理事会規則(EU)2018/848 (c) 欧州議会及び理事会規則(EU)2017/1369 (d) 欧州議会及び理事会指令 2009/125/EC (e) 欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 305/2011 及び欧州議会及び理事会の規則 (EU) [未公表](将来更新される建設製品規則) (f) 削除 (g) 欧州議会及び理事会規則(EC)No 1221/2009 (h) 欧州議会及び理事会指令 1999/94/EC (i) 削除 (j) 欧州議会及び理事会指令 2023/1542 (k) 欧州議会及び理事会指令 94/62/EC (l) 欧州議会及び理事会規則(EU)2020/852 (m) 削除	

<p>(n) 欧州議会及び理事会指令 2012/27/EU</p> <p>(o) 欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU 及び金融サービス、金融製品に関するその他の EU・国家・国際規則、基準またはガイドライン</p> <p>(p) 特定の製品もしくは事業者に関する特定の明示的な環境主張を行うことができる条件または行う際に従うべき条件を定めた他の既存のもしくは将来の EU 規則、または特定の製品もしくは事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価または伝達に関する要求事項もしくは環境ラベル制度の条件を定めた EU 規則。</p>	<p>(n) 欧州議会及び理事会指令 2012/27/EU</p> <p>(o) 欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU 及び金融サービス、金融製品に関するその他の EU・国家・国際規則、基準またはガイドライン</p> <p>(oa) 理事会指令 92/43/EEC;</p> <p>(ob) 欧州議会及び理事会規則(EU)[番号未掲載] (EU 航空への燃料供給)</p> <p>(oc) 欧州議会及び理事会規則(EC)2020/740</p> <p>(od) 欧州議会及び理事会指令(EU)2023/2413</p> <p>(p) 特定の製品もしくは事業者に関する特定の明示的な環境主張を行うことができる条件または行う際に従うべき条件を定めた他の EU 立法行為、または特定の製品もしくは事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価または伝達に関する要求事項もしくは環境ラベルや環境ラベル制度の条件を定めた EU 規則。(ただし、それらの他の EU 立法行為で別段の定めがある場合を除く)。</p>	
<p>第 2 条 定義</p>	<p>第 2 条 定義</p>	
<p>本指令においては、以下の定義を適用するものとする。</p> <p>(1) 「環境主張(environmental claim)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(o)に定義する環境主張をいう。</p> <p>(2) 「明示的な環境主張(explicit environmental claim)」とは、テキスト形式の、または環境ラベルに含まれる環境主張をいう。</p> <p>(3) 「事業者(trader)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条</p>	<p>(2) 「明示的な環境主張」とは、書面または口頭で行われる環境主張を指し、視聴覚メディアを通じたものを含むが、環境ラベルを除くものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「明示的な環境主張」の定義から環境ラベルが除かれ、明示的な環境主張と環境ラベルを明確化する流れ</li> <li>「環境ラベル制度」、「統合環境ラベル」、「環境ラベルスキームオーナー」が追加され、</li> </ul>

<p>(b)に定義する事業者をいう。</p> <p>(4)「製品(product)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(c)に定義する製品をいう。</p> <p>(5)「消費者(consumer)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(a)に定義する消費者をいう。</p> <p>(6)「企業と消費者間の取引(business-to-consumer commercial practices)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(d)に定義する企業と消費者間の取引をいう。</p> <p>(7)「持続可能性ラベル(sustainability label)」とは、指令 2005/29/EC の第 2 条(r)に定義する持続可能性ラベルをいう。</p> <p>(8)「環境ラベル」とは、製品、プロセス、または事業者の環境面のみ、または主に環境面をカバーする持続可能性ラベルをいう。</p>	<p>(6a)「明示的な環境主張を生成する」とは、EU 内の消費者に対する企業対消費者取引において明示的な環境主張を使用すること、または、その主張を使用した事業者と同一の事業者が企業対消費者取引においてその後を反復することをいう。</p> <p>(8)「環境ラベル」とは、製品、プロセス、または事業者の環境特性のみ、または主に環境特性をカバーする持続可能性ラベルをいう。</p> <p>(8a)「環境ラベル制度」とは、製品、プロセス、または事業者が特定の要件を満たしていることを認証し、それに対応する環境ラベルの使用を許可する認証制度をいう。</p> <p>(8b)「統合環境ラベル」とは、製品または事業者の二つ以上の環境影響について、累積または統合された環境評価またはスコアを表示する環境ラベルをいう。</p> <p>(8c)「環境ラベルスキームオーナー」とは、特定の環境</p>	<p>環境ラベル制度について詳述化された</p>
--	---	--------------------------

<p>(9)「製品群(product group)」とは、類似の目的を果たすか、用途が類似しているか、類似の機能特性を有する一連の製品をいう。</p> <p>(10)「認証制度(certification scheme)」とは、指令2005/29/ECの第2条(s)に定義する認証制度をいう。</p> <p>(11)「検証(verification)」とは、明示的な環境主張の立証とコミュニケーションが本指令に定める要求事項に適合しているかどうか、または環境ラベリング制度が本指令に適合しているかどうかを検証するために、検証機関が実施する適合性評価プロセスをいう。</p> <p>(12)「バリューチェーン(value chain)」とは、再製造を含め、事業者の製品または活動のライフサイクルの一部であるすべての活動及びプロセスをいう。</p> <p>(13)「ライフサイクル(life cycle)」とは、天然資源からの原材料の入手または生成、前加工、製造、保管、流通、設置、使用、保守、修理、改良、改修ならびに再利用及び使用終了からなる、製品の一生の連続した、相互に結びついた段階をいう。</p> <p>(14)「一次情報(primary information)」とは、事業者の活動を代表する一つまたは複数の施設から、事業者が直接に測定または収集した情報をいう。</p> <p>(15)「二次情報(secondary information)」とは、文献研究、工学研究、特許など、一次情報以外の情報源に基づく情報をいう。</p> <p>(16)「一般市民(public)」とは、一人または複数の自然人</p>	<p>ラベル制度の開発及び維持に責任を持つ自然人または法人、公共機関、機関、またはその他の団体をいう。</p> <p>(11)「検証」とは、明示的な環境主張の立証が本指令に定める要件に準拠しているかどうか、または環境ラベル制度及び対応する環境ラベルが本指令に準拠しているかどうかを検証するために検証機関が実施する適合性評価プロセスをいう。</p>	
---	---	--

<p>または法人、及びそれらの協会、事業者またはグループをいう。</p> <p>(17)「環境パフォーマンス(environmental performance)」とは、特定の製品または製品群あるいは事業者またはセクターの、環境側面または環境影響に関するパフォーマンスをいう。</p> <p>(18)「環境側面(environmental aspect)」とは、環境と相互作用する、または相互作用する可能性のある、事業者もしくはセクターの活動の要素または製品もしくは製品群の要素をいう。</p> <p>(19)「環境影響(environmental impact)」とは、有益か有害かを問わず、その全体または一部が事業者またはセクターの活動あるいは製品または製品群のライフサイクルから生じる、環境への変化をいう。</p>	<p>(19b)「上市する」とは、規則(EU)2019/1020 の第 3 条第 1 項に定義されているとおり市場に提供することをいう。</p> <p>(19c)「環境特性」とは、環境側面、環境影響、または環境パフォーマンスをいう。</p> <p>(19d)「貢献主張」とは、事業者がカーボンクレジットを購入することによって気候変動対策に貢献したと主張する明示的な環境主張であり、ただしそのカーボンクレジットを自らの排出量の一部を相殺するために使用しないことをいう</p> <p>(19e)「相殺主張」とは、事業者がカーボンクレジットを購入することによって自らの排出量の一部を相殺したと主張する気候に関連する明示的な環境主張をいう。</p>	
--	--	--

	<p>(19f)「総温室効果ガス排出量」とは、事業者のスコープ 1、2、3 の排出量を tCO<sub>2</sub>eq で表し、持続可能性報告基準に関する欧州議会及び理事会の指令 2013/34/EU に従った開示要件に基づいて計算されたものをいう。</p> <p>(19g)「中小企業」とは、2003 年 5 月 6 日の欧州委員会勧告 2003/361/EC の附属書第 2 条第 1 項の意味における中小企業をいう。</p>	
<p>第 3 条 明示的な環境主張の立証</p>	<p>第 3 条 明示的な環境主張及び環境ラベルの立証</p>	
<p>1. 加盟国は、事業者が明示的な環境主張を立証するための評価を実施できるようにしなければならない。この評価は、</p> <p>(a) 当該主張に関して、当該主張が製品全体、製品の一部または製品の特定の側面、あるいは事業者のすべての活動、またはそれらの活動の特定の部分または側面に関連するものなのかどうかを明確にするものでなければならない、</p> <p>(b) 広く認められた科学的証拠に依拠し、正確な情報を使用し、関連する国際基準を考慮に入れたものでなければならない、</p> <p>(c) 当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスが、ライフサイクルの観点から重要であることを証明するものでなければならない、</p> <p>(d) 環境パフォーマンスについて主張する場合は、当該環境パフォーマンスを評価する上で重要なすべての環境側面または環境影響を考慮に入れたものでなければな</p>	<p>1. 加盟国は、明示的な環境主張を生成する事業者がその明示的な環境主張を立証するための評価を実施できるようにしなければならない。この評価は、</p> <p>(a) 当該主張に関して、当該主張が製品全体、製品の一部または製品の特定の側面、あるいは事業者のすべての活動、またはそれらの活動の特定の部分または側面に関連するものなのかどうかを明確にするものでなければならない、</p> <p>(b) 広く認識された科学的証拠に基づき、正確な情報を使用し、規則(EU)第 1025/2012 号の第 2 条第 1 項で定められた関連する方法及び国際基準を考慮に入れたものでなければならない、</p> <p>(c) 主張の対象となる環境特性は、ライフサイクルの観点から特に関連性があり、かつ重要であることを示さなければならない、</p> <p>(d) 環境パフォーマンスについて主張する場合は、当該環境パフォーマンスを評価する上で重要なすべての環境側面または環境影響を考慮に入れたものでなければな</p>	<p>明示的な環境主張及び環境ラベルの立証要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その環境主張が製品、又は事業者の特定の側面を指すのか、全体を指すのか明確化する</li> <li>科学的証拠に基づき、認められた規格に則って評価を行う</li> </ul> <p>※欧州標準化規則(Regulation (EU) No 1025/2012)第 2 条定義第 1 項 規格＝公認の標準化団体によって採択されたものであり、以下をいう</p> <p>(ア)「国際規格」 (イ)「欧州規格」 (ハ)「調和規格」 (ニ)「国家規格」</p>

<p>らず、</p> <p>(e) 当該主張が、製品群内の製品またはセクター内の事業者に対して法律で課された要求事項と同等のものではないことを証明するものでなければならず、</p> <p>(f) 当該主張の対象となる製品または事業者が、当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスに関して、関連する製品群の製品または関連するセクターの事業者の一般的慣行よりも著しく優れているかどうかの情報を提供するものでなければならず、</p> <p>(g) 当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスを改善することが、気候変動、資源の消費と循環性、水資源と海洋資源の持続可能な利用と保護、汚染、生物多様性、動物福祉及び生態系への環境影響に関して重大な弊害をもたらすかどうかを特定するものでなければならず、</p> <p>(h) 付加的な環境情報として、利用した温室効果ガス排出量のオフセットを温室効果ガス排出量から切り離し、そのオフセットが排出削減と排出除去のどちらに関連するものを明示し、また、主張している気候への影響を反映する上で、依拠するオフセットがいかに信頼性が高く、正しく計上されているかについて説明するものでなければならず、</p> <p>(i) 当該主張の対象となる環境影響、環境側面または環境パフォーマンスについて、事業者が入手できる一次情報を含むものでなければならず、</p> <p>(j) 一次情報が入手できない場合は、当該主張の対象と</p>	<p>らず、</p> <p>(e) 当該主張が、製品群内の製品またはセクター内の事業者に対して法律で課された要求事項と同等のものではないことを証明するものでなければならず、</p> <p>(f) 削除</p> <p>(g) 主張の対象となる環境特性の改善が、規則 (EU) 2020/852 第 17 条に定められた環境目標のいずれにも重大な弊害を及ぼさないことを、示さなければならず、</p> <p>(h) 削除</p> <p>(i) 当該主張の対象となる環境特性について、事業者が入手できる一次情報を含むものでなければならず、</p> <p>(j) 一次情報が入手できない場合は、当該主張の対象となる製品または事業者の特定のバリューチェーンを代表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイクルを通じた評価を行う</li> </ul>
--	---	--

<p>なる製品または事業者の特定のバリューチェーンを代表する環境影響、環境側面または環境パフォーマンスに関連する二次情報を含むものでなければならない。</p>	<p>する環境特性に関連する二次情報を含むものでなければならない。</p>	
	<p>1a. 事業者に関する明示的な環境主張が気候に関連する場合(カーボンクレジットの使用に基づく主張を含む)、この評価は、本条第1項に定められた要件に加えて、その主張の特性及び側面を考慮し、消費者がカーボンクレジットの使用及びその効果について十分に情報を得られるようにしなければならない。この評価には、該当する場合、以下に限定されないが含まれるものとする。</p> <p>(a) 事業者の総温室効果ガス排出量及びその削減、将来の排出に関するパフォーマンス、使用されたカーボンクレジットの詳細、取得したクレジットの量(tCO<sub>2</sub>eq 単位)を、それぞれ別々に示し、関連する期間を明示すること。</p> <p>(b) 使用されたカーボンクレジットが排出削減に関連するか、またはカーボン除去に関連するか、関連する排出削減またはカーボン除去がホスト国の温室効果ガス排出削減に寄与するかどうか、除去が永続的か一時的か、クレジットがどのスキームの下で検証及び認証されたか、どのレジストリから発行されたか。</p> <p>(e) 明示的な環境主張がオフセット主張であり、事業者が温室効果ガス排出に関して環境に中立的、削減された、または正の影響を持つと主張している場合、評価は次のことも行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候関連の環境主張・環境ラベルについて、考え方を整理</li> <li>• カーボンクレジット・オフセット使用時の環境主張についても規定</li> </ul>

(i)事業者が、指令 2013/34/EU に定められた持続可能性報告基準に従ってネットゼロ目標を設定しており、その目標を達成するための脱炭素化の道筋にあることを示すこと

(ii)特定の期間における温室効果ガス排出量の割合を開示し、カーボンクレジットを使用してバランスを取ることを。

(a)、(b)及び(e)の免除により、指令 2013/34/EU 第 2 条(1)の(a)に定義される公益事業体ではない、指令 2013/34/EU 第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定義される零細事業体及び中小事業体である事業者は、スコープ 1 及びスコープ 2 の排出量に関してのみ、(a)、(b)及び(e)に規定される義務を適用する義務がある。第 1a 項の実施に関する均一な条件を確保するために、欧州委員会は、2027 年 12 月 31 日までに、気候に関連する明示的な環境主張を生成する際に事業者が実施すべき評価に関する詳細なルールを定める実施法令を採択する。この主張を立証するために、カーボンクレジットの使用に基づく主張を含め、使用されるクレジットの質と完全性を示す方法についても含まれる。欧州委員会は、関連する場合、以下の点を考慮する

a. 事業者によって行われる気候に関連する様々な環境主張の種類、貢献主張やオフセット主張を含み、気候に関連する異なる種類の主張には異なる要件が適切であることを認識すること。

b. 持続可能性報告基準に関する欧州議会及び理事会の指

	<p>令 2013/34/EU に従い、第 3 条.1a(e)(i)で参照されている部門別脱炭素化の道筋。</p> <p>c. 中小企業によるこの情報及びデータの評価と利用のための情報及びデータへのアクセスの容易性。実施法令を採択する場合、欧州委員会は、関連する国際基準を含む科学的またはその他の利用可能な技術情報を考慮し、関連する場合には、関連する EU 法との整合性を確保するものとする。本条に記載される実施法令は、第 19 条(2)に記載される審査手続きに従って採択されるものとする。</p> <p>1aa. 環境ラベルスキームオーナーは、環境ラベルを授与するための環境ラベル制度の基準に対して、第 1 項、1a 項、及び 2 項に基づいて定められた明示的な環境主張に適用される要件を相応に適用するものとする。</p>	
<p>2. 当該主張の対象ではない重大な環境影響の存在することが証明されているものの、第 1 項(c)にいう評価を実施するための広く認識された科学的証拠がない場合、別の側面について当該主張を行う事業者は、入手可能な情報を考慮に入れるものとし、必要な場合は、広く認識された科学的証拠が入手可能になった時点で、第 1 項による評価を更新しなければならない。</p>	<p>2. 当該主張の対象ではない重大な環境への負の影響が存在することが証明されているものの、第 1 項(c)に言及されている評価を実施するための広く認識された科学的証拠が存在しない場合、別の環境特性に関する主張を行う事業者は、入手可能な情報を考慮に入れるものとし、必要な場合は、広く認識された科学的証拠が入手可能になった時点で、第 1 項による評価を更新しなければならない。</p>	
<p>3. 第 1 項及び第 2 項に規定する要件は、欧州委員会勧告 2003/361/EC の意味における零細企業である事業者には適用されない。ただし、第 10 条に従って適合証明書を受領することを目的として検証を要請する場合はこの限り</p>	<p>削除</p>	

<p>ではない。</p>		
<p>4. 第 20 条にいう環境主張の推移の定期的な監視により、特定の主張について第 1 項に規定する要求事項の適用に差異のあることが明らかになり、その差異が域内市場の機能に障害をもたらす場合、または特定の主張に関する要求事項のないことが消費者の誤解を広く招くことを欧州委員会が確認した場合、欧州委員会は、第 1 項に規定する明示的な環境主張の立証に関する要求事項を補完するために、第 18 条に従い、以下のいずれかの方法により委任法令を採択することができる。</p> <p>(a) 環境側面、環境影響及び環境パフォーマンスを評価するためのルールを決定する(関係する環境影響、環境側面または環境パフォーマンスに大きく寄与する、または寄与できない活動、プロセス、材料、排出物または製品の使用を決定することを含む)。</p> <p>(b) どの環境側面または環境影響について一次情報を提供しなければならないかを決定し、それに基づいて一次</p>	<p>4. 単一市場の公平性を確保し、より大きな調和を促進するために、欧州委員会はこの条項を補完するため第 18 条に基づいて委任法令を採択し、PEFCR 及び OEFSR を含む EU 環境フットプリント手法を組み込むものとする。その手法が明示的な環境主張または環境ラベルに適している場合、これらの使用は第 1 項で定められた立証要件を満たすものと推定される。欧州委員会が単一市場の公平性を確保し、より大きな調和を促進するために他のベンチマーク手法を促進する必要性を認識した場合、または第 20 条で言及された明示的な環境主張または環境ラベルの推移の定期的な監視が第 1 項及び 1aa で定められた要件の適用における違いを明らかにした場合、そしてそのような違いが内部市場の機能に障害をもたらす場合、または欧州委員会が特定の明示的な環境主張または環境ラベルに対する要件の欠如が消費者を広く誤解させる結果をもたらすと認識した場合、欧州委員会は第 18 条に従って委任法令を採択する権限を有し、第 1 項及び 1aa で定められた明示的な環境主張の立証要件を補完するために次のことを行う。</p> <p>(a) 環境特性を評価するためのルールを決定する(明示的な環境主張や環境ラベルの立証方法、及び関連する環境特性に大きく寄与する、または寄与できない製品の活動、プロセス、材料、排出物、使用を決定することを含む)</p> <p>(b) どの環境側面または環境影響について一次情報を提供しなければならないかを決定し、それに基づいて一次</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境フットプリントを市場の公平性確保、調和化を目的に導入する</li> <li>• 環境ラベル含む環境主張の信頼性に問題が生じた場合、欧州委員会は委任法令をもって立証要件の補完を行う</li> </ul>

<p>情報及び二次情報の正確性を評価できる基準を決定する。</p> <p>(c) 特定の製品群やセクターについての明示的な環境主張の立証に関する、ライフサイクルに基づく具体的なルールを確立する。</p>	<p>情報及び二次情報の正確性を評価できる基準を決定する</p> <p>(c) 特定の製品群やセクターについての明示的な環境主張の立証に関する、ライフサイクルに基づく具体的なルールを確立する。</p>	
<p>5. 前項に従って明示的な環境主張の立証要件をさらに規定する場合、欧州委員会は、科学的情報その他の入手可能な技術情報(関連する国際規格を含む)を、また関係する場合は以下の点を考慮に入れるものとする。</p> <p>(a) 特定の方法論的アプローチを必要とするセクターや製品の特異性</p> <p>(b) 特定の製品群やセクターが、EU の気候・環境目標の達成に貢献する可能性</p> <p>(d) EU 法から導かれた何らかの関連情報</p> <p>(e) 評価のための情報・データへのアクセス及び中小企業（「SME」）によるこうした情報・データの利用の容易さ</p>	<p>5. 前項に従って明示的な環境主張もしくは環境ラベルの立証要件をさらに規定する場合、欧州委員会は、科学的情報その他の入手可能な技術情報(関連する国際規格を含む)を、また関係する場合は以下の点を考慮に入れるものとする。</p> <p>(a) 特定の方法論的アプローチを必要とするセクターや製品の特異性</p> <p>(b) 特定の製品群やセクターが、EU の気候・環境目標の達成に貢献する可能性</p> <p>(c) EU 法から導かれた何らかの関連情報</p> <p>(d) 評価のための情報・データへのアクセス及び中小企業（「SME」）によるこうした情報・データの利用の容易さ</p>	
	<p>6. 環境影響の統合的指標に基づく単一の環境スコアに基づいてのみ行われる製品または事業者の累積的な環境影響に関する明示的な環境主張は、EU 法において確立されている統合的指標の算定ルールをベースとして行われなければならない。統合環境ラベルは、レーティングまたはスコアの基礎となる統合方法論が EU 法で確立されている場合にのみ付与されることがある。このような統合方法論が欧州レベルでまだ存在しない場合、加盟国は、環境影響の統合的指標またはスコアに基づく明示的な環</p>	<p>多段階評価の環境ラベルは、EU 法に基づき評価される</p>

	<p>境主張を行うため、または統合環境ラベルの基礎として使用できる統合方法論を、国内の法律に導入または維持することができる。ただし、これらの明示的な環境主張及び環境ラベルが、本指令の要求事項を満たしている場合に限る。</p>	
	<p style="text-align: center;"><b>第 3a 条</b> 明示的な環境主張の立証のための簡易手続き</p>	<p>■ 第 3 条：立証要件 ■ 第 10 条：検証要件</p> <p>明示的な環境主張において求められる立証・要件の実施が免除される事例</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">簡易手続き = 特定技術文書の提出</p>
	<p>1. 第 3 条及び第 10 条の適用除外として、事業者が、製品又は事業者の環境特性が、他の EU 法に規定された最低要求事項を超えている旨の明示的な環境主張を行う場合であって、その主張が当該 EU 法に要求される立証方法に基づいている場合、事業者は第 4 項に従った特定技術文書により、その他の EU 法の立証要求事項への準拠を証明しなければならない。</p>	<p>① 他の EU 法で定められている最低要求事項とその立証方法に基づいて立証されている環境主張</p>
	<p>2. 第 3 条及び第 10 条の適用除外として、環境ラベルを付与された事業者が、当該ラベルが認証する環境特性に関する明示的な環境主張を行う場合、当該事業者は、第 4 項に基づく特定技術文書により、その明示的な環境主張が環境ラベルが認証する基準に対応していることを証明しなければならない。</p>	<p>② <u>環境ラベルによって認証された環境特性に関する明示的な環境主張</u></p>
	<p>2a 第 3 条及び第 10 条の適用除外として、事業者が、規則</p>	<p>③ 規則 (EU) 2021/2115 の第</p>

	<p>(EU)2021/2115 の第 31 条に従い、加盟国が共通農業政策戦略計画の中で設定した1つ以上のエコスキームの受益者であり、気候及び環境にとって有益な農業慣行の遵守に関する明確な環境主張を生成する場合、事業者は、第 4 項に従い、当該エコスキームにおいて想定される約束及び行動に対応することを、特定技術文書において証明しなければならない。</p> <p>2aa. 第 3 条及び第 10 条の適用除外として、事業者が規則 (EU) 2021/2115 の第 70 条または第 72 条に従い、加盟国の共通農業政策戦略計画で確立された介入の受益者であり、その介入への遵守に直接関連する明示的な環境主張を生成する場合、事業者はその主張が第 4 項に基づく特定技術文書の関連する約束に対応していることを証明しなければならない。</p>	<p>31 条、第 70 条、及び第 72 条に基づき、加盟国が共通農業政策戦略計画のもと制定したスキームを順守した明示的な環境主張</p> <p>・規則 (EU) 2021/2115 : CAP (Common Agricultural Policy) 戦略計画規則</p>
	<p>3. 第 3 条及び第 10 条の適用除外として、第 2 段落に基づいて採択される実施法令によって定義された主張の範囲に該当する明示的な環境主張を行う事業者は、これらの実施法令が定める立証要件を遵守し、また第 4 項に基づく特定技術文書を通じてその遵守を証明しなければならない。この例外は、比較的な明示的な環境主張、気候に関連する明示的な環境主張、または将来の環境パフォーマンスに関する明示的な環境主張には適用されない。</p> <p>性質上、本指令の目的を達成するための第 3 条に基づく評価や第 10 条に基づく検証を通常必要としない明示的な環境主張で、以下のすべての基準を満たすそのような環</p>	<p>④ 本指令の発効後 18 か月後までに制定される実施法令の以下の基準に該当する明示的な環境主張は、第 3 条の立証要件と第 10 条の検証要件が適用除外となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 立証するために、ライフサイクル全体の評価が必要ないと考えられる主張</li> <li>2. 単一の環境特性に関連している主張</li> <li>3. 異なる環境影響カテゴリ間</li> </ol>

	<p>環境主張の種類を定義する実施法令を欧州委員会は採択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 立証するために、ライフサイクル全体の評価が必要ないと考えられる主張</li> <li>2. 単一の環境特性に関連している主張</li> <li>3. 異なる環境影響カテゴリ間において重要なトレードオフを引き起こす環境特性に関するものではない主張</li> </ol> <p>第2段落で言及されている実施法令は、明示的な環境主張の種類ごとに、第1段落の適用除外を適用する際に、明示的な環境主張を行う事業者が遵守すべき必要な立証評価を定めるものとする。このような立証要件は、事業者にとって第3条に基づく要件よりも負担が少ないものでなければならない。</p> <p>[本指令の発効日から18か月後]までに、欧州委員会は第2段落及び第3段落に定める実施法令を採択し、第1段落に記載する適用除外を利用できる特定の種類の明示的な環境主張を特定し、関連性、簡便性、及び使用頻度に基づき、明示的な環境主張に優先順位を付けるものとする。</p>	<p>において重要なトレードオフを引き起こす環境特性に関するものではない主張</p>
	<p>4. 事業者が第1項、第2項、第2a項、第2aa項または第3項に基づいて明示的な環境主張を生成する場合、この事業者は、明示的な環境主張が各項に言及された要件に適合していることを特定技術文書を用いて示さなければならない。特定技術文書は、明示的な環境主張が公表</p>	<p>□特定技術文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>主張公表前に、当局に要提出</u></li> <li>• ECは指令発効日から<u>18か月後</u>に、特定技術文書の形式と詳細を<u>実施法令で定める</u></li> </ul>

	<p>される前に、適切な当局に提出され、利用可能にされなければならない。</p> <p>EU 全体での一貫した適用を確保するために、欧州委員会は…【この指令の発効日から 18 か月後】、それぞれの特定技術文書の形式と内容をさらに具体化する実施法令を採択するものとする、少なくとも以下の要素を含むこと。</p> <p>a. 明示的な環境主張の種類、対象となる製品または活動の定義、及び主張の対象となる環境特性</p> <p>b. 該当する場合、第 3 項で言及された関連する主張の種類に関する証明要件、及び該当する場合、製品または活動の種類に関連する要件</p> <p>c. 該当する場合、特定技術文書に宣言される値を決定するために使用される試験、測定、計算またはその他の方法</p> <p>d. 関連する場合、使用される移行方法、整合規格またはその一部、または共通仕様</p> <p>e. 申告された主張が実証要件に適合しているかの検証を可能にするために、事業者が特定の技術文書で提供すべき情報（形式及び順序を含む）</p> <p>f. 実施方法の評価及び改定の可能性に関する日付（技術の進歩及び市場動向を考慮する）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定技術文書に含めるべき詳細       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 明示的な環境主張の種類</li> <li>2. 該当する場合、第 3 項で言及された関連する主張の種類に関する証明要件、及び該当する場合、製品または活動の種類に関連する要件</li> <li>3. 該当する場合、試験、測定、計算方法</li> <li>4. 使用される移行方法、整合規格またはその一部、または共通仕様</li> <li>5. 主張が実証要件に適合しているかの検証を可能にするために、事業者が特定の技術文書で提供すべき情報（形式及び順序を含む）</li> <li>6. 実施方法の評価及び改定の可能性に関する日付(技術の進歩及び市場動向を考慮する)。</li> </ol> </li> </ul>
	<p>5. 本条に言及される実施法令は、第 19 条第 2 項に言及される審査手続に従って採択されるものとする。</p> <p>5a. 特定技術文書における評価は、指令 2005/29/EC に従って、国家当局または裁判所による環境主張の評価を予断するものではない。</p>	

<p style="text-align: center;">第 4 条 明示的な比較環境主張の立証</p>	<p style="text-align: center;">第 4 条 明示的な比較環境主張及び比較環境ラベルの立証</p>	
<p>1. ある製品または事業者が、他の製品または事業者よりも環境影響が少ない、または環境パフォーマンスが優れていることを表明または示唆する明示的な環境主張(「比較環境主張」)の立証は、第 3 条に定める要件に加え、以下の要件に適合していなければならない。</p> <p>(a) 比較の対象となる製品または事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価に使用された情報及びデータは、当該主張の対象となる製品または事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価に使用される情報及びデータと同等であること。</p> <p>(b) 当該製品または事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価に使用されるデータが、比較の対象となる製品または事業者の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの評価に使用されるデータと同等の方法で生成または入手されたものであること。</p> <p>(c) バリューチェーンにおける対象段階が、比較の対象と</p>	<p>1. ある製品または事業者が、他の製品または事業者よりも環境影響が少ない、または環境パフォーマンスが優れていることを表明または示唆する明示的な環境主張及び比較環境ラベルの立証は、第 3 条に定める要件に加え、以下の要件に適合していなければならない。</p> <p>(a-1) 明示的な比較環境主張または比較環境ラベルの対象である製品または事業者は、比較が行われる製品または事業者と同一製品群またはセクターに属していること。</p> <p>明示的な比較環境主張または比較環境ラベルは、比較が行われる製品と同様の目的を果たすか、使用において類似しているか、または機能的特性が類似している製品に関連していなければならない。</p> <p>(a) 比較対象となる製品または事業者の環境特性の評価に使用される情報及びデータは、当該主張の対象となる製品または事業者の環境特性の評価に使用される情報及びデータと同等であり、同等の方法で生成または取得されるものであること。環境特性を評価するために使用される方法は同一でなければならない。</p> <p>(b) 削除</p> <p>(c) バリューチェーンにおける対象段階が、比較の対象と</p>	<p>比較環境主張と比較環境ラベルの立証要件 第 3 条+第 4 条の適合が必要 &lt;比較条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同一製品群もしくは同一セクターであること</li> <li>• 同一の目的を果たす製品であること</li> <li>• 機能が類似していること</li> <li>• 比較に使用する情報及びデータは同等で、同等の方法で取得可能なものであること</li> <li>• 比較の前提条件が同等であること</li> </ul>

<p>なる製品及び事業者についても同等であり、すべての製品及び事業者について、最も重要な段階が確実に考慮に入れられていること。</p> <p>(d) 環境影響、環境側面または環境パフォーマンスの対象範囲が、比較する製品及び事業者について同等であり、すべての製品及び事業者について最も重要な環境影響、環境側面または環境パフォーマンスが確実に考慮されていること。</p> <p>(e) 比較に用いる前提条件は、比較する製品及び事業者間で同等に設定されていること。</p>	<p>なる製品及び事業者についても同等であり、比較されるすべての製品及び事業者について、最も重要な段階が確実に考慮に入れられていること。</p> <p>(d) 環境特性の比較範囲が、比較する製品及び事業者に対して同等であり、環境主張の対象となる環境特性が比較されるすべての製品または事業者、または製品が属する製品群にとって重要であることを保証すること。</p> <p>(e) 比較に用いる前提条件は、比較する製品及び事業者間で同等に設定されていること。</p>	
<p>2. 比較環境主張が、主張の対象となる製品の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスにおける、同一事業者の他の製品、市場で活動しなくなった競合事業者の他の製品、または消費者に販売を行わなくなった事業者の他の製品の環境影響、環境側面または環境パフォーマンスと比較した改善に関するものである場合、当該主張の立証において、その改善が主張の対象となる製品の他の関連する環境影響、環境側面または環境パフォーマンスにどのように影響するかについて説明し、比較の基準年を明示しなければならない。</p>	<p>2. 比較環境主張は、主張の対象となる製品の環境特性が、同じ事業者の別の製品の環境特性と比較して、環境特性が改善されたことに関連付けてはならない。また、市場で活発ではない競合他社の製品や、消費者に販売しなくなった事業者の製品とも比較してはならない。ただし、その改善が重要であり、過去5年間に達成されたことを証明する証拠に基づいている場合を除く。そのような場合、明示的な環境主張または環境ラベルの立証は、その改善が主張の対象となる製品の他の関連する環境特性にどのように影響するかを説明し、比較の基準年を明確に示さなければならない。</p>	
<p>3. 本条に定める要求事項は、欧州委員会勧告2003/361/ECの意味における零細企業である事業者には適用されない。ただし、第10条に従って適合証明書を受領する目的で検証を要請する場合は、この限りではない。</p>	<p>削除</p>	
<p>第5条</p>	<p>第5条</p>	

明示的な環境主張のコミュニケーション	明示的な環境主張と環境ラベルのコミュニケーション	
1. 加盟国は、販売業者が、本条に定める要求事項に従って明示的な環境主張をコミュニケーションすることを義務付けなければならない。	1. 加盟国は、事業者及び環境ラベルスキームオーナーが、明示的な環境主張または環境ラベルを、消費者に対して明確かつ理解しやすい方法で、また本条及び該当する場合には第6条に定められた要求事項に従ってコミュニケーションすることを義務付けなければならない。	
2. 明示的な環境主張は、第3条、第4条及び第5条に定める要求事項に従って立証され、かつ第3条第(1)項の(c)または(d)に従って当該製品または事業者にとって重要であると特定された環境影響、環境側面または環境パフォーマンスのみを対象とすることができる。	2. 明示的な環境主張及び環境ラベルは、製品または関係する事業者にとって重要と認められる環境特性を対象とし、第3条第1項(c)または(d)に従って特定され、第3条及び第4条に定められた要件に従って立証するものとする。	第3条第1項 (c)ライフサイクルの観点から関連性、かつ重要であること (d)環境パフォーマンスを主張する場合、すべての環境側面・影響を考慮する
	3. 明示的な環境主張または環境ラベルが最終製品に関連し、その製品の使用段階が最も関連性の高いライフサイクル段階の一つである場合、明示的な環境主張または環境ラベルには、消費者がその製品の期待される環境性能を達成するためにどのように使用すべきかに関する情報も含めなければならない。	環境主張・環境ラベルにおいて、製品の使用段階が最も関連性の高い場合、その適切な使用方法を明記する
	削除	
	削除	
	削除 6a. 明示的な環境主張がカーボンクレジットの使用に基づく場合、事業者は、第6d項の立証評価の要約において、その主張がカーボンクレジットの使用に基づいていることを示し、明示的な環境主張が排出削減及び/またはカーボン除去に関するものであるか、またそれが貢献ま	

	<p>たはオフセット主張に関するものであるかを説明しなければならない。環境ラベルがカーボンクレジットの使用に基づいている場合、第 6f 項における評価の要約にこの情報を提供しなければならない。</p>	
	<p>6b. 製品または事業者の将来の環境性能に関連する明示的な環境主張または環境ラベルがある場合、事業者は第 6d 項に言及された立証評価の要約または第 6f 項に言及された立証評価の要約に、指令 2005/29 EC の第 6 条第 2 項(d)に基づく実施計画の詳細を含めなければならない。</p>	
	<p>6c. 統合環境影響指標やスコアに基づく明示的な環境主張を伝える場合、または統合環境ラベルを表示する場合、この統合指標やスコアは消費者に対して透明かつ理解しやすい方法で伝えられなければならない。範囲や利用可能なクラスまたはレベル、及び関連するクラスまたはレベルに関する情報は、明示的な環境主張または統合型環境ラベルとともに提供されなければならない。</p>	
	<p>6d. 事業者は、第 3 条または該当する場合は第 3a 条に従って実施された立証評価の要約を、主張とともに物理的な形態またはデータキャリアやリンクを介したデジタル形式、明示的な環境主張が行われる事業者の敷地で、無料で提供しなければならない。この要約は、主張がなされる加盟国によって定められた言語で、消費者に対して明確で理解しやすい方法で提示されなければならない。また、訴求に含まれる環境特性を示し、該当する場合は、訴求の立証に関して第 10 条で規定されている適合証明書を含むこと、及び適合証明書を作成した検証機関の連絡先情報（個人データを除く）を含めなければなら</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データキャリア、リンクを介したデジタル形式で立証評価の要約を無償で公開する</li> <li>• 言語は、加盟国によって定められた言語を使用</li> <li>• 消費者に対して明確で理解しやすい方法で提示</li> <li>• 適合証明書</li> <li>• 検証機関の連絡先情報</li> </ul>

	い。	
	<p>6e. 事業者が環境ラベルを表示する場合、環境ラベル制度のウェブサイトは、環境ラベルと共にデータキャリアまたはリンクを通じてアクセス可能にしなければならない。</p>	<p>事業者が環境ラベルを表示する場合、環境ラベル制度のウェブサイトに、以下を掲載し、情報のアクセスを担保する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境ラベル</li> <li>• データキャリアまたはリンク ↑ 提供データの詳細は不明</li> </ul>
	<p>6f. 環境ラベルスキームオーナーは、ウェブサイト上で、第3条に従って実施された環境ラベルの立証評価の要約を提供しなければならない。この要約は、消費者にとって明確で理解しやすい方法で提示しなければならない。ラベルがカバーする環境特性を示す。環境ラベル制度の適合証明書及び第10条で規定されている対応ラベルを含める。また、適合証明書を作成した検証機関の連絡先情報（個人データを除く）及び、該当する場合は環境ラベル制度の承認文書も含める必要がある。</p>	<p>環境ラベルのスキームオーナーは、ウェブサイト上に以下を公表する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境ラベル制度の立証評価の要約</li> <li>• 環境ラベルがカバーする環境特性</li> <li>• 適合証明書</li> <li>• 検証機関の連絡先情報（個人データ除く）</li> <li>• 環境ラベル制度の承認文書（必要な場合）</li> </ul>
	<p>7. 事業者または環境ラベルスキームオーナーが義務の適合及び立証に関連する追加情報は、消費者、公的機関、またはEU法で規定される消費者の利益を保護する正当な利害関係を有する他の当事者の要求に応じて、デジタル形式で提供されなければならない。この情報には、以下を含める、</p>	

	<p>i. 必要に応じて、関連する EU の基準または関連する国際基準</p> <p>ii. 明示的な環境主張または環境ラベルによってカバーされる環境特性を評価、測定、監視するために使用された基礎となる研究または計算、これらの研究または計算の結果、範囲、仮定、制限の説明を省略することなく、ただし、情報が指令 (EU) 2016/943 の第 2 条第 1 項に従った営業秘密である場合は除く。</p>	
	<p>8. 規則.../... [持続可能な製品のエコデザイン規則] またはデジタル製品パスポートを要求する他の EU 法に該当する製品については、第 5 条に記載された情報がその製品パスポートに含まれる。いかなる場合でも、データキャリアまたはリンクは、主張の横に明確に表示される必要がある。さらに、物理的製品とデジタル表現との間のデータキャリアとリンクは、EU 官報に掲載されたデジタル製品パスポートに関する整合規格を使用して作成されるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この第 5 条に規定される情報をデジタル製品パスポートに含める</li> <li>データキャリアまたはリンクは、主張の横に明確に表示する</li> </ul>
	<p>削除</p>	
	<p>10. 特定の環境特性の立証が第 3 条第 4 項(a)及び第 4 項(c)に言及された委任法令に基づいて策定される手続きの対象となる場合、欧州委員会は第 18 条に従って、本項に定められた明示的な環境主張または環境ラベルのコミュニケーション要件を補足するための委任法令を採択することができる。この際、消費者が誤解されないように、そうした環境特性に関してコミュニケーションされるべき情報をさらに具体化することが求められる。</p>	

<p style="text-align: center;">第 7 条 環境ラベル</p>	<p style="text-align: center;">第 7 条 環境ラベル</p>	
<p>1. 加盟国は、環境ラベルが第 3 条から第 6 条に定める要求事項を満たし、第 10 条に従って検証を受けるようにしなければならない。</p>	<p>変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第 3 条：明示的な環境主張の立証</li> <li>■ 第 4 条：明示的な比較環境主張の立証</li> <li>■ 第 5 条：明示的な環境主張のコミュニケーション</li> <li>■ 第 6 条：比較環境主張のコミュニケーション</li> <li>■ 第 10 条：検証</li> </ul>
<p>2. EU 法に基づいて制定された環境ラベリング制度の下で付与された環境ラベルのみが、製品または事業者の環境影響の集約指標に基づいて、製品または事業者のレーティング(段階評価)またはスコアを提示することができる。</p>	<p>変更なし</p>	<p>EU 法に基づいて制定された環境ラベルのみ、レーティング(段階評価)またはスコア表示が可能</p>
<p style="text-align: center;">第 8 条 環境ラベル制度の要件</p>	<p style="text-align: center;">第 8 条 環境ラベル及び環境ラベル制度の要件</p>	
<p>1. 環境ラベル制度とは、製品、プロセス、または事業者が環境ラベルの要求事項に適合していることを証明する認証制度をいう。</p>	<p>削除</p>	
	<p>1a. 環境ラベル制度のスキームオーナーは、第 10 条に従って、環境ラベル制度及び対応する環境ラベルを検証のために提出しなければならない。適合する環境ラベル制度により製品または組織に環境ラベルを付与された事業者は、第 10 条の検証手続きを経ることなく、当該環境ラベルを表示することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境ラベル制度のスキームオーナーは、第 10 条に従って、環境ラベルスキーム及び対応する環境ラベルを検証のために提出しなければならない</li> <li>• 適合する環境ラベルを取得し</li> </ul>

		た事業者は第 10 条の検証が免除				
	<p>1b. 前項からの適用除外により、また本条第 6 項 a を損なうことなく、加盟国は、公的機関によって設立された国または地域の環境ラベル制度が、本指令に規定された要件を満たしていることを検証するための同等の手順を経ることを条件に、第 10 条に従って検証を免除することを選択することができる。これらの手続きは、規則 (EC) No 765/2008 の第 2 条第 11 項に定義されている国家認定機関、または環境ラベルに関連する環境ラベル制度を設定する機関から独立した公的機関が検証を実施することを保証するものとし、最高度の専門的誠実性、公平性、及び必要な技術的能力をもって運営されるものとする。公的機関は、そのような環境ラベル制度を欧州委員会に報告しなければならない。</p>					
<p>2.環境ラベル制度は、以下の要件に適合しなければならない：</p> <p>(a) 環境ラベルスキームオーナー及び意思決定機関に関する情報は、透明性があり、無料でアクセスでき、理解しやすく、十分に詳細であること。</p> <p>(b) 環境ラベル制度の目的、環境ラベル制度の遵守を監視するための要求事項及び手順に関する情報が、透明で、無料でアクセスでき、理解しやすく、十分に詳細であること。</p> <p>(c) 環境ラベル制度への参加条件が、中小企業を排除しないよう、企業の規模及び売上高に比例するものであること。</p>	<p>2. 環境ラベルは、環境ラベル制度に基づくものとする。環境ラベル制度は、以下の要件に適合しなければならない：</p> <p>(a) 環境ラベルスキームオーナー及び意思決定機関に関する情報は、透明性があり、無料でアクセスでき、理解しやすく、十分に詳細であること。</p> <p>(b) 環境ラベル制度の目的、環境ラベル制度の遵守を監視するための要求事項及び手順に関する情報が、透明で、無料でアクセスでき、理解しやすく、十分に詳細であること。</p> <p>(c) 環境ラベル制度への参加条件が、中小企業を排除しないよう、企業の規模及び売上高に比例するものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境ラベルの要件は、EU 公共調達指令の第 43 条「環境ラベル」とほぼ同じ</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>グリーン訴求指令 (一般的アプローチ)</td> <td>EU 公共調達指令 Article 43</td> </tr> <tr> <td>(a) (スキームオーナー・意思決定機関の) 透明性、アクセス可能性</td> <td>(c)(制度の) オープン、透明性 (d) アクセス容易性</td> </tr> </table>	グリーン訴求指令 (一般的アプローチ)	EU 公共調達指令 Article 43	(a) (スキームオーナー・意思決定機関の) 透明性、アクセス可能性	(c)(制度の) オープン、透明性 (d) アクセス容易性
グリーン訴求指令 (一般的アプローチ)	EU 公共調達指令 Article 43					
(a) (スキームオーナー・意思決定機関の) 透明性、アクセス可能性	(c)(制度の) オープン、透明性 (d) アクセス容易性					

<p>(d) 環境ラベル制度の要求事項は、その科学的堅牢性を保証できる専門家によって策定され、異種の利害関係者グループに協議のために提出され、検討を受け、社会的観点からの妥当性が保証されていること。</p> <p>(e) 環境ラベル制度は、苦情処理及び紛争解決メカニズムが整備されていること。</p> <p>(f) 環境ラベル制度は、不適合に対処する手続きを定めており、当該制度の要求事項に対する継続的かつ重大な不適合があった場合の環境ラベルの撤回または使用停止を定めていること。</p>	<p>(d) 環境ラベル制度の要求事項は、環境ラベルスキームオーナーが関連する専門家及び利害関係者と協議して策定したものであり、社会的観点からの妥当性があること</p> <p>(e) 環境ラベル制度は、苦情処理及び紛争解決メカニズムが整備されていること。</p> <p>(f) 削除</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1532 98 1747 341">(b) (要求事項、手順の)透明性、アクセス可能性</td> <td data-bbox="1747 98 1951 341">(c) (制度の)オープン、透明性 (d) アクセス容易性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1532 341 1747 584">(c) 中小企業の特典排除（参加条件が企業規模、売上高に比例）</td> <td data-bbox="1747 341 1951 584">(d) アクセス容易性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1532 584 1747 826">(d) 基準の妥当性</td> <td data-bbox="1747 584 1951 826">(b) 基準が客観的で検証可能、非差別的 (a) 基準の妥当性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1532 826 1747 922">(e) 苦情メカニズム</td> <td data-bbox="1747 826 1951 922"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1532 922 1747 973"></td> <td data-bbox="1747 922 1951 973">(a) 第三者機関</td> </tr> </table>	(b) (要求事項、手順の)透明性、アクセス可能性	(c) (制度の)オープン、透明性 (d) アクセス容易性	(c) 中小企業の特典排除（参加条件が企業規模、売上高に比例）	(d) アクセス容易性	(d) 基準の妥当性	(b) 基準が客観的で検証可能、非差別的 (a) 基準の妥当性	(e) 苦情メカニズム			(a) 第三者機関
(b) (要求事項、手順の)透明性、アクセス可能性	(c) (制度の)オープン、透明性 (d) アクセス容易性											
(c) 中小企業の特典排除（参加条件が企業規模、売上高に比例）	(d) アクセス容易性											
(d) 基準の妥当性	(b) 基準が客観的で検証可能、非差別的 (a) 基準の妥当性											
(e) 苦情メカニズム												
	(a) 第三者機関											
<p>3. 加盟国の公的機関は、[OP: 日付=本指令の国内法化の日付 を挿入する]以降に、国家または地域の環境ラベリング制度を新たに設立してはならない。ただし、それ以前に設立された国家または地域の環境ラベリング制度は、本指令の要件を満たしている限り、EU 市場において引き続き環境ラベルを付与することができる。</p> <p>本項の第1段落で言及されている日付以降は、EU 法に基づいてのみ、環境ラベル制度を設立することができる。</p>	<p>3. [OP: 日付=本指令が適用された日付 を挿入する]以降に、加盟国の公的機関によって設立された新しい国または地域の環境ラベル制度は、これらの環境ラベル制度が既存の EU、国または地域の環境ラベル制度と比較して、本条第8項に規定される実施法令に定義される付加価値を提供し、本指令の要件を満たすことを確実にすることを目的として、EU 市場に参入する前に欧州委員会の承認を受けらるものとする。それ以前に加盟国の公的機関によって設立された国または地域の環境ラベル制度は、本指令の要件を</p>											

	満たしている場合に限り、引き続き EU 市場で環境ラベルを授与することができる。	
<p>4. [OP: 日付=本指令の国内法化の日付 を挿入する] 以降に、第三国の公的機関が設立し、域内市場で使用される環境ラベルを付与する新たな環境ラベル制度は、域内市場に参入する前に欧州委員会の承認を受けなければならない。その目的は、これらのラベルが、第 3 項で言及されている既存の EU、国家または地域の制度と比較して、特に環境影響、環境側面、環境パフォーマンス、あるいは特定の製品群またはセクターを網羅する範囲など、環境に対する意欲という点で付加価値を提供し、かつ本指令の要求事項を満たしていることを保証することにある。それ以前に第三国の公的機関によって設立された環境ラベル制度は、本指令の要求事項を満たしている場合に限り、EU 市場で使用される環境ラベルを引き続き付与することができる。</p>	<p>4. [OP: 日付 = 本指令が適用された日付 を挿入する] から、第三国の公的機関が設立し、域内市場で使用される環境ラベルを付与する新たな環境ラベル制度は、域内市場に参入する前に、これらの環境ラベル制度が既存の域内、国または地域の環境ラベル制度と比較して、本条第 8 項に規定される実施法令にいう付加価値を提供し、本指令の要件を満たすことを確実にすることを目的として、欧州委員会の承認を受けるものとする。それ以前に第三国の公的機関によって設立された環境ラベル制度は、本指令の要求事項を満たしている場合に限り、EU 市場で使用される環境ラベルを引き続き授与することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域外の公的機関の新しい環境ラベル制度は、既存の域内環境ラベルと比較し付加価値を提供できる制度で、欧州委員会に承認 (approval) を受ける必要がある</li> <li>既存の第三国の公的機関の環境ラベル制度は、本指令の要件を満たしている場合に限り使用可</li> </ul>
<p>5. 加盟国は、[OP: 日付=本指令の国内法化の日付 を挿入する] 以降に民間事業者によって設立された環境ラベル制度が、第 3 項で言及されている既存の EU、国または地域の環境ラベル制度と比較して、特に環境影響、環境側面または環境パフォーマンス、あるいは特定の製品群またはセクターを網羅する範囲、中小企業のグリーン移行を支援する能力など、環境に対する意欲の点で付加価値を提供し、本指令の要求事項を満たす場合に限り承認されるようにしなければならない。</p> <p>新たな環境ラベル制度の承認手続きは、域内及び第三国の民間事業者によって設立された制度にも適用されるものとする。</p>	<p>5. 加盟国は、[OP: 日付=本指令の適用日を挿入する] 以降に民間事業者によって設立された環境ラベル制度が、既存の EU、国または地域の環境ラベル制度と比較して、本条の第 8 項に規定される実施法令にいう付加価値を提供し、本指令の要求事項を満たす場合に限り承認されることを、加盟国は保証するものとする。新たな環境ラベル制度の承認手続きは、域内及び第三国の民間事業者によって設立された制度にも適用されるものとする。</p> <p>加盟国は、新たな民間制度が承認された場合、欧州委員会に通知しなければならない。</p>	

<p>加盟国は、新たな民間制度が承認された場合、欧州委員会に通知しなければならない。</p>	<p>適用日以前に域内及び第三国の民間事業者によって設立された環境ラベル制度は、本指令の要求事項を満たしている限り、域内市場で使用される環境ラベルを引き続き授与することができる。</p>	
<p>6. 第 4 項及び第 5 項の承認を受けるために、新たな環境ラベル制度の運営機関は、以下について記載した関係書類を提出しなければならない。</p> <p>(a) 制度開発の基礎となる根拠</p> <p>(b) 制度の範囲案</p> <p>(c) 第三国の公的機関が設立する環境ラベリング制度については第 4 項に、民間事業者が設立する環境ラベリング制度については第 5 項に定める通り、当該制度が付加価値を提供するという証拠</p> <p>(d) 環境ラベルを開発し、付与するために使用する基準及び方法の案、及び市場に対して予想される影響</p> <p>(e) 環境ラベルスキームオーナーと意思決定機関の詳細</p> <p>本項の第 1 段落に規定する書類は、第 4 項に規定する制度の場合は欧州委員会に、第 5 項に規定する制度の場合は加盟国の当局に対し、第 10 条に従って作成された環境ラベル制度の適合証明書とともに提出しなければならない。</p>	<p>6. 第 3 項、第 4 項及び第 5 項の承認を受けるために、新たな環境ラベルスキームオーナーは、以下について記載した関係書類を提出しなければならない。</p> <p>(a) 制度開発の基礎となる根拠</p> <p>(b) 制度の範囲案</p> <p>(c) 第 3 項、第 4 項、第 5 項及び第 8 項に定める付加価値を提供するという証拠</p> <p>(d) 環境ラベルを開発し、付与するために使用する基準案及び方法論、及び市場に対して予想される影響</p> <p>(e) 環境ラベルスキームオーナーと意思決定機関の詳細</p> <p>第 1 段落に規定する書類は、第 3 項及び第 4 項に規定する制度の場合は欧州委員会に、第 5 項に規定する制度の場合は加盟国の当局に対し、提出されなければならない。</p>	
	<p>6a. 加盟国において公式に承認されている国または地域の EN ISO 14024 タイプ I 環境ラベル制度は、本指令の要求事項に適合していることを条件に、第 10 条に基づいた検証が免除される。加盟国は、このような制度を公式に承認するための手続きを設けるものとする。加盟国は、この免除の恩恵を受けることができる公式に承認された EN ISO 14024 タイプ I 環境ラベル制度を欧州委員会に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国で承認された ISO14024 タイプ環境ラベルは、(環境ラベル機関が受けるべき) 検証が免除</li> <li>加盟国はその承認手続きを設定する</li> </ul> <p>※タイプ I 以外の環境ラベルの</p>

	<p>通知するものとする。加盟国は、そのような制度が上記の基準に基づいて承認されなくなった場合には、欧州委員会に通知しなければならない。</p> <p>正式に承認された EN ISO 14024 タイプ I 環境ラベルを授与され、当該環境ラベルによって認証された環境特性に関する明示的な環境主張を行っている業者は、第 3a 条第 2 項に基づく審査を免除されるものとする。</p>	<p>検証手続きは第 10 条で規定</p>
<p>7. 欧州委員会は、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に基づいて [OP : 日付=本指令の国内法化の日付 を挿入する] 以降に域内市場における使用が許可される、公的に認められた環境ラベルのリストを公表し、最新の状態に保つものとする。</p>	<p>7. 欧州委員会は、第 6a 項に従って加盟国から欧州委員会に通知された、正式に承認された国または地域の EN ISO 14024 タイプ I 環境ラベル、及び第 3 項、第 4 項、第 5 項に基づいて [OP : 日付=本指令の国内法化の日付を挿入する] から域内市場における使用が許可される、公的に認められた環境ラベルのリストを公表し、最新の状態に保つものとする。</p>	<p>欧州委員会は、承認されたタイプ I 環境ラベルのリストを公表する</p>
<p>8. EU 全体で統一的な適用を確保するため、欧州委員会は以下の実施法令を採択する。</p> <p>(a) 第 4 項及び第 5 項で言及されている基準に従い、環境ラベリング制度の承認に関する詳細な要求事項を規定する。</p>	<p>8. EU 全体で統一的な適用を確保するため、欧州委員会は [本指令の発効日から 18 か月後] までに、以下の実施法令を採択する。</p> <p>(a) 第 3 項、第 4 項及び第 5 項で言及される基準に従い、特にどのように付加価値を評価するか、環境ラベル制度の承認に関する詳細な要求事項を規定する。付加価値の評価は、以下の基準を考慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境ラベル制度の環境目的</li> <li>2. 環境ラベルの環境特性の適用範囲</li> <li>3. ラベル制度が対象とする製品群またはセクター</li> <li>4. 中小企業のグリーン転換を支援する能力、または</li> <li>5. 環境ラベル制度が運用される地理的市場</li> </ol>	<p>新しい環境ラベル制度設立のために示す付加価値の評価要件</p>

<p>(b) 第 6 項で言及されている関係書類の書式及び内容をさらに具体化する。</p> <p>(c) 4 項の承認の手続きに関する詳細な規則を定める。 これらの実施法令は、第 19 条の審査手続きに従って採択するものとする。</p>	<p>(b) 6 項で言及される関係書類の書式及び内容をさらに具体化する；</p> <p>(c) 第 3 項、第 4 項、第 5 項の承認の手続きに関する詳細な規定を定める。 これらの実施法令は、第 19 条第 2 項の審査手続きに従って採択するものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 9 条 明示的な環境主張の立証の見直し</p>	<p style="text-align: center;">第 9 条 明示的な環境主張及び環境ラベルの立証の見直し</p>	
<p>加盟国は、明示的な環境主張の立証に使用される情報が、主張の正確性に影響を及ぼす可能性がある状況が発生した場合、遅くとも第 5 条(6)で言及される情報が提供された日から 5 年以内に、事業者によって見直され、更新されることを保証しなければならない。その際、第 3 条及び第 4 条の要求事項が完全に遵守されるよう、事業者は使用された基礎情報を修正しなければならない。</p> <p>更新された明確な環境主張は、第 10 条に従って検証の対象となる。</p>	<p>加盟国は、明示的な環境主張の立証に使用される情報が、主張の正確性に影響を及ぼす可能性がある状況が発生した場合、明示的な環境主張を作成した事業者によって適宜見直され、更新されることを保証するものとし、遅くとも第 10 条(6)で言及される適合証明書が発行された日、または該当する場合は第 3a 条で言及される特定技術文書が管轄当局に提供された日から 5 年以内とする。レビューにおいて、事業者は、第 3 条及び第 4 条、並びに該当する場合には第 3a 条の要求事項が完全に遵守されるよう、使用された基礎情報を修正しなければならない。</p> <p>明示的な環境ラベルの立証に使用される情報は、環境ラベルの正確性に影響を及ぼす可能性がある状況が発生した場合、環境ラベルスキームオーナーによって見直され、更新されなければならない。遅くとも第 10 条(6)で定める適合証明書が発行された日から 5 年以内に更新されなければならない。見直しの際、環境ラベルのスキームオーナーは、第 3 条及び第 4 条の要求事項が完全に順守されるよ</p>	<p>環境主張・環境ラベル制度の立証に使用した情報が、その主張・ラベルの正確性に影響を及ぼす場合、適合証明書発行または特定技術文書の提出日から 5 年以内に、見直しを実施する</p>

	<p>う、使用された基礎情報を修正しなければならない。</p> <p>明示的環境主張または環境ラベルの更新された立証は、第10条に従って検証の対象となる。明示的な環境主張が第3a条の適用範囲に該当する場合、当該主張を生成する事業者は、更新された立証を含む特定技術文書を更新しなければならない。</p>	
<p>第10条 環境主張及び環境ラベリング制度の立証とコミュニケーションの検証及び認証</p>	<p>第10条 明示的な環境主張、環境ラベル、及び環境ラベルスキームの立証の検証</p>	
<p>1. 加盟国は、明示的な環境主張の立証及びコミュニケーションを第3条から第7条に定める要求事項に照らして検証する手順を定めるものとする。</p> <p>2. 加盟国は、環境ラベリング制度が第8条に定める要求事項に適合していることを検証する手順を定めるものとする。</p> <p>3. 検証及び認証要件は、欧州委員会勧告 2003/361/EC の意味における零細企業である事業者に対しては、当該事業者が要請した場合にのみ適用される。</p> <p>4. 検証は、第11条に定める要件を満たす検証機関が、第1項及び第2項で定める手順に従い、当該環境主張が公表される前または当該環境ラベルが事業者によって表示される前に実施しなければならない。</p> <p>5. 検証機関は、検証において、明示的な環境主張または環</p>	<p>1. 加盟国は、第3条及び第4条に定める要件に照らして、明示的な環境主張を検証する手順を定めるものとする。</p> <p>2. 加盟国は、環境ラベル制度及び対応する環境ラベルが、第3条、第4条及び第8条に定める要求事項に適合していることを検証するための手順を定めるものとする。</p> <p>3. 削除</p> <p>4. 第8条第1項b号及び第6項a号を損なうことなく、検証は、第11条に定める要件を満たす検証機関が、第1項及び第2項で定める手順に従い、事業者が明示的な環境主張を作成する前、又は環境ラベル制度及び対応する環境ラベルが環境ラベルスキームオーナーにより利用可能となる前に、実施するものとする。</p> <p>5. 検証機関は、検証において、明示的環境主張または環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加盟国は、環境主張及び環境ラベル制度の検証手順を定める       <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 環境主張：第3条、第4条に定める要件の検証</li> <li>□ 環境ラベル：第3条、第4条、第8条に定める要件の検証</li> </ul> </li> <li>■ 第3条：明示的な環境主張の立証</li> <li>■ 第4条：明示的な比較環境主張の立証</li> <li>■ 第8条：環境ラベル及び環境ラベル制度の要件</li> <li>■ 第10条：検証</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検証は制度開始前（利用可能</li> </ul>

<p>境ラベルの性質及び内容を考慮しなければならない。</p> <p>6. 検証の完了後、検証機関は、必要に応じ、明示的な環境主張または環境ラベルが本指令に定める要求事項に適合していることを証明する適合証明書を作成するものとする。</p>	<p>ラベル制度及び対応する環境ラベルの性質及び内容を考慮しなければならない。</p> <p>6. 検証の完了後、明示的環境主張又は環境ラベル制度及び対応する環境ラベルが本指令の要求事項に適合していることが証明された場合、検証機関は、明示的環境主張または環境ラベル制度及び対応する環境ラベルが本指令に定める要求事項に適合していることを宣言する適合証明書を作成するものとする。第 9 条を損なうことなく、適合証明書の有効期間は最長 5 年間とする。</p>	<p>前) に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検証機関が環境主張・環境ラベルが本指令の要求事項の適合が確認されたら、適合証明書(有効期限 5 年間)を発行</li> </ul>
<p>7. 適合証明書は、本指令の適用及び施行に責任を負う管轄当局によって承認されるものとする。加盟国は、規則(EU)No 1024/2012 により設立された域内市場情報システムを通じて、適合証明書のリストを通知するものとする。</p>	<p>7. 適合証明書は、本指令の適用及び施行に責任を負う管轄当局によって承認されるものとする。</p> <p>7a. 検証機関は、コミュニケーションのため以下を提出しなければならない</p> <p>a) 有効期間が最長 5 年の第 6 項に規定する適合証明書</p> <p>b) 第 9 条に規定する明示的な環境主張の立証のレビュー後に発行された適合証明書</p> <p>c) 第 15 条第 3 項 b に規定する管轄当局の決定に基づくものを含む適合証明書の撤回またはその他の更新を、規則(EU) No 1024/2012 (IMI) に基づき構築された域内市場情報システムに接続されたパブリックインターフェースの多言語標準フォームを用いて、各国の管轄当局に提出し、コミュニケーションしなければならない。IMI に提出された適合証明書に基づき、欧州委員会は適合証明書の最新リストをシングルデジタルゲートウェイで公表する。</p>	<p>適合証明書は、管轄当局による承認が必要</p>

	<p>7b. IMI に接続されたパブリック・インターフェースは、特に、検証機関がインターフェースへのアクセスと活動を管理し、適合証明書のコミュニケーションと管理、及びその変更（記録、提出、更新など）に関連する行為を行うために必要な技術的機能を提供しなければならない。また、パブリック・インターフェースは、データが収集され、処理された目的のために 必要でなくなった場合、検証機関のアカウントを含め、インターフェースに保存されたすべてのデータを削除することができるものとする。</p> <p>7c. IMI または IMI に接続されたパブリック・インターフェースに記録された、あるいはそれを通じて交換された個人データを含むいかなる情報も、規則 (EU) No 1024/2012 の第 14 条から第 17 条に従って IMI 内で処理されるものとする。</p> <p>7d. 規則 (EU) 2017/2394 に基づく消費者保護協力のために IMI に登録された管轄当局は、提出された適合証明書へのアクセスをシステム内で提供されなければならない。</p>	
<p>8. 適合証明書は、指令 2005/29/EC に基づく国家当局または裁判所による環境主張の評価を予断するものではない。</p> <p>9. 欧州委員会は、第 5 項にいう適合証明書の様式及び当該適合証明書を発行するための技術的手段に関する詳細を定める実装法令を採択しなければならない。これらの実</p>	<p>8. 適合証明書は、指令 2005/29/EC に基づく国家当局または裁判所による環境主張の評価を予断するものではない。</p> <p>9. 本指令が発効された日から 18 か月までに 欧州委員会は、第 6 項で定める適合証明書の様式、技術的手段、及び当該適合証明書を発行し通知する手順に関する詳細を定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本指令の発効日から 18 か月以内に欧州委員会は適合証明書の様式、技術的手段、通知手順</li> </ul>

<p>装法令は、第 19 条の審査手順に従って採択されるものとする。</p>	<p>める実施法令を採択するものとする。これらの実施法令は、第 19 条第 2 項にいう審査手順に従って採択されるものとする。</p>	<p>に関する実施法令を採択する</p>
<p>第 11 条 検証機関</p>	<p>第 11 条 検証機関</p>	
<p>1. 検証機関は、規則(EC)No 765/2008 に従って認定された第三者適合性評価機関でなければならない。</p>	<p>1. 検証機関は、検証活動に関して規則 (EC)No 765/2008 に従って認定された適合性評価機関として、または EC 規則 No 1221/2009 号第 2 条 20 項に定義された環境検証機関でなければならない。 1a. 認定された検証機関は、EN ISO/IEC 17029「適合性評価－検証及び検証機関に対する一般原則及び要求事項」を遵守しなければならない。</p>	<p>&lt;検証機関の要件&gt; 以下のいずれかの欧州規則に該当し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 規則(EC)No 765/2008 : CE マーキングの定義と一般原則に関する規定</li> <li>• 規則 No 1221/2009 : 欧州環境管理監査制度 (EMAS) 規則</li> </ul> <p>かつ、以下の ISO 規格を遵守する検証機関 (認定までは要求されていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• EN ISO/IEC 17029「適合性評価－妥当性確認機関及び検証機関の一般原則及び要求事項」</li> </ul>
<p>2. この認定には、特に第 3 項の要件に対する適合性の評価が含まれるものとする。</p>	<p>2. この認定には、特に第 3 項の要件に対する適合性の評価が含まれるものとする。</p>	
<p>3. 検証機関は、以下の要件に適合していなければならない。 (a) 検証機関は、当該環境主張の対象となる製品またはそれに関連する事業者から独立していなければならない。 (b) 検証機関、その経営陣、及び検証業務の実施に責任を有</p>	<p>3. 検証機関は、以下の要件に適合しなければならない。 (a) 検証機関は、当該環境主張の対象となる製品、また関連する製品、事業者、もしくは環境ラベルに関連する環境ラベルスキームオーナーから独立した第三者機関でなければならない。 (b) 検証機関、その最高経営陣、及び検証業務の実施を</p>	<p>&lt;検証機関の具体的要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 独立した第三者機関であること</li> <li>• 公平性、技術的力量、守秘義務を確保すること</li> </ul>

<p>する要員は、検証活動に関し、その判断の独立性または誠実性に抵触する可能性のあるいかなる活動にも従事してはならない。</p> <p>(c) 検証機関及びその要員は、最高度の職業的誠実さ及び必要な技術的力量をもって検証活動を実施し、その判断または検証活動の結果に影響を及ぼす可能性のある、あらゆる圧力や誘因（特に金銭的なもの）から自由でなければならない。</p> <p>(d) 検証機関は、同機関が認定を受けている検証活動を実施するために必要な専門知識、設備及びインフラを有していなければならない。</p> <p>(e) 検証機関は、検証作業を実施する責任を負う、適切な資格と経験を有する十分な人数の要員を擁していなければならない。</p> <p>(f) 検証機関の要員は、検証作業を実施する際に入手したすべての情報について、職業上の秘密を守るものとする。</p> <p>(g) 検証機関が検証に関係する特定の業務を下請けに出すまたは子会社に提供する場合、検証機関は、下請け業者または子会社が実施する業務に対する全責任を負い、下請け業者または子会社の資格及びそれらが実施する業務を評価・監視するものとする。</p>	<p>担当する要員は、認定された検証活動に関連して、その判断の独立性または誠実性を損なう可能性のある活動に従事してはならない。</p> <p>(c) 検証機関及びその要員は、非差別的な方法で業務を行い、最高度の職業的誠実さと必要な技術的力量をもって検証活動を実施し、その判断または検証活動の結果に影響を及ぼす可能性のある、あらゆる圧力や誘因（特に金銭的なもの）から自由でなければならない。検証機関、その最高レベルの経営陣、及び検証業務の実施に責任を有する要員の公平性は保証されなければならない。</p> <p>(d) 検証機関は、同機関が認定を受けている検証活動を実施するために必要な専門知識、設備及びインフラを有していなければならない。</p> <p>(e) 検証機関は、ライフサイクル評価などの環境評価手法に精通し、適切な資格と経験を有する人材の十分な確保、検証作業の遂行に必要な技術的能力を確保していなければならない。</p> <p>(f) 検証機関の要員は、検証作業を実施する際に入手したすべての情報について、職業上の秘密を守るものとする。</p> <p>(g) 検証機関が検証に関係する特定の業務を下請けに出すまたは子会社に提供する場合、検証機関は、下請け業者または子会社が実施する業務に対する全責任を負い、下請け業者または子会社の資格及びそれらが実施する業務を評価・監視するものとする。検証機関の認定範囲に該当する業務のみが、下請け業</p>	
--	---	--

	<p>者または子会社によって実施することができる。検証機関は、下請け業者または子会社の活動が検証活動の機密性、客観性、公平性に影響を及ぼさないことを確保しなければならない。</p>	
	<p>3a. 国家認定機関、ライセンス付与機関、または管轄当局は、検証機関の認定またはライセンス付与、認定またはライセンス付与の取り消し、または認定またはライセンス付与のその他の更新を、域内市場情報システム（「IMI」）を通じて通知するものとする。欧州委員会は、IMI で通知された情報に基づき、シングルデジタルゲートウェイ上で最新の検証機関リストを公開する。</p>	<p>検証機関の認定情報等の公開</p>

### (3) グリーン訴求指令案とその修正案「一般的アプローチ」との条文比較に基づいた考察

2023年3月22日に欧州委員会から公表されたグリーン訴求指令案と、2024年6月17日に欧州理事会が発表し同指令案に対する修正案（以下、一般的アプローチ）について、環境ラベルに関する箇所を中心に条文比較を行った。

欧州理事会による一般的アプローチの注目すべき特徴は、以下の三点である。

- タイプ I 環境ラベルの位置付け強化と認定製品の優遇措置（立証及び検証の免除）の明確化
- 明示的な環境主張の立証における簡易手続きの導入
- カーボンを中心とした気候関連の環境主張並びに環境ラベルの立証方法等の追記

欧州委員会の指令案では、「明示的な環境主張」の定義に環境ラベルが含まれていたが、一般的アプローチでは削除された。その一方で、「環境ラベル制度」、「環境ラベルスキームオーナー」など環境ラベルの実態に即した定義が追加され、両者が明確に区別された。また、第8条では環境ラベルの要件が設定されているが、その内容は EU 公共調達指令で環境ラベルの要件を定めている第43条とほぼ同義となっており、EU がグリーン・ウォッシュ対策として意図している環境ラベルは ISO14024 に準拠したタイプ I 環境ラベルと言える。さらに、タイプ I 環境ラベル認定製品は環境主張に求められる立証及び検証が免除されると明文化されたことに加え、加盟国で承認されたタイプ I 環境ラベルは、環境ラベル制度に要求される検証が免除されるなど、タイプ I 環境ラベルの位置付けが明確化されているのが大きな特徴である。一方で、加盟国によるタイプ I 環境ラベルの承認手続きについては、詳述されておらず、どのような手続きが必要であるか、今後の EU での議論が待たれる。

また、明示的な環境主張の立証及び検証を免除する簡易手続きの導入が提案されたことも特筆される。そのうちの一つは、前述のタイプ I 環境ラベルの取得であるほか、他の EU 法で定められている要求事項を立証している環境主張や本指令の発効後 18 か月後に制定される実施法令で定められる基準に該当する環境主張である。特に実施法令で定められる基準については、立証にライフサイクル全体の評価が必要ないと考えられる主張や単一の環境特性に関連している主張が提案されており、大幅に同指令の対象となる環境主張が限定される可能性も否めない。そのため、今後より詳細な基準が検討されていくため、継続的にその動向を注視していく必要がある。そして、これらの免除が適用されるためには、特定技術文書という書類を当局に提出する必要があり、環境主張の種類、証明要件、試験方法などが含まれる。欧州委員会は指令発効日から 18 か月後に、特定技術文書の形式と詳細を実施法令で定める予定としている。

最後に、カーボン等に関する気候関連の環境主張並びに環境ラベルの立証方法等が追記されたことも注目したい。グリーン・ウォッシュ規制の法的枠組みを規定し、本グリーン訴求指令の上位法とも位置付けられる不公正取引慣行指令（UCPD）では、特にカーボンオフセットに関する主張はグリーン・ウォッシュと位置付けている。補完関係にある2つの指令において、矛盾が生じる規定は市場に混乱を招きかねず、今後の EU での議論の方向が注目される。

## 2) 環境関係団体へのヒアリング

我が国の環境表示規制のあり方に係る具体的な施策を検討するにあたっては、グリーン訴求の受け手の立場から見た、環境主張に対する問題意識や要望を把握する必要がある。本項では、2つの国内環境関係団体にヒアリングを実施した。ヒアリング内容については当該団体の意向をうけて非公開とするが、主な内容は以下のとおりである。

- グリーン・ウォッシュ問題の解決には、消費者と事業者の双方に対する啓発活動と、実効性のある制度設計が必要
- 中小企業が容易に活用できるガイドラインの整備や、自己宣言の環境主張に対する信頼性を高める仕組みづくりが求められる
- 欧米との環境意識の違いを踏まえ、日本の状況に合ったグリーン・ウォッシュ対策を検討すべき
- (グリーン・ウォッシュが深刻化している現状を指摘したうえで) 企業への規制と消費者への情報提供の両輪での対策が必要
- カーボンクレジット、オーガニックコットン、木材調達などにおける認証制度のルールに則った運用（バリューチェーン全体でのトレーサビリティの確保）と主張が重要

### 3) グリーン・ウォッシュ対策に関して先進的取組をする先進国の調査

現在も議論が続いているグリーン訴求指令案は、採択後 18 か月以内に加盟国が国内法に反映し、24 か月後から正式に規制が開始される見込みである。違反事業者に対しては、欧州売上高の 4% という決して無視できない罰金が課される可能性があるため、欧州で環境配慮型製品を展開する日本事業者にとって、動向を注視するとともに、必要な対策を講じることが喫緊の課題となっている。そのため、最新動向の迅速な把握が不可欠であることから、EU 加盟国の中でもグリーン・ウォッシュ対策をはじめとする環境政策において先進的な取組を進めているドイツを現地訪問し、その動向を直接ヒアリングすることとした。ヒアリング機関は、欧州で広く活用され、日本事業者にとっても関心が高いタイプ I 環境ラベル「ブルーエンジェル」の運営機関であり、環境政策の所管官庁であるドイツ連邦環境庁 (UBA)、同じくタイプ I 環境ラベルである「Green Product Mark」の運営機関であり、世界的なネットワークを持つ試験機関である TÜV Rheinland、ブルーエンジェルをはじめとする環境認証制度の認証機関である RAL gGmbH、ドイツの環境規制に関する調査研究にも多く携わり、グリーン・ウォッシュ規制への関与が見込まれる調査研究機関である Öko-Institut を訪問した。ヒアリングでは、グリーン訴求指令案の最新動向に加え、欧州における消費者のグリーン訴求に対する反応などについても情報収集を行った。ヒアリング結果については、次項にて詳述する。

表 5-1-1. 欧州現地訪問スケジュール

日時	訪問先
2024 年 12 月 15 日(日)	日本出発、ドイツ到着
12 月 16 日(月) ※現地時間	当初、ドイツ連邦環境庁 (UBA) とのヒアリングを 16 日に予定していたが、担当者の都合により 17 日に変更
12 月 17 日(火)	ヒアリング機関：ドイツ連邦環境庁 (UBA) 場所：UBA 打合せ室 (ドイツ・デッサウ) 担当者：Dr. Kristin Stechemesser (Research Associate), Ms. Janine Braumann
12 月 18 日(水)	ヒアリング機関：TÜV Rheinland 場所：TÜV Rheinland AG 会議室 (ドイツ・ケルン) 担当者：Stephan Scheuer (Head of Business Development & Sustainability, Electrical Products, Speaker Sustainability Products, German Operations)
	ヒアリング機関：RAL gGmbH 場所：RAL gGmbH 会議室 (ドイツ・ボン) 担当者：Mr. Cristoph Esser (Head of Environmental Labelling), Dr. Sebastian Burck (Environmental Labelling), Mr. B.Eng. Johann Krause (Environmental Labelling)

12月19日(木)	ヒアリング機関：Öko-Institut e.V. 場所：Öko-Institut e.V.会議室（ドイツ・フライブルグ） 担当者：Dr. Florian Antony (Senior Researcher, Head of Subdivision Sustainable Food Systems and Lifestyles, Division Products & Material Flows), Ms. Yifaat Baron (Senior Researcher, Department of Sustainable Products and Material Flows)
12月20日(金)	ドイツ出発
12月21日(土)	日本到着

(1) ヒアリング結果

① ドイツ連邦環境庁 (UBA)

1.日時	2024年12月17日(火)
2.ヒアリング先	ドイツ連邦環境庁 (UBA)
3.場所	ドイツ連邦環境庁 (UBA) 打合せ室 (ドイツ・デッサウ)
4.出席者	Dr. Kristin Stechemesser (Research Associate), Ms. Janine Braumann 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事業部 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
5.ヒアリング内容	
質問	回答
グリーン訴求指令案は、競争制限禁止法 (GWB) に反映される見込みと聞いているが、そのほかに省庁が出しているガイドラインや業界団体などが出している Code など、ドイツでグリーン・ウオッシュを規制するものなどはあるか。	ドイツの政府機関や業界団体等がグリーン・ウオッシュに関するガイドラインやハンドブック等を公表しているかについては聞いたことがない。一般消費者向けの環境ラベルに関するガイドはあるものの、業界向けの同様のガイドはない。消費者向けには、Siegelklarheit (ジークルクラールハイト) <sup>1</sup> という環境ラベルを比較検討するための情報提供ツールがあり、ドイツ政府機関が提供しているものである。 欧州委員会が2022年3月に公表した「グリーン移行のための消費者のエンパワーメントに関する指令案 (以下、消費者エンパワーメント指令)」において、環境ラベルについても一部言及されているが、一般的に多くの事業者はISO 14024に基づくタイプ I 環境ラベルであるブルーエンジェルについてよく知っている。公共調達法の近代化に関する規則(VgV) <sup>2</sup> においては、調達プロセス内で適用可能な環境ラベルの要件が規定されており、その要件は欧州公共調達指令の第43条で規

<sup>1</sup> <https://www.siegelklarheit.de/>

<sup>2</sup> [https://www.gesetze-im-internet.de/vgv\\_2016/VgV.pdf](https://www.gesetze-im-internet.de/vgv_2016/VgV.pdf)

	<p>定されているものと同一である。ただし、どの環境ラベルが優れている環境ラベルか、どの環境ラベルがそうでないかを示すガイドラインはない。現時点では、消費者エンパワーメント指令の影響を注視するとともに、依然として EU レベルで議論が継続しているグリーン訴求指令案の内容自体が今後の動向を左右すると考えている。そのため、一部の事業者は現時点では新たな環境ラベルを作成することに消極的であり、状況を見守っている状態である。ドイツにおいては、観光宿泊施設向けの環境ラベルとして EU エコラベルが一定の成功を収めており、市場に存在する様々な事業者による環境ラベルは EU エコラベルを参考に運用されているものの、特段のルール等は設定されていないと認識している。タイプ I、タイプ II、タイプ III 環境ラベルに関するガイドブック「Umweltinformationen für Produkte und Dienstleistungen (Environmental Information for Products and Services)<sup>3</sup>」はあるが、長らく更新されておらず、グリーン訴求指令案採択後の更新が検討されている。</p>
<p>ドイツ社会におけるグリーン・ウオッシュへの意識について。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン・ウオッシュに対するドイツの消費者の意識はどうか</li> <li>消費者団体などのグリーン・ウオッシュの監視機関はあるか</li> </ul>	<p>UBA では、食品表示に関する調査を実施した。現時点ではドイツ語の報告書のみだが、後ほどリンクを共有する。また、グリーン・ウオッシュにおける単一側面と複数側面を考慮した環境ラベルの訴求の違いについて取りまとめた調査報告書についても、併せてリンクを共有する。さらに、欧州委員会が公表したグリーン訴求に関する調査も参考になるだろう。</p> <p>他の欧州諸国と異なり、ドイツにはドイツ消費者団体連盟 (Verbraucherzentrale Bundesverband (vzbv))<sup>4</sup> という消費者団体があり、訴訟を起こすことが認められている。つまり、個々の消費者がグリーン・ウオッシュに関する裁判を直接起こすことはできない。また、多くのメディアが環境パフォーマンスの低い製品に対して賞を授与する事例も見られる。</p>
<p>グリーン訴求指令案に対する産業界・事業者からの反応や認知度について。</p>	<p>ブルーエンジェルでは繊維製品や履物の基準を制定しているが、履物の業界団体が新たな環境ラベルの作成を検討していたものの、グリーン訴求指令案を考慮し断念したという情報がある。その結果、ブルーエンジェルの認証を活用する方針を示していると聞いている。ホテル業界でも同様の動きが</p>

<sup>3</sup> <https://www.blauer-engel.de/sites/default/files/2021-08/umweltinformationen-produkte-dienstleistungen.pdf>

<sup>4</sup> <https://www.vzbv.de/>

	<p>見られ、EU エコラベルを一つの指針として、基準内容などをEU エコラベルと同様に整理しようとしている。これらの点から、事業者がグリーン訴求指令案を強く意識していることがうかがえる。また、非常に多くの事業者から環境ラベル制度について問い合わせを受けているが、UBA では環境ラベル自体の評価を行っていない。</p> <p>グリーン訴求指令案の問題点として、要件の不明瞭さが挙げられる。第3条においてグリーン訴求が満たすべき要件が規定されているものの、その内容は具体的なものではなく、事業者にとって何をすべきかが非常にわかりにくい状況である。特に、グリーン訴求を行う前に、当該訴求に対する立証及び検証を行う必要性が示されているが、そのプロセスが不明確で実際には何を行えばいいかわからないという意見がある。</p>
<p>グリーン訴求指令案を踏まえたブルーエンジェルへの問い合わせは増えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同指令におけるブルーエンジェルの位置付けなどは聞かれるか</li> <li>• ブルーエンジェルを取得しておけば、実証が免除されるのかなど</li> <li>• EU エコラベルが、グリーン訴求指令案の影響で認定数が増加しているという記事があったが、ブルーエンジェルではどうか</li> </ul>	<p>EU エコラベルは、約3年前からマーケティングや広報活動に注力しており、グリーン訴求指令案の影響もあって認定数を増加させている。また、フランス政府は認証取得を支援するため、コンサルタントや監査人を雇用する事業者に補助金を給付しており、多くの事業者がEU エコラベルの取得を積極的に進めている。一方、ブルーエンジェルは、EU エコラベルほど顕著な認定数の増加は見られておらず、グリーン訴求指令を契機とした認定数の増加を期待している。</p>
<p>タイプI環境ラベル制度の運営機関として、グリーン訴求指令に向けた対策はしているか。加盟国で承認されれば、環境ラベル機関としての検証が不要と聞いている。</p>	<p>グリーン訴求指令案が依然として議論されている段階であるため、ブルーエンジェルの所管官庁の一つであるUBAにおいても、具体的な対策を十分に把握できていない状況である。</p>
<p>認証機関として、グリーン訴求指令案に向けた対策はしているか (ISO17065 など)。</p>	<p>ISO17065 の認定取得を検討したことはあるが、すべての製品グループにおいて評価及び監査が必要となることが判明し、取得を断念した経緯がある。</p>

<p>一般的アプローチによれば、EN ISO 14024 タイプ I のエコラベル制度は、加盟国で正式に承認され、新規則に準拠していれば、検証の対象外となる。EU 市場全体にとっては、一つの加盟国による承認で十分である。加盟国はこのようなラベル制度を公式に承認する手続きを設けるとある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ドイツでは、どの機関が所管し、どのような手続きかは検討されているか</li> <li>• もしそのような情報があれば、EU 域外の環境ラベルも申請対象となるか</li> </ul>	<p>EU 加盟国が個別にタイプ I 環境ラベルの承認に関する手続きを設定するよりも、欧州委員会が主導して取組を進める方が望ましいと考えている。なぜなら、すべての EU 加盟国は異なるベンチマークを有しており、各加盟国が個別にプロセスを設定することは、手続きの煩雑化を招き、望ましくない。</p> <p>グリーン訴求指令案に基づき EU 加盟国が当該手続きを策定する場合、ドイツの所管官庁の一つは UBA になると考えられるが、グリーン訴求指令案が現在も議論中であるため、具体的な検討は採択後に行われることになるだろう。しかし、UBA では人員的な課題もあり、今後の具体的な対応は不透明である。</p>
<p>欧州は、不公正取引行為指令 (UCPD) やグリーン訴求指令案の罰則も含めた強い規制を使って、GW を規制する方針であるが、義務的規制ではなく、枠組みを構築のうえ指針を示すアプローチをとる国 (日本など) に対して、アドバイスはあるか。</p>	<p>タイプ I 環境ラベルの積極的な活用が望ましいと考えている。単一側面のみを評価する環境ラベルは、製品のライフサイクル全体を考慮しているとは言えず、グリーン訴求指令案で示されている観点の一つを考慮することで、ライフサイクルにおける別の観点に悪影響を及ぼしていないかについて、十分に確認されていない場合も考えられるためである。</p>

## ② TÜV Rheinland

1.日時	2024年12月18日(水)
2.ヒアリング先	TÜV Rheinland
3.場所	TÜV Rheinland AG 会議室 (ドイツ・ケルン)
4.出席者	<p>団体名 : TÜV Rheinland AG          担当者 : Stephan Scheuer          役職 : Head of Business Development &amp; Sustainability, Electrial Products, Speaker Sustainability Products, German Operations</p> <p>公益財団法人日本環境協会 エコマーク事業部 事業推進課 課長代理          小林 弘幸</p>
5.ヒアリング内容	

質問	回答
<p>グリーン訴求指令案をはじめとした欧州のグリーン・ウォッシュ規制の現状。</p>	<p>タイプ II 環境ラベルは、欧州の法的枠組みに関する議論において重要な論点の一つとなった。議論においては、タイプ II 環境ラベルは多くの問題点があり、エコデザイン規則の要求事項の履行を回避してしまう可能性が高いとの認識が示された。欧州には、エコデザインに真摯に取り組む製造事業者が存在する一方で、最小限の労力でエコデザインを訴求しようとする製造事業者も存在する。このような状況から、欧州の法的枠組みにおいては、タイプ II 環境ラベルはグリーン・ウォッシュのリスクが高いと判断され、タイプ I 環境ラベルがグリーン訴求の信頼性確保に大きく貢献できると結論付けられた。産業界の一部には、タイプ I 環境ラベルは最高レベルの環境ラベルであるが、基準が厳しすぎるという意見もある。しかし、このような意見は徐々に少なくなりつつあり、欧州ではタイプ I エコラベルを重視する方向へ進んでいると解釈できる。この傾向は、消費者エンパワーメント指令やグリーン訴求指令案といった法的規制からも裏付けられる。</p> <p>グリーン訴求指令案は、公表から 1 年以上が経過しているが、欧州委員会内の環境、経済、司法等の各部門において、グリーン訴求に関する見解に相違があったため、段階的な調整が必要であるという合意に至ったと聞いている。調整の柱として以下の三点が挙げられる。第一に消費者の権利強化、第二にグリーン・ウォッシュの回避と環境配慮型製品の提供、第三に産業界における消費者権利部門からの要件とエコデザインの要件の整合性確保である。そして、2024 年 3 月に消費者エンパワーメント指令が施行され、司法・消費者総局 (DG JUST: DG Justice and Consumers) は消費者の権利強化を目的とした EU 全体の消費者行動調査を委託されている。</p> <p>2024 年 6 月の欧州議会選挙後、同年 12 月 1 日に新しい欧州委員会が発足した。この期間、グリーン請求指令案は欧州議会と欧州理事会で継続的に議論されていた。欧州理事会は、グリーン訴求指令案の多くの要素が消費者エンパワーメント指令によって既に規制されている点を指摘し、グリーン訴求指令案自体の必要性に疑問を呈している。また、同年 6 月にはエコデザイン規則も採択されており、二つの重要な規制が既に発効している状況を踏まえ、産業界は消費者エンパワーメント指令に重点を置くことで、グリーン訴求指令案の制定</p>

	<p>を回避しようとする意向があると見られる。こうした状況から、個人的にはグリーン訴求指令案は採択されない可能性も無視できないと考えている。産業界は、グリーン訴求指令案が消費者エンパワーメント指令よりも詳細な規定を有していることを認識しているものの、後者も消費者の権利強化のための枠組みを構築しているためグリーン訴求に関する規制にも影響を及ぼす可能性があるため、重複する規制を避けたい意向があるものと考えられる。</p> <p>しかし、消費者エンパワーメント指令が枠組みを構築しているのに対して、グリーン訴求指令案は詳細な規定を定めるガイドラインとして位置付けられているため、グリーン訴求指令案が採択されない場合、消費者と製造事業者間で混乱が生じる可能性が高い。現在もグリーン訴求指令案に関する議論は継続されているため、産業界にとって受け入れられる内容になる余地は残されている。しかし、同指令案の公表から2年以上が経過している現状を踏まえると、採択に至らない可能性があるとも私も考えている。欧州議会と欧州理事会で合意に至らない場合、欧州委員会に差し戻され、欧州委員会は新たな指令案を作成するか、もしくは提案を取り下げるかの判断を迫られる。グリーン訴求指令案は、前欧州委員会によって提案されたものであり、現欧州委員会においては、その再提案に対する明確な責任者が不在である可能性も考慮する必要がある。</p>
<p>グリーン訴求指令案は、競争制限禁止法 (GWB) に反映される見込みと聞いているが、そのほかに省庁が出しているガイドラインや業界団体などが出している Code など、ドイツでグリーン・ウォッシュを規制するものなどはあるか。</p>	<p>ドイツに限らず、欧州全体でも環境表示に関するガイドラインはあまり見られない。政府機関やその他の組織によるガイドラインは存在するが、欧州にはエコデザインとグリーン訴求に関して独自の考えを持つ団体が多数ある。例えば、ドイツにはドイツ産業連盟 (Bundesverband der Deutschen Industrie e.V.: BDI)<sup>5</sup>という業界団体がある。私も BDI のメンバーである。BDI は、グリーン訴求指令案及び消費者エンパワーメント指令への対応に関して独自の見解を有しているが、現時点では具体的な規範やガイドラインは策定されていない。これは、2024年に施行された重要な法規制が複数存在するため、環境表示に関する追加のガイドラインを発行することで制度が複雑化する可能性を懸念しているためである。</p>

<sup>5</sup> <https://english.bdi.eu/>

	<p>持続可能な製品のためのエコデザイン規則、修理する権利指令、消費者エンパワーメント指令などが施行されており、産業界及び多くの政府機関は、これらの既存の規制枠組みで十分であると判断し、追加のガイドラインは不要であると考えている。</p> <p>なお、欧州の不公平取引行為指令（UCPD）を国内法に反映したドイツ不正競争防止法（UWG）<sup>6</sup> によって、ドイツではグリーン訴求が規制されている。具体的な根拠がなく、検証も行われていないグリーン訴求に対しては、UWG の関連条項が適用され、弁護士を通じて当該訴求の差し止め請求を行うことができる。また、そのグリーン訴求を用いたマーケティング活動がドイツ国外の EU 加盟国で行われている場合は、UCPD が直接適用される。ドイツ及び欧州においては、グリーン訴求に関する考え方に相違が生じた場合、ガイドラインではなく法的根拠に基づいて判断されるべきという見解が存在し、これを規制するための法規制は十分に整備されている。</p>
<p>ドイツ社会におけるグリーン・ウオッシュへの意識について。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• グリーン・ウオッシュに対するドイツの消費者の意識はどうか</li> <li>• 消費者団体などのグリーン・ウオッシュの監視機関はあるか</li> </ul>	<p>ドイツ及び欧州の消費者は、製品デザインから直接確認できないグリーン訴求や、目標達成の方法、性能訴求の根拠が不明瞭な場合、その訴求に対する信頼性が低いと認識する傾向が見られる。すなわち、客観的な検証が行われていない場合、訴求内容の信憑性を判断する根拠がないと捉えられる。例えば、あるシャンプーがカーボンニュートラルな方法で製造されていると製造事業者が訴求した場合、その根拠が提示されなければ、過半数の消費者はその訴求が本当に正しいか疑問を抱く。一方で、環境問題への関心が高く、専門知識を有する消費者は、単一製品の製造過程において完全にカーボンニュートラルを実現することが実際上極めて困難であることを認識している。このように、消費者の半数は事業者のグリーン訴求に対して特に関心を示さず、環境関連の訴求を一定程度信頼する傾向にある。他方、残りの半数はサステナブルな製品への関心の高まりに伴い、グリーン・ウオッシュに対する警戒心を強めている。</p> <p>グリーン・ウオッシュへの関心は地域差が大きく、特に北欧（フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク）及びベネルクス三国（ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ）に</p>

<sup>6</sup> [https://www.gesetze-im-internet.de/englisch\\_uwg/](https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_uwg/)

において高い傾向が見られる。しかし、南ヨーロッパや東ヨーロッパ諸国では、エコデザインやグリーン訴求の関心は相対的に低く、意識しているのは20～30%程度に留まるだろう。北欧諸国で関心が高い背景には、環境教育の普及が影響していると考えられ、幼少期から環境保護の重要性を学ぶ機会が多いことが要因だろう。ただし、全体的な傾向として、グリーン・ウォッシュに対する消費者の認識は世界的に高まりつつあると言える。

消費者レベルの監視機関として、ドイツ環境支援協会(Environment Action Germany: DUH)<sup>7</sup>に加え、ドイツ消費者団体連盟(vzbv)という団体があり、市場から製品を調達し、その主張内容の検証を行っている。訴求内容が事実と異なると判断された場合、法的措置を講じることもある。これらの団体は、訴訟に対して断固たる姿勢で臨み、法的決着に至るまで対応を継続する。

日本で日本の製造事業者と共に仕事をして感じたことは、日本の製造事業者は世界のどの地域よりも、製品性能の検証を非常に重視していたということである。当時、韓国や台湾、中国の製造事業者とも仕事をしてしたが、エコデザインの基準に基づいて製品製造に取り組む日本の製造事業者の姿勢には驚かされた。日本のディスプレイメーカーとエネルギー効率について協議した際、10回以上の測定を実施すると聞いて驚いたことを覚えている。日本の主要な製造事業者の多くは、ガイドラインの内容を忠実に順守し、信頼性が高いと感じた。韓国では、一部の主要メーカーはエネルギー効率の改善に注力していたものの、消費者はただ使用するだけという考えから、ディスプレイのエネルギー効率に関する調整や試験を実施することに懐疑的であった。日本の製造事業者は製品の完成度を追求する傾向が見られた一方、韓国の製造事業者は消費者の主要な使用用途に焦点を当てた検証に限定しているという印象がある。中国においては、特定の条件下での検証のみを実施し、それ以外の使用条件下での使用は保証しないという姿勢であった。この環境要件に準拠した製品製造の解釈の違いは、文化的要因が影響しているからであり、特定の文化圏の優劣を示すものではなく、各文化圏の歴史的経緯や環

<sup>7</sup> <https://www.duh.de/>

	<p>境認識、教育水準などが複合的に影響しているためである。私が言いたいのは、環境訴求に対する信頼性の違い、つまり特定の情報源から発信される環境情報への信頼度の違いは、それらを考慮する必要があるということである。そのため、日本にはドイツのような監視機関は必要ないのだろう。</p>
<p>グリーン訴求指令案に対する産業界・事業者からの反応や認知度について。</p>	<p>昨年半ば以降、事業者から多くの反応や問い合わせがある。その主な内容は、グリーン訴求における具体的な検証について支援を希望するものであった。これらは、グリーン訴求指令案や消費者エンパワーメント指令に関わらず、不十分な検証に基づく訴求がリスクを伴うことを事業者が理解しているからである。また、製造事業者自らが検証した主張内容の妥当性確認や、第三者機関による検証を求める問い合わせも多く、グリーン訴求指令案などが検証の重要性に対する意識向上に寄与していると考えられる。</p>
<p>グリーン訴求指令案を踏まえた貴社が運営する Green Product Mark への問い合わせは増えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同指令における Green Product Mark の位置付けなどは聞かれるか</li> <li>• Green Product Mark を取得しておけば、実証が免除されるのかなど</li> <li>• EU エコラベルが、グリーン訴求指令案の影響で認定数が増加しているという記事があったが、Green Product Mark ではどうか</li> </ul>	<p>特に、情報通信分野の Green Product Mark への関心が高い。ドイツテレコムやボーダフォンなどの大手携帯電話会社は関心が高く、Green Product Mark の取得が、グリーン訴求指令案や消費者エンパワーメント指令、エコデザイン規則などに対応できると考えている。</p> <p>家具や繊維、玩具等の産業界において、環境配慮や法的要件への順守の対策として、Green Product Mark の取得に対する関心が高まっている。製造事業者や業界団体の中には、Green Product Mark をデジタル製品パスポートの対応策ととらえる動きもみられる。エコデザイン規則のデジタル製品パスポートで求められる 15 のエコデザインパラメータの文書化は煩雑な作業となるが、Green Product Mark はエコデザイン規則の要求事項への対応になると考えている。産業界では、タイプ I 環境ラベルがエコデザイン規則の要件を満たすものであることを期待している。Green Product Mark を含むタイプ I 環境ラベルは、欧州の法的要件への適合に加え、透明性の向上と第三者機関による検証は大きな特徴であると捉え、製造事業者はリスク軽減策として Green Product Mark を選択する傾向がみられる。</p>
<p>認証機関として、グリーン訴求指令案に向けた対策はしているか (ISO17065 など)。</p>	<p>Green Product Mark 制度は、ISO17065 及び ISO17025 に基づいて試験から認証までの手続きが定められているものの、TÜV RHEINLAND では ISO17065 等の認定を取得していない。これは、グリーン訴求指令案が従来の認証制度とは</p>

	<p>異なるアプローチを採用しようとしているためである。同指令案では、検証機関の設置が要求されており、認証機関と検証機関の間には明確な違いがある。認証機関は ISO17065 に準拠して活動するが、検証機関は ISO17029 (適合性評価—検証機関に対する一般要求事項) に準拠して活動する。そのため、我々はグリーン訴求指令案の議論状況を注視している。同指令が施行された場合、検証機関としての適合性評価規格である ISO 17029 の認定取得を検討する予定である。検証機関は、試験機関と認証機関の中間的な役割を担う機関であり、認証機関が環境ラベル制度に基づく認証業務を行うのに対し、検証機関は個別の性能要件に対する独立した検証業務を行う。</p> <p>製造事業者が製品のエネルギー効率の高さを訴求する場合、その検証が求められるため、第三者検証機関に依頼する必要がある。検証機関は、試験所と連携して測定を行い、規格に準拠した試験が実施されているか、また訴求内容の妥当性を確認し、その結果を証明する。これがグリーン訴求指令案におけるアプローチであるが、現時点ではまだ施行されていない。</p>
<p>一般的アプローチによれば、EN ISO 14024 タイプ I のエコラベル制度は、加盟国で正式に承認され、新規則に準拠していれば、検証の対象外となる。EU 市場全体にとっては、一つの加盟国による承認で十分である。加盟国はこのようなラベル制度を公式に承認する手続きを設けるとある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ドイツでは、どの機関が所管し、どのような手続きかは検討されているか</li> <li>• もしそのような情報があれば、EU 域外の環境ラベルも申請対象となるか</li> </ul>	<p>グリーン請求指令が制定されなければ、消費者エンパワーメント指令が法的拘束力を持ち、ISO17065 への準拠が求められる可能性がある。ただし、その最終的な決定は加盟国にゆだねられており、ドイツにおいては UBA が関連業務を担うことが想定される。UBA は自らを監督機関と位置付けており、その能力は十分に認められていると考えられる。法的な観点からもう少し深く掘り下げると、UBA の上位組織であるドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全・消費者保護省 (BMUV) が所管官庁になるだろう。BMUV は法令の策定を担い、UBA がその執行を担うという役割分担が想定される。</p>
<p>欧州は、不公正取引行為指令 (UCPD) やグリーン訴求指令</p>	<p>グローバルで通用するタイプ I 環境ラベルの確立を目指すことが、2年前に GEN の活動を詳しく理解しようとしたとき</p>

案の罰則も含めた強い規制を使って、GWを規制する方針であるが、義務的規制ではなく、枠組みを構築のうえ指針を示すアプローチをとる国（日本など）に対して、アドバイスはあるか。

っかけであった。TÜV RHEINLANDのタイプI環境ラベル「Green Product Mark」は、国際的な環境ラベルであることをアピールできるからである。これは、ドイツや特定の欧州諸国のみならず、事業者が販売のために各国政府の環境ラベルをそれぞれ取得することは大きな労力を要することから、単一の環境ラベルで包括的に環境訴求をカバーすることを望む欧州の製造事業者が存在するためである。これらの要件を統一するためには、国際的な連携強化が不可欠である。しかし、特に日本におけるガイドラインに基づくアプローチは、欧州においては非常に難しいと感じる。欧州では法的拘束力のある規制が重視される一方、ガイドラインは法的規制がないためである。製造事業者の対応にばらつきが生じ、効果的な普及が難しい。そのため、今後の課題は多いものの、そのアプローチは改善の余地はあるだろう。

環境表示ガイドラインを用いる場合、日本の製造事業者はタイプII環境ラベルを使うことができるが、欧州では炭素排出量削減に関する独自の目標が存在し、欧州グリーンディール政策の下では、タイプI環境ラベルのみが最高レベルの環境ラベルとして位置付けられている。タイプI環境ラベルは、信頼性の高い基準に基づき、測定及び検証が容易であり、優れた製品開発に貢献する可能性が高いとされている。各国において環境ラベルの要件に関する認識に相違があることは認識していると思うが、エコデザインの検証や妥当性確認を実施せずに、自己宣言のみに基づいて訴求を行う事例も存在する。これらの事例においては、タイプI環境ラベル以外の環境ラベルに基づく訴求が行われている。一方で非常に真摯に取り組んでいる国もある。検証されていないグリーン訴求が脆弱な根拠に基づく場合、そのブランドに悪影響を及ぼすことを十分に認識しているからである。私の理解では、タイプII環境ラベルではカバーできないことが、欧州における議論の要点である。隊

しかし、私は横浜にあるTÜV RHEINLANDの日本法人でも勤務経験があるが、日本のアプローチは日本国内においては有効に機能していると考えられる。ドイツでも機能すると思うが、欧州の南部に位置する加盟国では、日本やドイツの事業者と同等の取組を行う事業者は少ない傾向が見られる。

③ RAL gGmbH

1.日時	2024年12月18日(水)
2.ヒアリング先	RAL gGmbH
3.場所	RAL gGmbH 会議室 (ドイツ・ボン)
4.出席者	Mr. Cristoph Esser (Head of Environmental Labelling) Dr. Sebastian Burck (Environmental Labelling) Mr. B.Eng. Johann Krause (Environmental Labelling)
	公益財団法人日本環境協会 エコマーク事業部 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
5.ヒアリング内容	
質問	回答
グリーン訴求指令案は、競争制限禁止法 (GWB) に反映される見込みと聞いているが、そのほかに省庁が出しているガイドラインや業界団体などが出している Code など、ドイツでグリーン・ウオッシュを規制するものなどはあるか。	<p>ドイツ連邦共和国労働安全衛生研究所 (Federal Institute for occupational Health and Safety: BAuA) <sup>8)</sup>は、「危険な混合物の包装と表示に関する事例集<sup>9)</sup>」を公開している。CLP 規則では、「無害」、「無毒」、「環境に優しい」などの訴求を禁止しており、また子供の興味を引く方法で製品を販売してはならないと規定している。例えば、子供に人気のあるキャラクターが包装にデザインされた洗剤などは、子供の関心を引き付けることが明白であるため、そのような容器に洗剤を入れて販売することは禁止されている。また、殺生物性製品規則は、様々な種類の表現を禁止している。この規則の後半には、実際に市場に流通した製品に関する事例集が掲載されている。</p> <p>他に参考となる機関として、ドイツ連邦リスク評価研究所 (German Federal Institute for Risk Assessment: (BfR))<sup>10)</sup> を紹介する。BfR は製品安全に着目し、市場に上市されている製品を評価し、ウェブサイトでその評価結果を公開している。</p>
ドイツ社会におけるグリーン・ウオッシュへの意識について。 <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン・ウオッシュに対するドイツの消費者の意識はどうか</li> <li>消費者団体などのグリー</li> </ul>	<p>ドイツはグリーン・ウオッシュに関して長い歴史を有しており、国際 NGO のグリーンピースや環境 NGO のドイツ環境支援協会 (DUH)などが、グリーン・ウオッシュに関する活動を行っている。例えば、環境に悪影響を与える製品やグリーン・ウオッシュを行っていると思われる製品に賞を与えるなどの活動を展開している。ドイツでは、グリーン・ウオッ</p>

<sup>8)</sup> [https://www.baua.de/DE/Home/Home\\_node.html](https://www.baua.de/DE/Home/Home_node.html)

<sup>9)</sup>

[https://www.mags.nrw/system/files/media/document/file/beispielsammlung\\_verharmlosend\\_2018\\_02\\_23.pdf](https://www.mags.nrw/system/files/media/document/file/beispielsammlung_verharmlosend_2018_02_23.pdf)

<sup>10)</sup> [https://www.bfr.bund.de/en/product\\_safety-3994.html](https://www.bfr.bund.de/en/product_safety-3994.html)

<p>ン・ウオッシュの監視機関はあるか</p>	<p>シュに対して非常に厳しい目が向けられており、グリーン訴求自体をグリーン・ウオッシュと見なす人も少なくない。</p> <p>透明性や有効性といった観点から環境ラベルの優劣を示す客観的な指標を示しているウェブサイト「Siegelklarheit」がある。このサイトはドイツ連邦経済協力・開発省（BMZ）が管理している。</p> <p>先日、Nature Care Product というオーガニック洗剤や清掃用品、衛生用品などを対象とした環境ラベルの運営機関と話をした機会があったが、そのラベルの表示要件は非常に厳格であった。具体的には、仮に 10 種類の製品がある場合、そのうち 7 種類の製品がそのラベルを取得しなければ、ラベル自体をどの認定製品にも使用することができないというものであった。つまり、グリーン・ウオッシュを防ぐため、ポートフォリオ上の製品のうち 70%が認定を取得する必要があるということである。一方、ブルーエンジェルや他の環境ラベルでは、100 個の製品のうち 1 つの製品だけでも認定を取得すれば、他の 99 製品にはラベルがついていなくても、「我々は環境に配慮している」と訴求することが可能である。これは、実際よりも環境に配慮しているように見せている可能性があると言える。環境ラベルを使用するために必要な認定数を制限することは、どの事業者が本当に環境に配慮しようとしているのか、誰がグリーン・ウオッシュをしているのかを見分けるための良い指標になると考える。これはよいアプローチだと思うが、ブルーエンジェルや他の環境ラベルでは導入が難しいであろう。</p> <p>また、ドイツではドイツ消費者団体連盟（vzbv）という消費者団体があり、何者かがブルーエンジェルなどの環境ラベルを悪用した場合、裁判を起こすことがある。こうしたことから、グリーン・ウオッシュに対して非常に活発な団体と言える。なお、DUH も同様に裁判を起こすことができる。</p> <p>UBA は、今年、中国から CO2 排出クレジットを購入した企業に対して、その中国でのクレジットは詐欺であることが判明したことから、そのクレジットを認めなかったという事例があった。これもグリーン訴求の乱用の一種で、来年罰せられる予定である。ブルーエンジェルに関する別の有名な事例は、Tagesschau で報道されたドラッグストアチェーン DM の製品に関するものである。DM は洗剤などで「気候ニュー</p>
-------------------------	--

	<p>トラル」を訴求していたが、DUHによって裁判を起こされ、裁判所は訴求内容の裏付けがなければ「気候ニュートラル」と使用することはできないという判決を下した。そのため、DMはそのグリーン訴求を取り下げなければならなかったが、現在ではしっかり裏付けを行ったうえで訴求を行っている。</p>
<p>グリーン訴求指令案に対する産業界・事業者からの反応や認知度について。</p>	<p>産業界はグリーン訴求指令案の動向を注視している。実際に、衛生用品などを扱う大企業からメールがあり、グリーン訴求指令案において、ブルーエンジェルが法的レビューを行ったかどうかを知りたいとのことであった。その事業者は、ブルーエンジェルがこれらの法規制に準拠しているかどうか、また準拠していない場合はどのような措置をとるべきかを知りたいと述べていた。グリーン訴求指令が施行されるのは2027年以降であるため、現時点では具体的な検討を進めることは時期尚早だと考えている。もし検討を進めるのであれば、弁護士を交えてどのような対応を取るべきか話し合う必要があるが、グリーン訴求指令はまだ採択されておらず、その条文も公開されていないため、わからないとしか答えられなかった。</p>
<p>グリーン訴求指令案を踏まえたブルーエンジェルへの問い合わせは増えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 指令におけるブルーエンジェルの位置付けなどは聞かれるか</li> <li>• ブルーエンジェル取得しておけば、実証が免除されるのかなど</li> </ul> <p>EUエコラベルが、グリーン訴求指令案の影響で認定数が増加しているという記事があったが、ブルーエンジェルではどうか。</p>	<p>同上</p>
<p>認証機関として、グリーン訴求指令案に向けた対策はしているか (ISO17065 など)。</p>	<p>ISO17065 の認定は取得していないが、ISO17065 に準拠したマネジメントシステムを運用している。</p>
<p>一般的アプローチによれば、</p>	<p>所管官庁は、UBA もしくはドイツ連邦環境・自然保護・原</p>

<p>EN ISO 14024 タイプ I のエコラベル制度は、加盟国で正式に承認され、新規則に準拠していれば、検証の対象外となる。EU 市場全体にとっては、一つの加盟国による承認で十分である。加盟国はこのようなラベル制度を公式に承認する手続きを設けるとある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ドイツでは、どの機関が所管し、どのような手続きかは検討されているか</li> <li>• もしそのような情報があれば、EU 域外の環境ラベルも申請対象となるか</li> </ul>	<p>子力安全省 (BMUV) になると思われる。EU 域外の環境ラベルも申請対象となるかは不明だが、申請可能であれば、前述のどちらかの省庁が担当省庁になるだろう。</p>
<p>欧州は、不公正取引行為指令 (UCPD) やグリーン訴求指令案の罰則も含めた強い規制を使って、GW を規制する方針であるが、義務的規制ではなく、枠組みを構築のうえ指針を示すアプローチをとる国 (日本など) に対して、アドバイスはあるか。</p>	<p>最新動向を常に把握し、迅速な対応ができるよう準備すべきである。</p>



左から、Dr. Sebastian Burck、小林、Mr. B.Eng. Johann Krause、Mr. Cristoph Esser

④ Öko-Institut e.V.

1.日時	2024年12月19日(木)
2.ヒアリング先	Öko-Institut e.V.
3.場所	Öko-Institut e.V.会議室 (ドイツ・フライブルグ)
4.出席者	Dr. Florian Antony (Senior Researcher, Head of Subdivision Sustainable Food Systems and Lifestyles Division Products & Material Flows) Ms. Yifaat Baron (Senior Researcher, Department of Sustainable Products and Material Flows)
	公益財団法人日本環境協会 エコマーク事業部 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
5.ヒアリング内容	
質問	回答
グリーン訴求指令案をはじめとした欧州のグリーン・ウォッシュ規制の現状。	消費者エンパワーメント指令は既に施行されており、グリーン訴求指令案と補完関係にある。そして、消費者エンパワーメント指令の目的は、消費者がグリーン・ウォッシュに晒されることを防ぐことである。これらの新しい指令が制定、検討されている背景として、欧州委員会は既に施行されているUCPDにおいて、グリーン・ウォッシュは不公正な商慣行

であると規定しているものの、実際にはグリーン・ウォッシュが依然として大量に発生していると考えていることが挙げられる。ほとんどのグリーン訴求はおそらく検証されておらず、また「エコ」や「サステナブル」など検証が困難な訴求もある。現状では、誰もそのような曖昧な訴求内容を、どのように検証すればいいのか明確には理解していない。消費者エンパワーメント指令は、グリーン・ウォッシュに該当するグリーン訴求を一掃することを目的とし、グリーン訴求指令案はグリーン訴求を正当化するための明確なルールを定めるというのが私の理解である。消費者エンパワーメント指令はUCPDを改正する指令であり、UCPDの附属書にはあらゆる状況下において不公正で禁止される商慣行が列挙されているが、今回の改正では環境的な側面を含んだ4つの異なる商慣行が追加された。つまり、我々は環境関連の商慣行やコミュニケーションは、UCPDの下で規制されるという認識を持っている。今後、改正されたUCPDは加盟国の法律に反映されることになる。

グリーン訴求指令案については、当初、公表後1年で採択する見込みであったが、2024年末までの採択と変更になり、さらには現在も議論が継続する状況となっている。三機関による議論の中で多くの変更が加えられているが、2025年初夏までには合意に達する見込みである。これは指令であるため、EU官報の掲載日から18か月以内に加盟国は国内法に反映させる必要がある。EUの法規制に関する私の経験則からすると、特定の条項については国内法への反映に時間を要することもある。どのような形で条文が公開されるにせよ、グリーン訴求指令に定められた原則を具体化し、より正確な立証や検証方法を規定するためには、今後も多くの作業が必要であると考えており、委任法令を通じてそれらの作業が実行されていくと考えている。

これらの指令を読み解くと、タイプII環境ラベルは事実上認められていないと解釈できる。しかし、誰もが同様に解釈するとは限らない。なぜなら、第三者検証を回避する、いわば抜け穴と呼ぶべき方法がいくつかあるからである。その一つとして、同指令が施行される時点で既にその環境ラベルが実施されている場合、英語訳は正確ではないかもしれないがEuropean Brand Register、ドイツ語では

「Unionsgewährleistungsmarke」に登録されている場合が挙げられる。これは必ずしもグリーン訴求に関するものではないものの、Unionsgewährleistungsmarke に登録されていれば特定の基準を満たしていることを示し、グリーン訴求指令は適用されないと解釈できる。つまり、訴求を実証する必要がなく、グリーン訴求指令の対象から除外されるということである。なお、登録するためには、特定の ISO 規格に適合する必要がある。タイプ II 環境ラベルの中には、十分に立証され、アクセスしやすく、厳格に管理されているものもあるが、反対に十分な管理体制が整っていないタイプ II 環境ラベルも多く存在する。そのため、タイプ II 環境ラベルは、グリーン・ウォッシュに関する最初の主要な懸念事項であったと言える。実際には、欧州市場におけるタイプ II 環境ラベルは、非常に問題があると言わざるを得ない状況である。また一方で、グリーン訴求指令案の条文を見ると、タイプ III 環境ラベルの環境製品宣言 (EPD) の位置付けは高まると考えている。

また、グリーン訴求指令案で言及されている検証機関は、現時点では存在していない。そのため、加盟国が負うべきこの義務をどのように果たすかは、完全に加盟国次第となる。そして、おそらく今後担当することになるであろう所管官庁の担当者は、「我々にはこの情報を提供する人材がおらず、できない」と言うだろう。少なくとも、私は UBA からそう聞いている。

改正 EU 規則 No. 2018/848 「有機生産と有機製品の表示に関する基本ルール」と記憶しているが、有機製品として認められている EU 有機ロゴマークが付された製品は、グリーン訴求指令案の対象外と位置付けられている。しかし、同規則で認められた製品であっても、「製品の気候フットプリントを改善した」という訴求を行う場合、同規則には気候フットプリントに関する規定がないため、グリーン訴求指令案の手続きと原則に基づいて実証する必要があることに留意しなければならない。つまり、グリーン訴求指令案の対象外とされている EU 規則に適合する製品であっても、あらゆる訴求が適用対象外となるわけではなく、その訴求が当該 EU 規則でどのように定められているかが重要となる。そして、この点をすべての市場関係者が認識しているわけではなく、多くの事

	<p>業者は「EU 有機ロゴマークが付された製品は、グリーン訴求指令の対象外であるため、問題はない」と考えている。</p> <p>これらの曖昧なグリーン訴求を禁止する政策は、気候関連の訴求にも重点を置いており、特にカーボンゼロやカーボンニュートラル、オフセット関連の訴求に対しても大きな役割を担っている。これらは、曖昧で批判されるべきグリーン訴求の典型例で、UCPD ではこのような訴求を禁止している。それらの訴求内容がオフセットに依存している場合、それらを認めることはできないという議論があるが、現在オフセットに依存しない訴求はほぼ不可能である。少なくともオフセットに依存しない訴求事例は一つも聞いたことがない。問題は、消費者エンパワーメント指令と補完関係に位置付けられるグリーン訴求指令案では、カーボンニュートラルに関する訴求の検証ルールも定められているということである。つまり、二つの指令の規制内容に矛盾が生じているということであり、これを欧州委員会がどのように解決するかが最大の焦点である。我々としては、消費者エンパワーメント指令、すなわちUCPDに定められていることがグリーン訴求指令にも適用されることを望んでいる。しかし、逆の可能性も否定できない。つまり、曖昧な気候関連の訴求禁止を緩和することで、二つの指令を調和させるという方法である。そして、グリーン訴求指令案を議論する三機関（欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会）の政治的力関係を考慮すると、この非常に厳しい交渉を乗り越えられるかどうかは、現時点では明確になっていない。</p>
<p>グリーン訴求指令案は、競争制限禁止法（GWB）に反映される見込みと聞いているが、そのほかに省庁が出しているガイドラインや業界団体などが出している Code など、ドイツでグリーン・ウォッシュを規制するものなどはあるか。</p>	<p>適切なグリーン訴求を行うためには、原則を定め、何をすべきか、何をすべきでないかという適切な指針を示せば十分であり、ある訴求がグリーン・ウォッシュに該当するか否かは、必ずしも法的な問題ではないと考えている。我々の調査では、ある訴求が十分に立証されグリーン・ウォッシュに該当しないのか、あるいは十分に立証されていないのかを厳密に定義したり、決定したりすることは、容易ではないということが分かった。欧州委員会が実施したある調査において、10人から15人くらいの弁護士に協力を依頼し、ある訴求が実証されているかどうかの判断を求めた。弁護士は、それぞれの加盟国の法律に基づいて検討したところ、判断が分かれるという結果となった。つまり、常にグレーゾーンが存在するという</p>

ことである。しかし、曖昧な訴求は存在するものの、消費者保護団体などがそれらの訴求を法律に照らして罰則を求めるほど明確に違法であるとは言えないことも多い。

ドイツでは、環境 NGO などが裁判を起こし、事業者に訴求の撤回を迫ることが、彼らのビジネスモデルの一部になっている。特に気候ニュートラルの訴求に焦点を当て、ここ 2、3 年間で大きな成果を上げている。代表的な環境 NGO である DUH は、寄付を基盤として活動を展開し、活動資金を得るためにキャンペーンを実施することもある。また、不適切なグリーン訴求に対して表彰も行っており、報道機関とともに表彰対象となった事業者の本社を訪ね、「最も問題のあるグリーン訴求は何か」、「何が消費者を混乱させているか」、「どの点が不適切な慣行か」といった質問を投げかける。これらの活動から、彼らをグリーン・ウォッシュに関する監視役とみなすことができる。

その他には、ドイツ消費者団体連盟 (vzbv) や、ドイツで最も大きな消費者団体の一つである「消費者イニシアチブ連邦協会 (Bundesverband Die VERBRAUCHER INITIATIVE e. V.)<sup>11</sup>」がある。これらの団体は、グリーン訴求を行う事業者と消費者との間に存在する情報格差を解消するため、非常に活発な活動を行っている。例えば、私は照明やランプに関する業務に長年携わってきたが、彼らが消費者から多数の苦情を受け取っていることを知っている。そして、彼らは時折、受け付けた苦情に関する報告書を公開している。LED に関しては、訴求されている製品寿命と実際の製品寿命の乖離について多くの指摘がなされており、LED を他の製品に組み込んだ場合、製品全体の寿命にどのような影響を与えるかなどについて調べている。

冒頭の質問に話を戻すと、BMUV と業界団体であるドイツ産業連盟 (BDI) が共同で発行しているガイドライン「Environmental Information for Products and Services」がある。このガイドラインは、製品関連の情報やそのコミュニケーションをどのように行うべきかについて取りまとめている。しかし、このガイドラインは指針を示しているものの、すべての課題に十分に対応できているとは言えない。内容は、

<sup>11</sup> <https://verbraucher.org/>

	<p>一般的な事項にとどまっておらず、グリーン訴求はガイドラインが示す原則に基づいて行うべきべきと示しているのみで、安全性確保や訴訟リスク回避の観点からは不十分と言わざるを得ない。</p>
<p>ドイツ社会におけるグリーン・ウオッシュへの意識について。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン・ウオッシュに対するドイツの消費者の意識はどうか</li> <li>消費者団体などのグリーン・ウオッシュの監視機関はあるか</li> </ul>	<p>ドイツの消費者は、グリーン・ウオッシュについて比較的よく認識していると思われるが、実際にそれがグリーン・ウオッシュに該当するのか、あるいは十分に実証された訴求であるのかを判断するための専門知識を有しているというよりは、直感に基づいて判断しているのではないかと考えられる。これは、消費者が判断に必要な情報を十分に得られていないからで、大きな問題の一つである。また、ドイツの消費者の多くは、ドイツの大手消費者試験機関である <b>Stiftung Warentest</b><sup>12</sup>のレポートを参考にしている。同機関のレポートでは、特定の製品について試験を実施し、客観的な評価を行っており、比較的安価で入手可能であるため、特に家電製品を購入する際の重要な情報源になっている。また、同機関は10年以上前から環境に関する情報提供も行っており、製品のライフサイクルコストやエネルギー消費量などを複数回にわたり試験し、製品全体のスコアやランキングによる評価を提供している。</p>
<p>グリーン訴求指令案に対する産業界・事業者からの反応や認知度について。</p>	<p>グリーン訴求指令案に対する事業者の認識が高まっているのは間違いない。特にネスレや <b>Barilla</b> (バリラ) などの大企業は、EU加盟国に限らず世界各地で製品を製造・販売しており、既にグリーン訴求指令案等の手続きに準拠する能力を有している。また、業界団体もグリーン訴求指令案を支持する立場を表明している。しかし、中小企業は現在進行中の課題等に集中する傾向があるため、グリーン訴求指令案を十分に考慮する時間的余裕がないのが実情である。業界団体への資金提供者の多くが大企業であることから、中小企業より大企業の意見等に偏っている可能性も否定できない。さらに、おそらく多くの中小企業は、業界団体に加盟していないことから、中小企業が情報を得る機会に恵まれているかは不明である。認識は高まっていると思われるが、特に中小企業において、指令が正式に採択され、具体的な規制内容が公表されるまで状況を見守り、その後これらの要件をどのように満たせるかについて確認するといった流れになることが予想される。</p>

<sup>12</sup> <https://www.test.de/>

	<p>る。</p> <p>我々が仕事をしている事業者の中には、製品に付す訴求内容がどのように検証されるべきか、また実際の実務はどのようになるかを検討している事業者が多く存在する。これらの事業者の多くは、グリーン・ウォッシュと指摘される事態を回避するため、独自のルールと行動規範を導入して、グリーン訴求を作成している。彼らは、グリーン訴求指令案の下では何が可能となり、何がより厳格になるのか、またはそうでないのかを検討している。</p> <p>中小企業の分類には様々な種類があることに注意する必要がある。欧州理事会のグリーン訴求指令案に対する一般アプローチにおいて適用範囲外となるのは、中小企業というよりむしろ零細企業である。零細企業は、従業員が10人~50人、売上高が2000万ユーロ未満の企業であるが、製造業の場合、製造する製品によっては2000万ユーロ規模の事業者はそれほど多くない。現在の欧州委員会は、以前と比較して経済性を重視する傾向にあり、必ずしも環境性のみを重視しているとは言えない状況である。しかし、産業界の利益を考えれば、欧州の産業と欧州以外の産業を比較した場合、特定のグリーン訴求が欧州の産業にとって競争優位性を生み出す可能性があるのであれば、それは依然として非常に重要な要素となり得る。</p>
<p>一般的アプローチによれば、EN ISO 14024 タイプ I のエコラベル制度は、加盟国で正式に承認され、新規規則に準拠していれば、検証の対象外となる。EU 市場全体にとっては、一つの加盟国による承認で十分である。加盟国はこのようなラベル制度を公式に承認する手続きを設けるとある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ドイツでは、どの機関が所管し、どのような手続きかは検討されているか</li> <li>• もしそのような情報があれば、EU 域外の環境ラベルも</li> </ul>	<p>ドイツの行政システムの現状から考えれば、本件の所管官庁はおそらく BMUV になるだろう。また、消費者保護に関しても同省が管轄している。なお、ブルーエンジェルのガバナンスは、複数の機関によって管理されており、UBA は基準策定を主導し、RAL gGmbH が認証事業を担っている。なお、我々はコンサルタントとして UBA の基準策定を支援している。環境ラベルの乱立を避けるため、グリーン訴求指令の適用開始日から、加盟国では環境ラベルを新しく立ち上げることはできなくなる。そのため、既に存在する加盟国の環境ラベル、もしくは EU エコラベルを使用することになる。そのため、本件については UBA に詳しく聞いてみてもよいだろう。</p>

申請対象となるか	
<p>グリーン訴求指令案を踏まえ、政府・行政側がグリーン・ウォッシュに対して強化していくべき点はあるか。</p>	<p>政府は、業界団体と緊密に協力すべきである。私の見解では、多くの関係者がグリーン訴求指令案の第3条に規定されている立証方法に関する内容を誤って解釈している。課題の一つとして、どのように周知してくか、周知において何を避けるべきかについての明確なルールを定めることが挙げられるが、最も重要なことは第3条が実際どのように実施されるかである。第3条の立証要件を緩和することは、政府がグリーン・ウォッシュを容認することにも繋がりがねず、最も望ましくない方法に進む可能性もある。そのため、立証要件を強化するためには、具体的にどのような規格が適用され、どのような試験を実施する必要があるのかを明確にする必要がある。そして、この野心的な規制を実現するということが非常に重要である。今後のEUレベルでの交渉において、この野心的な規制が実現することを願っている。なぜなら、野心的すぎると競争力を失ってしまうという意見があり、形式的な制度になってしまうと、規制本来の意味がなくなり、単なる官僚主義に陥る可能性があるからである。このような事態は絶対に避けなければならない、社会課題を解決するためには、実効性のある強力なツールが必要である。</p>

## (2) まとめ

EU が展開するグリーン・ウォッシュ政策では、市場に氾濫する十分な裏付けが確認されていない環境ラベルを市場から排除し、タイプ I 環境ラベルを中心とした信頼性の高い第三者認証の環境ラベル制度に集約していく方向である見解が一様に示された。依然として協議が継続しているグリーン訴求指令案が採択されない可能性も指摘されているが、既に施行されている消費者エンパワーメント指令やエコデザイン規則等の規制要件を考慮すると、その方向性は揺るがないと考えられる。さらに、消費者エンパワーメント指令とグリーン訴求指令案の間で、カーボンニュートラル等の訴求に対する規制に矛盾が生じていることが明らかになり、当該訴求における国際動向の把握とともに、同様の訴求を欧州にて行う可能性がある日本事業者に向けても、継続的な情報収集が重要となる。

日本では、グリーン訴求に対して環境表示ガイドライン等のガイドラインを用いて産業界の自主性を尊重したアプローチを採用しているが、ドイツではガイドラインによる自主的規制ではなく、法的拘束力のある法規によって規制するという土壌があることから、日本と同様のガイドラインは非常に限られていることが分かった。一方で、グリーン・ウォッシュに対するドイツの消費者の意識は総じて高く、消費者団体をはじめとした監視機関が事業者のグリーン訴求を監視している。時には、訴訟も辞さない強い姿勢を示すことで、市場を牽制している。事業者のグリーン訴求指令案等に関する認識は高まっており、エコデザイン規則によるデジタル製品パスポートへの対応も相まって、タイプ I 環境ラベルへの期待も高まっていると全ヒアリング機関から回答があった。ただし、中小企業の認識は大手企業と比較すると相対的に低く、グリーン訴求の立証及び検証の明確なルールを定めるグリーン訴求指令の正式な公開を待っての対応となると指摘された。

グリーン訴求指令が採択された場合、EU 加盟国は 18 か月以内に国内法に反映させる義務を負う。当該指令におけるドイツ国内法の所管官庁は BMUV であり、執行官庁は UBA であるという点については、ヒアリング機関において共通した見解が得られた。一方で、ISO14024 に基づくタイプ I 環境ラベル制度の承認スキームの設計・運用については、協議中であるグリーン訴求指令案の制定を待って対応を検討する予定であるものの、具体的な方針が欧州委員会から指し示されないまま作業を進めること、及び当該スキームを構築する専門家の不足について、懸念と不安の声が挙がっていた。現在、27 か国が EU に加盟しており、環境ラベルにおける法的枠組みや市場の受容性が異なることから、欧州委員会が主導して委任法令によって枠組みを構築することが現実的と思われる。そのため、制度の運用開始までにはさらに時間を要すると推察される。

ヒアリング結果から、EU のグリーン・ウォッシュ政策は、グリーン訴求や環境ラベル制度の在り方を大きく変えるターニングポイントになり得ることが改めて確認できた。欧州に環境配慮型製品やサービスを展開する日本事業者が欧州市場から締め出されないよう、また環境政策を欧州の国際的な産業競争力の強化に利用する EU の戦略、さらには国際的な変化に日本の規制も柔軟に対応できるよう、引き続き欧州をはじめとした世界におけるグリーン訴求に関する情報収集が求められる。

#### 4) グリーン・ウオッシュ対策の国内外の動向を踏まえた国内施策検討調査

##### (1) グリーン・ウオッシュを防止するためのガイドライン

国連環境計画(UNEP)の 10YFP(国連持続可能な消費と生産 10 年計画枠組み。One Planet Network として知られる)の採択プログラムの一つであるコンシューマー・インフォメーション・プログラム(CI-SCP)は、グリーン・ウオッシュに関するレポート”REGULATORY FRAMEWORKS - TO COMBAT GREENWASHING(グリーン・ウオッシュと戦うための規制枠組み)”<sup>13</sup>を公開している。その調査レポートでは、調査対象である 11 か国・地域をグリーン・ウオッシュの規制枠組みの実施有無に応じて 4 つのレベルに分類している。

LEVEL 1 : グリーン・ウオッシュを禁止する特定の法律はないものの、虚偽または誤解を招く主張に対抗するための一般的な消費者保護法を制定している国・地域

LEVEL 2 : 虚偽または誤解を招く主張に対抗するための一般消費者法を制定し、さらに環境主張を策定するためのガイドライン(拘束力のない政策手段)を採用している国・地域

LEVEL 3 : 一般的な消費者保護法を制定し、サステナビリティに関する情報を提供する方法についてのガイドラインを策定している国・地域

LEVEL 4 : 虚偽または誤解を招くような環境主張に関する特定の法律を制定しており、製品のサステナビリティ情報の公開を義務付ける法律の施行過程にある国・地域

グリーン・ウオッシュに対して法的拘束力のある枠組みを採用している LEVEL 4 には EU 及びフランスが該当するが、多くの国では、環境/持続可能性に関する主張を含む広告全般を一般消費者法によって規制しつつ、環境/持続可能性に特化したガイドラインを策定することにより、環境主張の適正化を目指す枠組みが採用されている。

これらのうち、法的拘束力のある枠組みについては本章の 1 項で EU の事例を詳細に取り上げたため、本項では、日本の「環境表示ガイドライン」の見直し等において参考となるよう、同レポートで取り上げられている、先進国をはじめとする各国のグリーン・ウオッシュに関するガイドラインの概要を調査した。なお、最近のグリーン・ウオッシュ対策の動向を踏まえたガイドラインであることが望ましいため、調査対象は、同レポートに掲載されている 8 つのガイドラインのうち、2023 年～2024 年にかけて公表された 3 か国のガイドラインとした。また、同レポートでは取り上げられていないが、2021 年にグリーン訴求に対するガイダンス「Green Claims Code」を改訂し、広告のグリーン訴求を厳しく管理する動きが見られるイギリスについても調査対象とした。

調査項目は、ガイドラインの原則のほか、日本の「環境表示ガイドライン」でもその位置づけが整理されている環境ラベルの取扱い、EU の「グリーン訴求指令(案)」で禁止が提案されているカーボンオフセットのみに基づくカーボンニュートラルの取扱い、ならびに現在、環境省でも検討が進められているマスバランス方式の取扱いについても取り上げた。

---

<sup>13</sup> <https://www.oneplanetnetwork.org/knowledge-centre/resources/regulatory-frameworks-combat-greenwashing>

表 5-1-2. 各国のグリーン・ウォッシュの規制枠組み（同レポートを元に受託者作成）

	低 <span style="font-size: 2em;">→</span> 高				
	LEVEL 1 メキシコ、モロッコ、モルドバ共和国、南アフリカ	LEVEL 2 カナダ、ペルー、米国(一部の州)	LEVEL 3 コロンビア、韓国	LEVEL 4 EU、フランス	(参考) 日本 (LEVEL 2 に相当)
虚偽広告等を規制する一般消費者法	○	○	○	○	○
環境広告を規制する特定の法律			○	○	
製品の持続可能性情報の提供を義務付ける法律				○	
環境主張のガイドライン		○			○
持続可能性情報の提供方法のガイドライン			○		

### ① 各国のグリーン・ウォッシュガイドライン

#### i. グリーン・ウォッシュ防止ガイド (フランス)<sup>14</sup>

ガイドライン名	グリーン・ウォッシュ防止ガイド／Guide anti greenwashing
国	フランス
所管	ADEME (フランス環境移行庁)
制定年月	2023 年 7 月
概要	既存のメディアだけでなく、デジタル媒体や SNS も念頭に置きつつ、コミュニケーションのアプローチを自己評価するテストを導入するなどにより、環境主張の自己評価プロセスを簡単にすることを狙いとした実践的なガイドである。 さらに、自己評価のチェックは、ADEME が運営する責任あるコミュニケー

<sup>14</sup> <https://bibliothèque.ademe.fr/developpement-durable/5447-guide-anti-greenwashing-le.html>

	<p>ションサイト”L'argument-TERRE”のウェブ上でも行えるようになっている。<sup>15</sup></p> <p>また、このガイドの使用者として、環境主張を行う広告主だけでなく、コミュニケーションのコンサルティング会社などが想定されており、広告主をサポートする代理店の役割を重視している点は特徴的である。</p>
<p>ガイドラインの原則</p>	<p>グリーン・ウォッシュの悪い習慣として、以下の9項目を挙げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本当の嘘 環境に優しいと謳われている製品・サービスに、環境に優しい要素が全くない</li> <li>2. 不釣り合いな約束 製品・サービスの環境負荷低減効果はあるが、無害ではないことや有益性が低いことを隠す、実際よりも環境配慮が高いと示唆したりするなど</li> <li>3. 曖昧な言葉 表現が不正確で漠然としている(「エコロジカル」、「グリーン」など)</li> <li>4. 不十分な情報 環境配慮の理由、方法、詳細の確認方法に関する情報が不足</li> <li>5. 示唆的すぎるイメージ ビジュアルが、製品・サービスに(ほとんど)ない環境上の利点や範囲などを示唆している</li> <li>6. 偽りのラベル、保証 公的な承認や第三者による認証、権限のある独立機関による検査を受けずに作成されたにもかかわらず、その主張や表示を本物であるかのごとく信じさせる</li> <li>7. 話題外のことを強調 宣伝する製品・サービスとは関係のない、企業等の環境活動に言及する</li> <li>8. 証拠がない</li> </ol>

<sup>15</sup> <https://communication-responsible.ademe.fr/largument-terre>

	<p>企業やそのウェブサイトから証拠を入手することが不可能</p> <p>9. 偽りの排他性  法律上の義務や同業他社がすでに採用している環境効果／活動を、排他的、革新的であると宣伝する</p> <p>また、環境主張を行う者が従うべき手順を、広告主と代理店それぞれに設定したうえで、環境主張が正当であるかを自己評価するためのチェック項目を設けている。</p> <p><b>【広告主の3つのステップ】</b>  ステップ1：製品やサービスの品質、持続可能な開発アプローチを評価する  ステップ2：代理店がアドバイザー業務を遂行するのに十分な情報が含まれていることを確認する  ステップ3：代理店が作成したメッセージが責任あるコミュニケーションの主要な原則を尊重し、グリーン・ウォッシュを回避していることを確認する</p> <p><b>【代理店の2つのステップ】</b>  ステップ1：顧客の製品・サービスの環境品質等に関する有用な要素と情報をすべて入手していることを確認する  ステップ2：顧客向けに作成したメッセージが、責任あるコミュニケーションの基本原則を尊重し、グリーン・ウォッシュを避けていることを確認する</p> <p><b>【チェック項目の例】</b>  製品が十分にエコであるか</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境上の利点により、製品/サービスの最も重大な影響が軽減される</li> <li>2. その利点は、法律の要求、及び近い将来の法律の要求を超えている</li> <li>3. 製品は、厳格な基準に基づき、能力のある独立機関によって評価されており、さらに優れている</li> <li>4. 利点が存在、または近い将来に存在する</li> <li>5. 主張の環境的利点について、公的及び/または科学的な論争がない</li> <li>6. 主張する利点に関する具体的かつ入手可能な証拠がある</li> </ol>
<p>環境に関する用語の定義</p>	<p>ISO14020 シリーズのほか、フランスの the National Consumer Council (CNC、全国消費者協議会) が作成した”A practical guide to environmental</p>

(参照規格)	claims (2012年版) <sup>16</sup> を参照している。
環境ラベルの取扱い	公式の環境ラベルで市場を構築することを推奨している。 環境ラベルはフランス NF-Environnement、ドイツ Blue Angel、EU エコラベル、Nordic Swan が紹介されている。
カーボンクレジットの取扱い	言及されていない。
マスバランスの取扱い	言及されていない。

ii. 欺瞞的なマーケティング慣行ダイジェスト - 第 7 巻 (カナダ)<sup>17</sup>

ガイドライン名	欺瞞的なマーケティング慣行ダイジェスト — 第 7 巻 (策定中) / The Deceptive Marketing Practices Digest — Volume 7
国	カナダ
所管	Bureau of Competition (産業省競争局)
制定年月	2024 年 7 月
概要	<p>誤解を招く広告や欺瞞的なマーケティング行為を禁止するカナダの一般消費者法である「競争法」(Competition Act) が 2024 年 6 月に改正され、競争法にグリーン・ウォッシュを対象とする新たな条項が追加された。この改正により、企業は特定の環境主張を裏付けるためにテストや実証を行うことが義務付けられた。</p> <p>本ダイジェストは、消費者がグリーン・ウォッシュに関する問題を理解し、企業がグリーン・ウォッシュを回避する方法の基礎を提供することを目的としている。第 7 巻は、競争法の上記改正を受けて策定中の段階にあり、2024 年 9 月 27 日までパブリックコンサルテーションが実施されている。</p>
ガイドラインの原則	<p>グリーン・ウォッシュについて寄せられる苦情を、以下の 6 つに分類したうえで、企業に対してガイドを提供している。</p> <p>1. 組成物の主張 製品や包装の成分について訴える内容</p>

<sup>16</sup> chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.economie.gouv.fr/files/directions\_services/dgccrf/documentation/publications/brochures/2012/Guide\_allegat\_environ\_en\_2012.pdf

<sup>17</sup> https://competition-bureau.canada.ca/how-we-foster-competition/education-and-outreach/deceptive-marketing-practices-digest-volume-7

(例：包装が 100%再生紙、製品が再生 PET ボトル)

2. 製品の製造工程に関する主張

製品の製造過程に関する主張

(例：製品が再生可能エネルギーで製造、カーボンニュートラルな製造プロセス)

3. 使用後の製品の廃棄に関する主張

製品の環境に優しい廃棄に関する主張

(例：製品が完全に堆肥化可能、リサイクル可能)

4. 比較主張

環境に関する比較主張に関する懸念

(例：旧製品や競合他社の製品と比べて水の使用量を 25%削減)

5. 曖昧な主張

環境に関する主張が非常に曖昧で、環境上の利点を具体的に説明していない

(例：環境主張の根拠や効果が具体的に説明されていない、関連のない自然風景の画像が添えられている)

6. 将来の主張

将来達成する環境改善に関する主張

(例：〇年にカーボンニュートラルを達成するという主張を実現するための信頼できる計画がない)



**【環境に関する主張を検討している企業へのヒント】**

a. 真実を語り、虚偽や誤解を招くようなことはしない

環境主張は、文字通りの意味とそれが伝える全体的な印象の両方において真実でなければならない。全体的な印象は、使用されている単語やフレーズ、テキストの表示方法、視覚的要素とその背景を含む表現全体を調査することで決定される。環境主張における重要な情報は広告に含める必要があり、誤解を招く環境主張を正すために免責事項などに頼ってはならない。

b. 主張が適切かつ十分にテストされていることを確認する

製品の性能、効能、または寿命に関する性能の主張が競争法に準拠するには、企業はその主張が適切かつ適切なテストに基づいていることを証明でき

	<p>なければならない。主張を裏付けるために必要なテスト、主張が公表される前に完了していなければならない。</p> <p>c. 比較主張（比較対象を具体的に示す） 比較に際して、比較対象を具体的に示すだけでなく、比較対象の違いの程度も明確にする。</p> <p>d. 誇張を避ける 環境主張が環境上の利点を誇張することを慎重に回避する。小さな変化の積み重ねで大きな環境効果が得られる場合でも、小さな変化を大きな変化として主張すべきでない。</p> <p>e. 曖昧な環境主張を避け、明確で具体的な主張をする 環境に関する曖昧な主張を避け、明確で具体的な主張をする。環境に関する主張が曖昧であるほど、環境上の利点が広範囲にわたる印象を与える可能性が高くなる。例えば「環境に優しい」という主張は、その製品がそのライフサイクル全体を通じて環境に有益である印象を与える可能性がある。</p> <p>f. 将来に向けた希望的な主張を避ける 将来に向けた環境主張が、願望ではなく事実に基づくことを確実にする。中間目標を設定し、目標を達成するための具体的かつ現実的で検証可能な計画を立てるようにすべきである。この主張には、特定の日までにカーボンニュートラルを実現するなど、温室効果ガスの排出に関する表現が含まれる。なお、競争法には、企業または事業活動の特定の種類の環境上の利点に関する主張は、国際的に認められた方法論に従って適切な実証によって裏付けられることを要求する規定が置かれている。</p>
環境に関する用語の定義 (参照規格)	規格は参照されていない。
環境ラベルの取扱い	言及されていない。
カーボンクレジットの取扱い	温室効果ガス排出量を削減するために化石燃料の使用を段階的に廃止するといった場合、化石燃料の消費を同等かそれ以上の割合で継続しつつ、カーボンクレジットの購入で相殺することは懸念を引き起こす可能性があるとしている。

マスバランス の取扱い	言及されていない。
----------------	-----------

iii. 「グリーン広告」の普及と「グリーンウォッシング」の回避のための環境広告ガイド(ペルー)<sup>18</sup>

ガイドライン 名	「グリーン広告」の普及と「グリーン・ウォッシュ」の回避のための環境 広告ガイド/GUÍA DE PUBLICIDAD AMBIENTAL
国	ペルー
所管	全国競争保護及び知的財産権保護機関 (Indecopi)
制定年月	2023年10月
概要	<p>全国競争保護及び知的財産権保護機関 (Indecopi) は、環境に良い影響を与える製品、または環境に悪い影響を減らす製品の販売を促進することを目的としたグリーン広告戦略の枠組みの中で、環境広告ガイドの最終版を2023年10月に発行した。</p> <p>Indecopi はグリーン・ウォッシュの監督機関であり、違反が特定された場合、直前の会計年度における違反者の全ての経済活動による総収入の10%を超えない範囲で、戒告(警告)から最大約350万ソル≒1億4,769万円(2025年2月4日時点のレート換算)の罰金までの制裁を課すとしている。</p>
ガイドライン の原則	<p>グリーン・ウォッシュに対抗するため、このガイドではグリーン広告の5つの原則を定めている。</p> <p>1. 真実性 環境主張は、不正競争防止法第8条第8.4項に定められた条件に従い、広告の配信前に取得した証拠によって裏付けられなければならない、主張者が保有する最新かつ検証可能なデータ(実証された証拠)と一致しなければならない。</p> <p>2. 明瞭性 「一般的な環境/社会上の利点」について、曖昧な主張を避ける(例:製品の20%がオーガニックコットン→衣服は「オーガニック」であると主張)。</p>

<sup>18</sup> chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/5288796/4749865-guia-de-publicidad-ambiental-vf.pdf

	<p>3. 妥当性 製品の全体的な持続可能性パフォーマンスに実際に影響を与える製品機能またはイノベーションを強調する（広告対象が、製品の不可欠な部分(機能、材料、またはパフォーマンスの一部)である）。</p> <p>4. 透明性 環境や持続可能性に対するプラス面だけでなく、消費者に関連する可能性のある有害な影響も考慮する（主張に関する関連情報の隠蔽、包括的な情報の提供）。</p> <p>5. 公平な競争 比較される製品は、同じニーズを満たすか、同じ目的のために設計されていなければならない（代替製品など）。比較は、製品を代表する重要な、検証可能で信頼できる側面に基づかなければならない。 比較の根拠は、消費者が製品に関して十分な情報を得た上で決定を下せなければならない。</p>
環境に関する用語の定義（参照規格）	特定の規格は参照されていないが、「生分解性」、「堆肥化可能」、「リサイクル(可能)製品」、「オーガニック製品」、「持続可能性」などの用語が定義されている。
環境ラベルの取扱い	主張者が使用できる認証マーク（グッドプラクティス）として、EU エコラベルなどが推奨されている。
カーボンクレジットの取扱い	<p>クレジットの販売者は、主張する排出削減量を適切に定量化し、同じ削減量を複数回販売しないようにするために、堅牢で科学に基づいた方法論を使用しなければならない。クレジットの購入者は、実際には相殺しているにも関わらず、炭素排出量を削減したと主張してはならない。</p> <p>「カーボンニュートラル」に関する曖昧または不正確な発言を避けるために、企業は外部の独立した機関を通じて、温室効果ガス排出オフセットの取得を保証しなければならない。</p>
マスバランスの取扱い	言及されていない。

iv. グリーン・クレーム・コード (イギリス)<sup>19</sup>

ガイドライン名	グリーン・クレーム・コード/The Green Claims Code
国	イギリス
所管	競争・市場庁 (the Competition and Markets Authority (CMA))
制定年月	2021年9月
概要	イギリスの一般消費者法である「不公平な商取引からの消費者保護に関する規則 (CPRs: Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008)」に対する、消費者行政の当局である競争・市場庁 (CMA) の見解に基づき、企業が環境主張を行う際のガイダンスをまとめたものである。企業が法律上の義務を理解し、遵守を促進することを目的としている。
ガイドラインの原則	<p>CMA は、企業が法律を遵守するために適用すべき6つの原則を挙げている。</p> <p>1. 真実かつ正確であること          不正確または真実でない事柄を述べ、暗示してはならない。また、製品・サービス等の持続可能性や環境へのプラスの影響を誇張してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 主張が特定の条件下に限られる場合、条件を主張の近傍に明確に記載する</li> <li>- 法的基準や製品の必須機能である環境上の利点を示唆しない</li> <li>- 製品等の特定の側面、あるいは企業の一部の事業に関する主張は、その製品による悪影響や環境コストを誤認させやすい</li> <li>- 視覚的な表現 (画像、ロゴ、パッケージ、色)、環境主張を裏付けるためのラベルや認証が誤解を招かないかを慎重に検討する</li> </ul> <p>2. 明確で曖昧さがないこと          消費者が容易に理解できるよう、透明性があり、わかりやすい言葉で表現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 将来の目標に関する主張は、目標を達成するための明確で検証可能な戦略を持っている場合にのみ使用する</li> <li>- 企業の環境目標は、製品固有の主張とは明確に区別する</li> </ul> <p>3. 重要な情報を省略したり隠したりしないこと</p>

<sup>19</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/green-claims-code-making-environmental-claims/environmental-claims-on-goods-and-services>

	<p>製品等の環境面でのプラス面や、製品・サービスの一部だけに焦点を当ててはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 製品のライフサイクル全体について消費者に提供できる情報量が制限される場合、他の潜在的に重要な情報を他の手段（QRコードでウェブサイトの情報にリンクするなど）で消費者に開示する方法を検討する</li> </ul> <p>4. 比較は公平かつ有意義なものであること 比較は、明確で最新の客観的な情報に基づく必要がある。</p> <p><b>【比較主張の条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 比較対象は十分に互換性があり、同じニーズ、目的を意図している</li> <li>- 検証可能で、代表的な特徴または側面について比較する</li> <li>- 比較の根拠となる情報へのアクセスを示す</li> <li>- 比較主張が最新かつ適切である</li> </ul> <p>5. 主張は実証されなければならない 主張を裏付ける科学的証拠、検証可能で客観的または事実に基づく証拠があること。証拠は堅牢で、信頼性が高く、最新のものであること。</p> <p>6. 製品・サービスのライフサイクル全体を考慮すること 主張が製品ライフサイクルの特定の部分、または企業活動の一部に基づく場合、どの側面を指しているか明確にする。</p>
<p>環境に関する用語の定義 (参照規格)</p>	<p>特定の規格は参照されていないが、「オーガニック」、「グリーン」、「エコ」、「持続可能」、「環境に優しい」、「生分解性」、「堆肥化可能」、「リサイクル可能」などの用語の使用条件を注意喚起している。 なかでも「環境に優しい」、「エコ」、「持続可能」といった一般的な持続可能性の主張は誤解を与える可能性が高いとしている。</p>
<p>環境ラベルの取扱い</p>	<p>特定の環境ラベルは引用されていないが、独立した第三者が客観的な基準に照らした評価に基づいて付与するマークは、誤解を招く可能性が低いとしている。</p>

カーボンクレジットの取扱い	製品の製造やサービスの提供で発生する炭素排出量を積極的に削減しているか（及び削減の程度）、またはカーボンクレジットによって排出量を相殺しているかについて、正確な情報を含めること。 オフセットを行う場合、使用しているスキームに関する情報を提供すること（客観的に検証が可能で、認められた基準と測定に基づくこと）。
マスバランスの取扱い	言及されていない。

## ② まとめ

今回、調査した各国のガイドラインはいずれも、環境主張を行う際に、主張を行う者が配慮すべき複数の原則を定めている。日本の「環境表示ガイドライン」においても、適切な環境表示の条件として4項目を挙げており、項目数（観点）の違いはあるものの、考え方は大筋で共通している。ただし、日本の「環境表示ガイドライン」では、このような一般原則に加えて、ISO14021規格（タイプII）をベースとした、自己宣言による環境表示の具体的な要求事項を定めており、より実態に即した実践的なガイドラインとなっているといえる。

表〇-〇は、日本の「環境表示ガイドライン」の4つの原則と、各国のガイドラインを比較したものであるが、日本も各国も大筋で考え方は共通していることがわかる。ただし、カナダ・ペルー・イギリスが取り上げている比較主張の原則や、フランスが取り上げている環境主張における環境ラベルの活用方法など、日本にはない観点も見られるため、日本の「環境表示ガイドライン」の見直しにあたっては、参考にできる点があると考えられる。

環境に関する用語の定義については、ISO14020規格が明記されているフランスを除き、具体的な規格名の引用は見られなかったが、内容を見る限り、どの国もISO14020規格の用語の定義と乖離は見られないため、大きな違いはないようである。

環境ラベルについては、フランス・ペルーでタイプI環境ラベルの使用を推奨する記述が見られた。イギリスは環境ラベルの活用を推奨しつつも具体的な環境ラベルやカテゴリを示す記述はないが、「独立した第三者が客観的な基準に照らした評価に基づいて付与するマーク」の記述のほか、「国際的に認められた方法論に基づいているラベル」といった記述も見られるので、タイプI環境ラベルを念頭に置いたものと考えられる。

カーボンクレジットの取扱いについては、カナダ・ペルー・イギリスが取り上げており、カーボンクレジットで炭素排出量を相殺することは、消費者に誤解を与える可能性が高いとの懸念を示している。

マスバランスについて取り上げている国はなかった。

表 5-1-3. 日本「環境表示ガイドライン」と各国ガイドライン 「原則」の対応関係

1.～4.は環境表示ガイドラインと同等の原則、5.は異なる観点の原則を示す。

	日本「環境表示ガイドライン」	フランス「グリーン・ウォッシュ防止ガイド」	カナダ「欺瞞的なマーケティング慣行ダイジェスト」	ペルー「グリーン広告の普及とグリーン・ウォッシュ回避のための環境広告ガイド」	イギリス「グリーン・クレーム・コード」
1.	根拠に基づく正確な情報であること	・証拠がない			・真実かつ正確であること ・主張は実証されなければならない(証拠がある)
2.	消費者に誤解を与えないものであること	・不釣り合いな約束		・妥当性(誇張しない) ・透明性(包括的な情報提供)	・重要な情報を省略したり隠したりしないこと
3.	環境表示の内容について検証できること	・不十分な情報		・真実性(証拠の裏付け)	
4.	あいまい又は抽象的でないこと	・曖昧な言葉 ・示唆的すぎるイメージ	・曖昧な主張	・明瞭性	・明確で曖昧さがないこと
5.	上記と異なる観点	・本当の嘘 ・偽りのラベル、保証 ・話題外のことを強調 ・偽りの排他性	・組成物の主張 ・製品の製造工程に関する主張 ・使用後の製品の廃棄に関する主張 ・比較主張 ・将来の主張	・公平な競争(比較主張)	・比較は公平かつ有意義なものであること ・製品・サービスのライフサイクル全体を考慮すること

## (2) グリーン・ウォッシュ対策の国内外施策の比較、分析

国内の環境表示規制に、国際水準のグリーン・ウォッシュ対策や最新の国際規格への適合を持ち込むかは、重要な論点である。このため、「環境表示ガイドライン（2013年3月版）」<sup>20</sup>及び「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン（2014年3月版）」<sup>21</sup>を含めた諸規定の改訂には幅広い利害関係者による検討会の設置等が必要と考えるが、本項ではその準備段階として、前記ガイドライン及び環境ラベル等データベースと、グリーン・ウォッシュ規制並びに最新 ISO 規格との整合状況を整理し、今後議論が必要な論点の洗い出しまでを行った。

具体的な調査方法は、まず、検討対象とする施策の特徴を「目的」、「対象」、「適用範囲」、「参照規格」、「要求事項の概要」、「信頼性確保の取組」の観点で整理し、グリーン・ウォッシュ規制並びに最新 ISO 規格との比較を行う。そのうえで、今後議論が必要な論点の洗い出しを行う。

### ① 検討対象とする施策とその概要

本項で検討対象とする施策は、グリーン購入法と関連付けられたうえで運用されている「環境表示ガイドライン」、「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」、及び「環境ラベル等データベース」とした。概要については、海外のグリーン・ウォッシュ対策や最新の国際規格との整合状況を比較検証するために、「目的」、「対象」、「適用範囲」、「参照規格」、「要求事項の概要」、「信頼性確保の取組」の観点ごとに整理した。

#### A. 環境表示ガイドラインの概要

##### a. 目的

環境表示ガイドラインは、環境表示を行う事業者及び事業者団体を主たる対象とし、併せて製品等に関して認証を行う第三者機関等にも参考となるよう、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報提供のあり方等をまとめたものである。同ガイドラインは、各事業者及び団体等の自主性を尊重することを原則としつつ、環境表示に関する国際規格（ISO/JIS Q 14020 シリーズ）への準拠を基本的な考え方としている。

##### b. 対象

自己宣言により環境表示を行う事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）を対象としている。なお、第三者機関等が運営する環境表示（エコマーク等）は本ガイドラインの対象に含まれないが、事業者団体が構成事業者等の関係者に対して統一の環境表示を設定している又は認証を実施している場合は、独立した第三者とは言えないことから本ガイドラインの対象に含まれる。

##### c. 適用範囲

景品表示法の対象となる環境表示に加え、商品又は役務の取引に直接的な関係のない環境表

<sup>20</sup> <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf>

<sup>21</sup> <https://www.env.go.jp/content/000040689.pdf>

示（事業活動、イメージ広告、企業姿勢等）も適用範囲に含むとしている。

・「表示」

景品表示法が規定する「事業者が製品やサービスを購入してもらうために、その内容や取引条件等について、消費者に知らせる広告や表示全般」

・「環境表示」

説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張。「環境ラベル」及び「宣言」が含まれる

d. 参照規格

以下の国際規格等がガイドラインを構成する要素として参照されている。

・ **JIS Q14020 : 1999 環境ラベル及び宣言 — 一般原則**

・ **JIS Q14021 : 2000 環境ラベル及び宣言 — 自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示）**

e. 要求事項

大きく下記の 5つを基本項目として定め、各項目の具体的な表現（「環境にやさしい」など）や、環境主張に付す説明文の条件などは、ISO14021 の要求事項に従うこととしている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>i. あいまいな表現や環境主張は行わないこと</li><li>ii. 環境主張の内容に説明文を付けること</li><li>iii. 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること</li><li>iv. 製品又は工程における比較主張は LCA 評価、数値等により適切になされていること</li><li>v. 評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること</li></ul> |
|--|

f. 信頼性確保の取組

本ガイドラインが準拠する JIS Q14021 では、評価及び検証に関する要求事項が定められている。主張を作成する以前に主張内容が実証され、それを検証するための評価方法が準備されていること、評価は完全に文書化すること、及びその文書は情報公開の対象であることなどが規定されている。

適合性評価については、本ガイドラインでは JIS Q 14021 に準じているため、その必要性については言及されていない。

環境主張を裏付けるための第三者認証の活用については、本ガイドラインでは JIS Q 14021

に準じて言及されていない。

表 5-1-4. 環境表示ガイドラインの概要

<p>① あいまいな表現や環境主張は行わない (NG例) ・『環境にやさしい』『地球にやさしい』『無公害』『グリーン』など</p>
<p>② 環境主張の内容に説明文を付ける (NG例) ・環境配慮素材等の使用割合、分母が商品全体量／素材使用量が不明 ・法律で使用が禁止された物質を含んでいないことを主張 ・特定のライフサイクル段階の環境負荷低減だけを誇張して主張 ・第三者機関によって認証されているとほめかす表現 ・製品に本来含まれない物質について「〇〇を含まない」と表示  など</p>
<p>③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能</p>
<p>④ 比較主張は LCA 評価、数値等により適切になされている</p>
<p>⑤ 評価及び検証のための情報へのアクセスが可能 機密情報を要せず検証可能で、要求に応じて情報を公開</p>

## B. 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドラインの概要

### a. 目的

グリーン購入法に基づいて国等が調達する特定調達物品等の表示の信頼性確保に関して、特定調達物品等の製造事業者等に求められる取組及び関係者の対応を明らかにしたもの。環境物品等の表示の信頼性確保は、基準への「適合の適切な担保」と、これを前提とした「適正な環境表示」から行うこととし、「適正な環境表示」については、「環境表示ガイドライン」によることとしている。

### b. 対象

特定調達物品等の製造・輸入・販売を行う事業者（製造事業者等）。

### c. 適用範囲

グリーン購入法特定調達品目の判断の基準を満たす特定調達物品等の全品目が対象。「判断の基準」への適合の確認等に関する一般原則と、「判断の基準」の類型ごとの具体的な取組内容を規定している（物品分野と役務分野の印刷のみ。公共工事・役務分野は除く。）。

### d. 参照規格

以下の国際規格等がガイドラインを構成する要素として参照されている。

- ・ **JIS Q 17050-1:2005 適合性評価－供給者適合宣言－第 1 部：一般要求事項**

・ JIS Q 17050-2:2005 適合性評価－供給者適合宣言－第 2 部：支援文書

e. 要求事項

特定調達物品等の製造事業者等による「判断の基準」への適合の確認は、大きく、自主的取組による場合と、第三者機関による認証による場合があるとしている。このうち前者については、特定調達物品等の「判断の基準」への適合を確認する責任は製造事業者等にあることとしつつ、JIS Q 17050 規格を参考とした、自主的取組による「判断の基準」への適合の確認の枠組みを規定している。

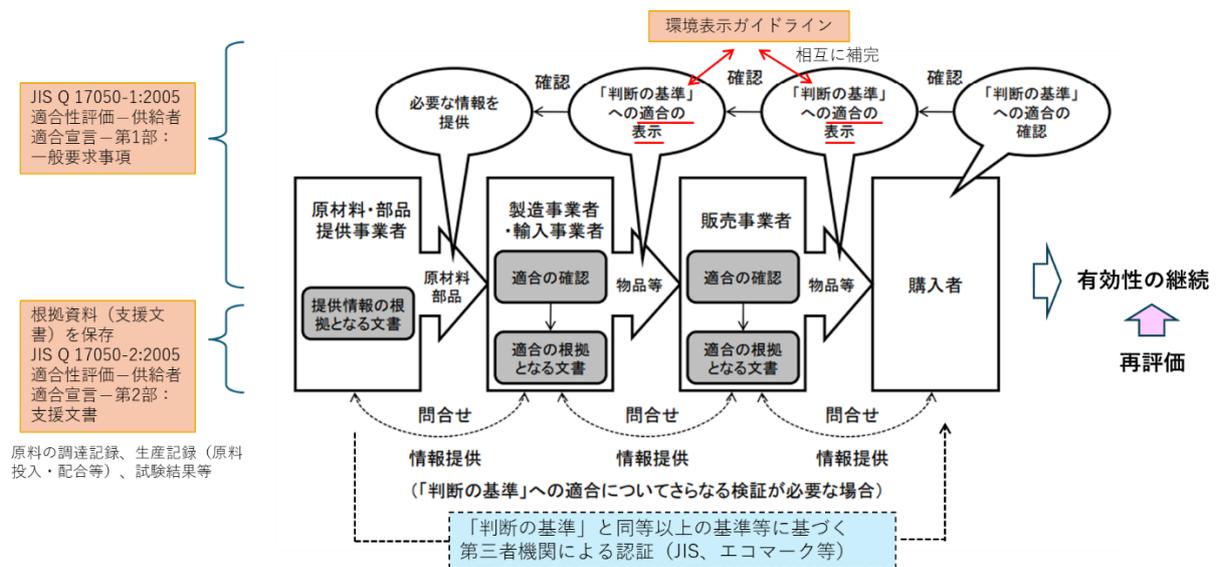


図 5-1-1. 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関する  
ガイドラインにおける自主的取組の枠組み

さらに本ガイドラインでは、「判断の基準」の類型ごとに、「判断の基準」への適合の確認方法の例が整理されている（設備、公共工事、役務品目を除く）。

f. 信頼性確保の取組

特定調達物品等の「判断の基準」への適合の確認は、製造事業者等の自主的取組によることとされているが、その枠組みは JIS Q 17050 規格の適合性評価をベースとしており、すでに適合性評価の考え方が導入されている。ただし、この規格は供給者適合宣言であるため、評価結果に対する第三者による検証等は想定されていない。

特定調達品目の「判断の基準」と同等以上の基準等に基づく第三者認証も適合の確認に用いることができるが、活用は必須要件ではない。

C. 環境ラベル等データベースの概要

a. 目的

環境ラベルやデータ集など製品の環境情報を提供する各種の制度を整理してインターネット上で紹介している。グリーン購入法（第14条）の規定を受けて公開されているもので、製品の環境情報を提供する各種制度を実施主体や基準等の内容により分類し、わかりやすく紹介することにより、消費者や事業者等が情報を適切に活用し、グリーン購入の取組を進めやすくしようとするを目的としている。

b. 対象

環境ラベル等の実施主体を以下の4区分としている。

・第三者機関が実施する制度

第三者機関が様々な事業者により供給されている商品を対象に横断的に実施している制度

・事業者団体等が実施する制度

事業者団体等が様々な事業者により供給されている商品を対象に横断的に実施している制度（複数の事業者によるコンソーシアムが実施する制度を含む）

・個々の事業者等が自ら実施する制度

個々の事業者等が、自ら製造・販売する製品等を対象として、情報提供を行う制度（一事業者が複数の事業者を対象に実施している制度を含む）

・地方公共団体における環境ラベル等関連制度

地方公共団体等が独自に行っている地域内での取組に関する制度

c. 適用範囲

本データベースの紹介対象となる制度は、以下の2つである。

・「マーク等表示」制度

同等の機能を有する物品・サービスのグループの中で、当該物品・サービスが環境負荷の低減に資する物品・サービスであることを、マーク等を表示することにより示す制度

・「環境負荷データ表示／提供」制度

物品・サービスの環境への負荷に関する具体的・定量的情報を、一定の様式に従って、個々の物品・サービスに表示または添付したりデータ集などとしてとりまとめる制度

d. 参照規格

事業者の自己宣言による環境ラベル等についてのみ、以下の国際規格等の準拠状況をチェックし、公開することとしている。

・ **JIS Q14021 : 2000 環境ラベル及び宣言 — 自己宣言による環境主張 (タイプII環境ラベル表示)**

e. 要求事項

本データベースで紹介される環境ラベル等は、各団体、事業者の責任において実施されているものであり、掲載にあたって特段の要求事項はない。

本データベースでは環境ラベル等の掲載の要件を以下のとおり定めているが、これらはすべて形式要件であり、形式さえ整っていれば、チェックリストの準拠状況等による掲載可否の判断や、裾切りは行われない。

- ・ 実施要領など制度を定める文書があつて、Web上に公開されていること。
- ・ 基準等（マーク等を表示する制度にあつてはマーク等を使用するための基準、環境負荷データを表示／提供する制度にあつてはデータ表示／提供の様式）がWeb上に公開されていること。
- ・ 制度の運営が開始されていること。
- ・ ISO14021規格への準拠状況を所定のチェックリストにより確認していること。
- ・ 留意事項（情報の責任、掲載内容の定期的な確認等）に同意すること。

f. 信頼性確保の取組

事業者の自己宣言による環境ラベル等についてのみ、申請者（事業者）自らの責任においてJIS Q14021の準拠状況をチェック・公開しているが、本データベースの実施主体である環境省を含め、第三者による準拠状況のチェックや掲載内容の確認は行われない。

② 最新の国際規格の動向

本項では、上記①で検討対象とした3つのガイドライン等との比較分析を容易にするため、EUの「グリーン訴求指令案」をa.目的、b.対象、c.適用範囲、d.参照規格、e.要求事項、f.信頼性確保の取組、の項目ごとに整理・分析した。

A. グリーン訴求指令案

a. 目的

本指令案の提案文書の前文において、環境主張に関する規制枠組みは欧州グリーンディールを実施するための措置の1つであり、企業が公平な競争条件の下で事業を行い、消費者が環境に配慮した製品を正しく選択できるようにすることで、グリーン経済への移行を促進することであることが触れられている。

b. 対象

環境主張を行う事業者、及び環境ラベル制度を運営する機関の義務や実施要件を定めている。

c. 適用範囲

企業対消費者の商慣行において、事業者が製品または事業者について自主的に行う明示的な環境主張、および対応する環境ラベルの使用を許可する環境ラベル制度に適用される。

d. 参照規格

事業者課せられる検証や評価が免除される条件を定義するために、EN ISO 14024 type I ecolabelling schemes が参照されている。

e. 要求事項

環境主張を行う事業者、及び環境ラベル制度を運営する機関、それぞれに要求事項が規定されている。以下に要求事項の概要を整理する。

i. 環境主張を行う事業者に対する要求事項

- ・ 環境主張を自ら立証し、技術文書で証明し、環境主張の開始に先立って技術文書を EU 加盟国の認定を受けた検証機関に提出し、検証を受けなければならない。検証を受けると、最長 5 年間を有効期間とする適合証明書が発行される。
- ・ ただし、環境主張（例：古紙 60%）に対応する環境ラベルを取得していれば、「対応していること」を技術文書で証明すれば足りる。また次項 ii. で、環境主張に対応する環境ラベルが検証を受けていれば、事業者の検証が免除される。なお、本指令の検証に用いる環境ラベル制度は認証制度でなくてはならない。

ii. 環境ラベル制度を運営する機関に対する要求事項

- ・ 指令の発効日以降、新たな環境ラベル制度 (= 認証制度) の立ち上げには、欧州委員会の承認が必要となる。
- ・ 環境ラベルは認証制度でなくてはならず、従来のタイプ I 環境ラベルを念頭においた透明性や利害関係者の関与等の要件が置かれている。なお、不公正取引慣行指令 (2005/29/EC) の改定案では、認証制度に基づかない持続可能性ラベル、または公的機関によって確立されていない持続可能性ラベルを表示することは、いかなる状況においても不公正な商慣行とみなされる。
- ・ 環境ラベル制度の所有者は、EU 加盟国の認定を受けた検証機関の検証を受けなければならない。検証を受けると、最長 5 年間を有効期間とする適合証明書が発行される。検証を受けることで、事業者が作成する技術文書の証明の代替、ならびに検証の免除に用

いることができるようになる。

#### f. 信頼性確保の取組

グリーン訴求指令案では、環境主張（認証制度である環境ラベルを除く）を行う場合、事前に加盟国の検証機関による検証が必要となる。ここでいう検証とは、適合性評価のプロセスであるとされているので、実質的に、すべての環境主張に対して第三者による適合性評価が義務付けられた。

環境ラベルについては、ISO14024 に準拠した環境ラベル（従来のタイプ I 環境ラベル）に集約される方向にある。本指令では、不公正取引慣行指令（2005/29/EC）とも整合して、認証制度に基づかない環境ラベルが排除されているため、本指令案が原案通り制定された場合、従来のタイプ II 環境ラベルは EU 加盟国では使用できないと解される。

### ③ 最新の国際規格の動向

本項では、上記①で検討対象とした 3 つのガイドライン等に参照されている国際規格等の最新動向について整理する。

- ・ JIS Q14020 : 1999 環境ラベル及び宣言 — 一般原則
- ・ JIS Q14021 : 2000 環境ラベル及び宣言 — 自己宣言による環境主張（タイプ II 環境ラベル表示）
- ・ JIS Q 17050-1:2005 適合性評価—供給者適合宣言—第 1 部：一般要求事項
- ・ JIS Q 17050-2:2005 適合性評価—供給者適合宣言—第 2 部：支援文書

#### A. JIS Q14020 : 1999 「環境ラベル及び宣言 — 一般原則」の動向

JIS Q14020 : 1999 は、ISO 14020:1998 Environmental labels and declarations — General principles の一致規格である。ISO 規格は、発行後少なくとも 5 年毎に定期見直しプロセスが行われる<sup>22</sup>。ISO 14020 については、2019 年の TC 207（環境管理専門委員会）/SC 3（環境ラベル）のベルリン総会で、ISO 14020 シリーズの順次改訂が合意され、2022 年に改訂作業が終了し、2022 年 12 月 21 日に ISO 14020:2022 「製品環境に関する声明とプログラム—原則と一般要求事項」として最新版が発行された。

JIS Q14020 : 1999 と ISO 14020:2022 の主な変更点は以下のとおりである。なお、ISO 14020:2022 は本報告書の発行時点で JIS 化されていないため、受託者による仮訳をもとにしていることに留意されたい。

#### a. 目的

製品の環境側面と潜在的な環境影響を伝えることで、意図する受け手（投資家、購入者、消

<sup>22</sup> ISO 定期見直しプロセスのガイダンス [https://webdesk.jisa.or.jp/pdf/dev/md\\_4510.pdf](https://webdesk.jisa.or.jp/pdf/dev/md_4510.pdf)

費者など)が製品の選択と使用について意思決定することを支援するという点において、実質的な変更は見られない。

#### b. 対象

環境ラベル及び環境宣言を行うすべての主体を対象としているという点において変更はないが、ISO 14020:2022では「環境ステートメント (environmental statement)」ならびに「環境ステートメントプログラム (environmental statement programme)」という2つの新たな概念と用語が追加され、「環境ステートメント」の定義には、自己宣言による環境主張、環境ラベル、EPD (環境製品宣言)、フットプリントコミュニケーションが含まれることが明記されたため、対象がより明確となった。

#### c. 適用範囲

適用範囲については実質的な変更はないものの、JIS Q14020 : 1999における「環境ラベル及び宣言」が、ISO 14020:2022では「環境ステートメント (environmental statement)」ならびに「環境ステートメントプログラム (environmental statement programme)」という新たな概念と用語に置き換えられている。「環境ステートメント」についてはJIS Q14020 : 1999と実質的な変更はないが、「環境ステートメントプログラム」が追加されたことで、自己宣言による環境主張をプログラムとして確立しているケース、すなわち、事業者等が自主的に運営するタイプII環境ラベルなどを明確に意図した規格となった。

なお、タイプII環境ラベルについてはJIS Q14021 : 2000が発行されているが、ISO 14020:2022の原則も適用される。JIS Q14021 : 2000の動向については次項B.で詳しく報告するが、「タイプII環境ラベル」という名称はISO 14020:2022では使用されなくなり、「環境ラベル」という名称は、ISO14024規格に準拠した環境ラベル (現タイプI環境ラベル) のみを指すようになった。

#### d. 参照規格

JIS Q14020 シリーズはISO14021、ISO14024、ISO14025を参照規格としているが、ISO 14020:2022では「環境ステートメント」の定義と整合する形で、左記の3規格にISO 14026:2017「環境ラベル及び宣言-フットプリント情報の伝達のための原則、要求事項及び指針 (Environmental labels and declarations — Principles, requirements and guidelines for communication of footprint information)」が追加されている。

#### e. 要求事項

JIS Q14020:1999もISO 14020:2022も、環境ラベル及び環境宣言に適用される一般原則を規定したものであるが、実質的には要求事項が規定されている。両者の内容については以下のような違いが見られる。

- ・ JIS Q14020 : 1999 では環境ステートメントが自己宣言であるか第三者評価を受けているかを判断できる情報の必要性についてのみ言及されていたが、ISO 14020:2022 では、ISO 14020 規格群に含まれる適用規格と一致しているかを判断できる情報の必要性が追加された。
- ・ 環境ステートメントにおける守秘義務の尊重が追加された。
- ・ 環境ステートメントにおける地域性の考慮が追加された。
- ・ 環境ステートメントの種類毎に、要素（関連規格／環境ステートメントプログラム／利害関係者の関与／裏付け情報／LCA または PCR に基づくフットプリント／適合性評価／文書化）と必須要件／任意の別が規定された。
- ・ 環境ステートメントが明記しなければならない、プログラム所有者／運営者名、利害関係者の関与、要件及び基準など 9 項目の事項が規定された。
- ・ 持続可能性に関する記述をする場合の要件が追加された。
- ・ 比較環境ステートメントにおいてベースライン（組織独自の先行製品／他組織の製品／業界平均値）、比較条件が規定された。
- ・ シンボルまたはグラフィックの使用（任意）の規定が新設された。

#### f. 信頼性確保の取組

ISO 14020:2022 では、適合性評価及び認証、評価、検証の用語が追加された。環境ステートメントプログラムの所有者は、ISO 14020 シリーズの各文書の要求事項を考慮し、関連する適合性評価要求事項を規定することとされており、ISO 14021、ISO 14024、ISO 14025、ISO 14026、ISO/TS 14027 などの要件に従うこととなる。なお次項 B. で詳しく報告するが、JIS Q14021 : 2000 に準拠した自己宣言型環境ステートメント（タイプ II 環境ラベル）は、適合性評価の要求事項を規定しないことを選択することもできる。

### B. JIS Q14021 : 2000 「環境ラベル及び宣言-自己宣言による環境主張（タイプ II 環境ラベル表示）」の動向

JIS Q14021 : 2000 は、ISO 14021:2016 Environmental labels and declarations — Self-declared environmental claims (Type II environmental labelling) の一致規格である。ISO 規格は、発行後少なくとも 5 年毎に定期見直しプロセスが行われる。ISO 14021 については、2019 年の TC 207 (環境管理専門委員会) / SC 3 (環境ラベル) のベルリン総会で、ISO 14020 シリーズの順次改訂が合意され、2024 年 12 月現在、委員会原案 (CD) の審議が行われている。

本項では、JIS Q14021:2000 と、ISO 14021 :202X CD 案「製品環境宣言及びプログラム-自己宣言による主張(Environmental statements and programmes for products – Selfdeclared claims)」を比較した。なお、ISO 14021 :202X CD 案の内容は、受託者による仮訳をもとにしていることに留意されたい。

両者の規格構成は以下のようになっている。

表 5-1-5. JIS Q14021:2000 と ISO 14021 :202X CD 案の構成

JIS Q 14021: 2000	ISO14021 : 202X CD 案
1. 適用範囲	1. 適用範囲
2. 引用規格	2. 引用規格
3. 用語及び定義	3. 用語及び定義
4. 自己宣言による環境主張の目的	4. 原則
5. すべての自己宣言による環境主張に適用される要求事項	5. その他の環境宣言 (枝番号 5.1~5.6 は省略)
5.1 一般事項	6. 自己宣言型環境宣言プログラムに適用される要求事項
5.2 JIS Q 14020 との関係	6.1 自己宣言型環境宣言プログラム
5.3 あいまい又は特定されない主張	6.2 環境宣言プログラム運営者
5.4 “・ ・を含まない”という主張	6.3 利害関係者の関与
5.5 持続可能性の主張	6.4 プログラムの適用範囲、責任者、対象者
5.6 説明文の使用	6.5 自己宣言環境主張の評価のための特定の要件と基準
5.7 特定の要求事項	6.6 定量化手法、データ品質、レポート
5.8 環境主張をする際のシンボルの使用	6.7 適合性評価
5.9 その他の情報又は主張	6.8 自己宣言による環境主張、報告、公表の形式
5.10 特定のシンボル	6.9 環境ステートメントプログラム、指定された要件と基準、および自己宣言された環境主張の変更または改訂
6.1 主張者の責任	7 すべての自己宣言環境主張に適用される要件
6.2 評価方法の信頼性	7.1 一般事項
6.3 比較主張の評価	7.2 複数の自己宣言による環境保護の主張
6.4 方法の選択	7.3 その他の情報およびステートメント
6.5 情報へのアクセス	7.4 自己宣言の環境主張におけるシンボルとグラフィックの使用
7. 選定された主張に対する特定の要求事項	7.5 自己宣言による環境主張の比較
7.1 一般事項	7.6 説明文と補足情報
7.2 コンポスト化可能	7.7 「...フリー」の主張
7.3 分解可能	7.8 マスバランスの保管連鎖モデルによる帰属の主張
7.4 解体容易設計	7.9 寄付と貢献
7.5 長寿命化製品	7.10 承認

7.6 回収エネルギー	7.11 漠然とした、または具体的でない自己宣言の環境主張
7.7 リサイクル可能	8 選択された自己宣言環境主張の要件
7.8 リサイクル材料含有率	8.1 一般事項
7.9 省エネルギー	8.2 分解可能な設計
7.10 省資源	8.3 解体容易設計
7.11 節水	8.4 寿命の延長
7.12 再使用可能及び詰替え可能	8.5 廃棄物の削減
7.13 廃棄物削減	8.6 回収された材料
	8.7 リサイクルコンテンツ
	8.8 回収エネルギー
	8.9 再生可能な素材
	8.10 資源使用量の削減
	8.11 再生可能エネルギー
	8.12 低炭素エネルギー
	8.13 バイオベース
	8.14 エネルギー消費の削減
	8.15 水使用量の削減
	8.16 再利用可能
	8.17 詰め替え可能
	8.18 修理可能性
	8.19 堆肥化可能
	8.20 分解可能
	8.21 生分解性
	8.22 リサイクル可能

上記を JIS Q 14021: 2000 に対応する同等の項目ごとにソートすると以下のようになる。



表 5-1-6. JIS Q14021:2000 と ISO 14021 :202X CD 案の対応関係

JIS Q 14021: 2000	ISO14021 : 202X CD 案
1. 適用範囲	1. 適用範囲
2. 引用規格	2. 引用規格
3. 用語及び定義	3. 用語及び定義
4. 自己宣言による環境主張の目的	4. 自己宣言による環境主張の目的

5. すべての自己宣言による環境主張に適用される要求事項	7 すべての自己宣言の環境主張に適用される要件
5.1 一般事項	7.1 一般事項
5.2 JIS Q 14020 との関係	6.8 自己宣言による環境主張、報告、公表の形式 (6.8.1)
5.3 あいまい又は特定されない主張	7.11 漠然とした、または具体的でない自己宣言の環境主張
5.4 “・・・を含まない”という主張	7.7 「...フリー」の主張
5.5 持続可能性の主張	
5.6 説明文の使用	7.6 説明文と補足情報
5.7 特定の要求事項	7.1 一般事項 (7.1.1 項)
5.8 環境主張をする際のシンボルの使用	7.4 自己宣言の環境主張におけるシンボルとグラフィックの使用
5.9 その他の情報又は主張	7.3 その他の情報およびステートメント
5.10 特定のシンボル	8.22 リサイクル可能 (8.22.4.2 でメビウスループを例示)
6.1 主張者の責任	(→環境宣言プログラム運営者の責任として整理)
6.2 評価方法の信頼性	6.5 自己宣言環境主張の評価のための特定の要件と基準 (6.5.3.2 d)
6.3 比較主張の評価	7.5 自己宣言による環境主張の比較
6.4 方法の選択	6.5 自己宣言環境主張の評価のための特定の要件と基準 (6.5.2 評価方法の選択)
6.5 情報へのアクセス	7.6 説明文と補足情報 (7.6.2.2 補足情報へのアクセス)
7. 選定された主張に対する特定の要求事項	8 選択された自己宣言環境主張の要件
7.1 一般事項	8.1 一般事項
7.2 コンポスト化可能	8.19 堆肥化可能
7.3 分解可能	8.2 分解可能な設計
7.4 解体容易設計	8.3 解体容易設計
7.5 長寿命化製品	8.4 寿命の延長
7.6 回収エネルギー	8.8 回収エネルギー
7.7 リサイクル可能	8.22 リサイクル可能
7.8 リサイクル材料含有率	8.7 リサイクルコンテンツ
7.9 省エネルギー	8.14 エネルギー消費の削減
7.10 省資源	8.10 資源使用量の削減
7.11 節水	8.15 水使用量の削減

7.12 再使用可能及び詰替え可能	8.16 再利用可能 及び 8.17 詰め替え可能
7.13 廃棄物削減	8.5 廃棄物の削減

以下、JIS Q 14021: 2000 には無かった追加項目

ISO14021 : 202X CD 案
5. その他の環境宣言
6. 自己宣言型環境宣言プログラムに適用される要求事項
6.1 自己宣言型環境宣言プログラム
6.2 環境宣言プログラム運営者
6.3 利害関係者の関与
6.4 プログラムの適用範囲、責任者、対象者
6.5 自己宣言環境主張の評価のための特定の要件と基準 (6.5.2、6.5.3.2 d) 以外)
6.6 定量化手法、データ品質、レポート
6.7 適合性評価
6.8 自己宣言による環境主張、報告、公表の形式 (6.8.1 以外)
6.9 環境ステートメントプログラム、指定された要件と基準、および自己宣言された環境主張の変更または改訂
7.2 複数の自己宣言による環境保護の主張
7.8 マスバランスの保管連鎖モデルによる帰属の主張
7.9 寄付と貢献
7.10 承認
8.6 回収された材料
8.9 再生可能な素材
8.11 再生可能エネルギー
8.12 低炭素エネルギー
8.13 バイオベース
8.18 修理可能性
8.20 分解可能
8.21 生分解性

主な変更点は以下のとおりである。

#### a. 目的

JIS Q14021 : 2000 の目的は、主として自己宣言の環境主張に用いられる用語の意味や使用方法、限定条件を規定することで、検証可能で、正確で、誤解を招かない情報のコミュニケーションを実現することにあったが、ISO 14021 :202X CD 案では、自己宣言の環境主張の原則を確立し、要件を指定し、ガイダンスを提供することに軸足が置かれている。

#### b. 対象

説明文、シンボル及び図を含む自己宣言による製品の環境主張を対象としているという点において変更はないが、規格名称から「タイプ II 環境ラベル表示 (Type II environmental labelling)」の名称が削除され、「環境ラベル」という名称は、ISO14024 規格に準拠した環境ラベル (現タイプ I 環境ラベル) のみを指すようになった (ISO 14020:2022 とも整合)。この規格の「3.用語及び定義」においても、タイプ I ~ III 環境ラベルという用語は廃止されることが明記され、環境ラベルの定義は「環境ラベルプログラムの基準を満たすことを示す環境ステートメント」であり、その要求事項は ISO14024 の規定によることが注記されている。

また環境主張には、社会的及び経済的側面も含まれることが明記された。

#### c. 適用範囲

適用範囲については実質的な変更はない。

ただし、ISO 14021 :202X CD 案では、JIS Q14021 : 2000 にはなかった「5. その他の環境宣言」の項目が追加され、フットプリント、カーボンニュートラル、持続可能性の宣言、循環性の記述などは本規格の適用範囲外であり、ISO14021 に準拠した自己宣言の環境宣言として使用することはできず、それぞれ他の ISO 規格でカバーされることが明記された。

#### d. 参照規格

参照規格については実質的な変更はなく、JIS Q14020 : 1999 (CD 案は ISO14021) を参照規格としている。

#### e. 要求事項

ISO 14021 :202X CD 案では、自己宣言型環境宣言プログラム (self-declared environmental claim programmes) に適用される要求事項が新設され、JIS Q14020 : 1999 に比べ大幅に強化された。ここで環境宣言プログラムとは、「環境ステートメントを提供するための規則と手順」と定義されている。すなわち、事業者の自己宣言による環境主張のうち、規則と手順を持つ従来のタイプ II 環境ラベルはこれに該当する。

自己宣言型環境宣言プログラムに適用される要求事項は、以下の構成となっている。

## 6. 自己宣言型環境宣言プログラムに適用される要求事項

### 6.1 自己宣言型環境宣言プログラム

### 6.2 環境宣言プログラム運営者

### 6.3 利害関係者の関与

### 6.4 プログラムの適用範囲、責任者、対象者

### 6.5 自己宣言環境主張の評価のための特定の要件と基準

### 6.6 定量化手法、データ品質、レポート

### 6.7 適合性評価

### 6.8 自己宣言による環境主張、報告、公表の形式

### 6.9 環境ステートメントプログラム、指定された要件と基準、および自己宣言された環境主張の変更または改訂

なかでも以下の変更は、本調査で検討対象としている国内施策においても、対応如何を検討する必要があると考えられる。

なお、自己宣言型環境宣言プログラムにおいても ISO14020 の環境宣言プログラムに関する要求事項が適用されるので、前項 A.についても参照されたい。

- ・ 環境ステートメントが明記しなければならない、プログラム所有者／運営者名、利害関係者の関与、要件及び基準など9項目の事項が規定された。
- ・ プログラム及びその環境主張が、ISO14021 規格の要件を満たすことを確実にすることが求められるようになったことは重要な変更である。「確実にする」とは通常、その目的を達成するための手順が文書化され、その手順の実施記録が保持され、マネジメントシステムが機能していることが求められると解される。
- ・ ISO14021 規格への適合性評価の要求事項も新たに規定された。事業者の自己宣言による環境主張（例えば、従来のタイプII環境ラベル）に「ISO14021 準拠」と謳う場合、適合性評価要件を明記することとされた（適合性評価要件を規定しないこともできるが、その場合も「適合性評価要件を規定しない」旨を明記する必要があると解される）。
- ・ 従来のタイプII環境ラベルのシンボル（ロゴマーク）で、第三者認証による検証を受けていない社内環境プログラムに基づくシンボルを使用する場合は、「このラベルは社内用であり、第三者認証されたことを示すマークではない」ことを、シンボルの近傍に明示的に記載することが求められるようになった。

## f. 信頼性確保の取組

前 e.で述べたとおり、ISO 14021 :202X CD 案では、「ISO14021 準拠」と謳う場合、自己宣言型環境宣言プログラムの運営者は、ISO14021 規格への適合性評価要件を規定しなければならないという要求事項が新たに規定されている。適合性評価要件を規定しないことも選択できるが、適合性評価活動に関する情報はアクセス可能としなければならない（適合性評価要件

を規定しない選択をする場合も、「規定しない」旨を明記する必要があると解される)。なお、この適合性評価における第三者による検証の活用については言及されていないため、プログラム運営者自身による適合性評価も認められていると解される。

本 CD 案のアネックスには、適合性評価活動の種類と、それに関連する ISO/IEC 規格が例示されている。

試験	ISO/IEC 17025 (一致規格: JIS Q17025:2018 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」)
検査	ISO/IEC 17020 (一致規格: JIS Q17020:2012 「適合性評価-検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」)
製品・プロセス・サービスの認証	ISO/IEC 17065 (一致規格: JIS Q17020:2012 「適合性評価-製品, プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」)
検証	ISO/IEC 17029 (一致規格: JIS Q17029:2022 「適合性評価-妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項」)
適合性の保証	ISO/IEC 17050 (一致規格: JIS Q 17050-1:2005 「適合性評価-供給者適合宣言-第1部: 一般要求事項」及び JIS Q 17050-2:2005 「適合性評価-供給者適合宣言-第2部: 支援文書」)
関連する持続可能性の主張	ISO/TS 17033:2019 Ethical claims and supporting information- Principles and requirements (仮訳: 倫理的主張と裏付けとなる情報)

#### C. JIS Q 17050-1:2005 「適合性評価-供給者適合宣言-第1部: 一般要求事項」及び JIS Q 17050-2:2005 「適合性評価-供給者適合宣言-第2部: 支援文書」の動向

JIS Q 17050-1:2005 「適合性評価-供給者適合宣言-第1部: 一般要求事項」及び JIS Q 17050-2:2005 「適合性評価-供給者適合宣言-第2部: 支援文書」は、規格や要求事項に適合していることを自己宣言する場合の要求事項を規定している。両規格はそれぞれ、ISO/IEC 17050-1:2004 Conformity assessment-Supplier's declaration of conformity-Part 1: General requirements、ISO/IEC 17050-2:2004 Conformity assessment-Supplier's declaration of conformity-Part 2:Supporting documentation の一致規格である。ISO 規格は、発行後少なくとも5年毎に定期見直しプロセスが行われる。ISO/IEC 17050-1 及び-2 については、ISO における定期見直しが2025年4月からの予定とされているため、現時点で報告すべき内容はない。

#### ④ 国内施策とグリーン・ウォッシュ規制並びに最新 ISO 規格との比較

本項では、上記①の3つのガイドライン等と、②グリーン訴求指令案並びに③ISO 14020:2022 及び ISO 14021:202X CD 案について、「目的」、「対象」、「適用範囲」、「参照規格」、「要求事項の

概要」、「信頼性確保の取組」の観点で比較を行い、その違いを明確にしたうえで、今後議論が必要な論点の洗い出しを行った。なお、JIS Q 17050-1 及び-2 は改定されていないため比較は行わない。

表 5-1-7.国内施策とグリーン・ウォッシュ規制並びに最新 ISO 規格との比較

	国内施策			比較対象			論点
	A. 環境表示ガイドライン	B. 信頼性確保ガイドライン	C. 環境ラベル等データベース	グリーン訴求指令案	ISO 14020:2022 (変更点)	ISO 14021 :202X CD案 (変更点)	
目的	・ JIS Q 14020 シリーズを基本とした環境表示の推進	・ 特定調達物品等の表示の信頼性確保	・ 消費者や事業者等の情報の適切な活用、グリーン購入の取組推進	・ 企業の公平な競争 ・ 消費者が環境配慮製品を正しく選択 ・ グリーン経済への移行促進	・ 実質的な変更なし	・ 自己宣言の環境主張の原則の確立、要件の指定、ガイダンスの提供に軸足	<p>A. ・ガイドラインの名称変更 ・自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）の位置付け（別建てとするか）</p> <p>B. ・適合性評価の考え方は導入済 ・公共調達の信頼性確保における第三者検証の取扱*</p> <p>C. ・DBの名称変更 ・掲載情報の信頼性の位置付け（現状、DB運営者は関知しないスタンス）</p>
対象	・ 自己宣言により環境表示を行う事業者等	・ 特定調達物品等の製造・輸入・販売を行う事業者（製造事業者等）	・ 環境ラベル等の実施主体	・ 環境主張を行う事業者 ・ 環境ラベル運営機関	・ 「環境ステートメント」、「環境ステートメントプログラム」という新たな概念と用語が追加	・ 「タイプⅡ環境ラベル」の名称は廃止（環境ラベル＝タイプⅠに一本化）	<p>A. ・環境表示、環境主張などの用語の見直し ・旧タイプⅡの名称廃止</p> <p>C. ・「タイプⅡ環境ラベル」の名称は変更済</p>
適用範囲	・ 環境表示全般	・ 特定調達物品等の全品目	・ 「マーク等表示」制度 ・ 「環境負荷データ表示／提供」制度	・ 自主的に行う明示的な環境主張 ・ 環境主張に対応する環境ラベル	・ 旧「タイプⅡ環境ラベル」の名称廃止（環境ラベル＝タイプⅠに一本化）	・ フットプリント、カーボンニュートラル等が規格の適用範囲外	<p>A. ・ ISO 14021 :202X CD案で適用範囲外となった用語の取扱</p> <p>B. ・ 環境ラベルの適用範囲への追加の必要性</p> <p>C. ・ 自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）のうち、ISO 14021 :202X 準拠と、それ以外の区分</p>
参照規格	・ JIS Q14020 : 1999 ・ JIS Q14021 : 2000	・ JIS Q 17050-1:2005 ・ JIS Q 17050-2:2005	・ JIS Q14021 : 2000	・ EN ISO 14024 type I ecolabelling schemes	・ ISO14021 / 14024/14025 ・ ISO14026（フットプリント）追加	・ ISO 14020:2022	<p>A. ・ JIS Q14020:1999 →ISO 14020:2022 に更新</p> <p>C. ・ ISO 14021 :202X 発行までのタイムラグ</p>

	国内施策			比較対象			論点
	A. 環境表示ガイドライン	B. 信頼性確保ガイドライン	C. 環境ラベル等データベース	グリーン訴求指令案	ISO 14020:2022 (変更点)	ISO 14021 :202X CD案 (変更点)	
要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境表示の表現や環境主張に付す説明文等は JIS Q14021:2000 の要求事項に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS Q 17050 規格を参考とした、自主的取組による「判断の基準」への適合の確認の枠組みを規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし（各団体、事業者の責任において実施）</li> <li>形式要件制度、基準のウェブ公開</li> <li>JIS Q14021 チェックリスト</li> <li>留意事項への同意 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の環境主張は検証機関の検証が必要（環境ラベルがあれば免除）</li> <li>認証制度に基づかない環境ラベル（タイプⅡが該当）⇒不正取引</li> <li>環境ラベルは検証が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO 14020 シリーズと一致か判断できる情報の必要性</li> <li>環境ステートメントの種類毎に要素と必須／任意を規定</li> <li>プログラム所有者、要件・基準など9項目の明記が必須化など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己宣言型環境宣言プログラムに適用される要求事項が新設（プログラム所有者、要件・基準など9項目の明記、ISO14021 適合を確実にする、ISO14021 適合性評価、シンボル近傍への記載事項）</li> </ul>	<p>A.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）の要求事項の導入如何</li> <li>自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）が EU 市場で不正取引となる注意喚起</li> <li>シンボルの取扱</li> </ul> <p>B.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共調達信頼性確保における第三者検証の取扱、ISO14021 要求事項の導入如何*</li> <li>第三者認証の適用範囲への追加の必要性</li> </ul> <p>C.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）の要求事項の導入如何</li> <li>自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）が EU 市場で不正取引となる注意喚起</li> <li>シンボルの取扱</li> </ul>
信頼性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS Q14021:2000 の評価及び検証に関する要求事項に従う</li> <li>適合性評価の言及なし</li> <li>第三者認証の活用について言及なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造事業者等の自主的取組（製造事業者等による適合性評価）</li> <li>第三者認証の活用も可（必須要件ではない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>JIS Q14021 の準拠</b>を自己チェック・公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての環境主張に対して検証を義務付け</li> <li>環境ラベルはタイプⅠに集約⇒ただし検証が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適合性評価及び認証、評価、検証の用語が追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ISO14021 適合性評価</b>（規定しないことも可）</li> </ul>	<p>A.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境主張の検証の取扱</li> <li>ISO14021 適合性評価の取扱</li> </ul> <p>B.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共調達信頼性確保における第三者検証の取扱*</li> <li>ISO14021 適合性評価の取扱</li> </ul> <p>C.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS Q14021 チェックリスト→適合性評価への格上げ如何</li> </ul>

\* 供給者適合宣言と、事業者の環境主張を結びつけて考える場合

表 5-1-8. 今後に議論が必要な論点の一覧

A. 環境表示ガイドライン

B. 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン

C. 環境ラベル等データベース (DB)

	論点	解説
A-1.	ガイドラインの名称変更	本ガイドラインが準拠する JIS Q14020 : 1999 の改訂規格である ISO 14020:2022 では「環境ステートメント (environmental statement)」という新たな概念・用語が追加され、このなかに「自己宣言による環境主張」が含まれる。
A-2.	自己宣言型環境宣言プログラム (旧タイプ II) の位置付け (別建てとするか)	ISO 14020:2022 で「環境ステートメントプログラム」が追加され、事業者等が自主的に運営する旧タイプ II 環境ラベルなどを明確に意図した規格となった。ISO 14021 :202X CD 案では、自己宣言型環境宣言プログラムに適用される要求事項が新設されている。
A-3.	環境表示、環境主張などの用語の見直し	A-1.に同じ
A-4.	旧タイプ II の名称廃止	ISO 14021 :202X CD 案では、規格名称から「タイプ II 環境ラベル表示 (Type II environmental labelling)」の名称が削除され、「環境ラベル」という名称は、ISO14024 規格に準拠した環境ラベル (現タイプ I 環境ラベル) のみを指すようになった (ISO 14020:2022 とも整合)。
A-5.	ISO 14021 :202X CD 案で適用範囲外となった用語の取扱	規格の適用範囲外となったフットプリント、カーボンニュートラル等についてガイドの追加を検討する必要がある。
A-6.	JIS Q14020 : 1999 →ISO 14020:2022 に更新	引用規格を最新版に更新する。
A-7.	自己宣言型環境宣言プログラム (旧タイプ II) の要求事項の導入如何	ISO 14021 :202X CD 案で新設された、自己宣言型環境宣言プログラムに適用される要求事項に対して、環境表示の実施主体がどう対応すべきかを整理する必要がある。
A-8.	自己宣言型環境宣言プログラム (旧タイプ II) が EU 市場で不公正取引となる注意喚起	旧タイプ II は国内では規制がないが、EU 市場では不公正取引慣行指令により即座に不公正取引となる。EU 市場でも上市される製品に対する注意喚起、あるいは対応すべき事項等についてガイドの追加を検討する必要がある。
A-9.	シンボルの取扱	ISO 14021 :202X CD 案では、自己宣言型環境宣言プログラム (旧タイプ II) で、第三者認証による検証を受けていない社内環境プログラムに基づくシンボルを使用する場合は「この

		ラベルは社内用であり、第三者認証されたことを示すマークではない」ことを、シンボルの近傍に明示的に記載することが求められる。
A-10.	環境主張の検証の取扱	EU グリーン訴求指令案では、全ての環境主張は事前に検証機関による検証を受けなければならないが、日本国内では環境主張の検証の枠組みは確立していない。
A-11.	ISO14021 適合性評価の取扱	ISO 14021 :202X CD 案では、「ISO14021 準拠」と謳う場合、適合性評価要件を明記することとされた。スポット的な環境表示には適用されないが、環境主張が自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）に基づいて行われ、かつ「ISO14021 準拠」と謳う場合は適用となる。
B-1.	公共調達信頼性確保における第三者検証の取扱	供給者適合宣言と、事業者の環境主張を結びつけて考える場合、公共調達においても、EU グリーン訴求指令を参考として第三者検証を活用することが考えられる。他方、本ガイドラインに準拠して「グリーン購入法適合」を宣言した製品は、EU 市場で環境主張に該当する可能性があるため、同製品を EU 市場に上市する際のガイドの追加を検討する必要がある。
B-2.	第三者認証の適用範囲への追加と規定の必要性	本ガイドラインでは、第三者認証は規定の適用外と整理されている。EU グリーン訴求指令案では環境ラベルの要件と検証の枠組みが定められたため、本ガイドラインでの対応方針を検討する必要がある。他方、日本国内で第三者認証を取得した製品を、EU 市場に上市する際のガイドの追加を検討する必要がある（A.環境表示ガイドラインで一括して整理することも考えられる）。
B-3.	ISO14021 要求事項の導入如何	供給者適合宣言が、自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）に基づいて行われる場合は ISO14021 要求事項が適用となる。
B-4.	ISO14021 適合性評価の取扱	ISO 14021 :202X CD 案では、「ISO14021 準拠」と謳う場合、適合性評価要件を明記することとされた。供給者適合宣言が、自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）に基づいて行われ、かつ「ISO14021 準拠」と謳う場合は適用となる。
C-1.	DB の名称変更	ISO 14020:2022 及び ISO 14021 :202X CD 案において、「環境ラベル」という名称は ISO14024 規格に準拠した環境ラベル（現タイプⅠ環境ラベル）のみを指すようになり、DB 掲載情報の大半が自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）で

		ある実態と乖離している。
C-2.	掲載情報の信頼性の位置付け（現状、DB運営者は関知しないスタンス）	ISO 14020:2022 及び ISO 14021 :202X CD 案において、「ISO14021 準拠」と謳う自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）については、適合性評価要件の明記が求められるなど、規格の運用が厳格化された。DB の現状の運用は、JIS Q 14021 : 2000 チェックリストで事業者が自己チェックを行い、それを公開するもので、DB 運営者による確認は行われていない。
C-3.	自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）のうち、ISO 14021 :202X 準拠と、それ以外の区分	ISO 14020:2022 及び ISO 14021 :202X CD 案では、「ISO14021 準拠」と謳う自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）の適合性評価要件の明記や、第三者認証による検証を受けていない社内環境プログラムに基づくシンボルを使用する場合「このラベルは社内用であり、第三者認証されたことを示すマークではない」ことをシンボル近傍に明示的に記載するなど、規格に準拠したプログラムを消費者が明確に識別できるようにするための要件が追加されている。DB の現状の運用は、JIS Q 14021 : 2000 チェックリストの適合状況等による掲載上の区分は行われていない。
C-4.	ISO 14021 :202X 発行までのタイムラグ	ISO 14021 :202X は CD 案（委員会原案）の段階であり、今後、全加盟国の会員団体への意見照会、最終国際規格案（FDIS）の正式投票に付される。CD 案から内容が変更される可能性もある。
C-5.	自己宣言型環境宣言プログラムの要求事項の導入如何	ISO 14021 :202X CD 案では、自己宣言型環境宣言プログラム（self-declared environmental claim programmes）に適用される要求事項が新設され、JIS Q14020 : 1999 に比べ大幅に強化された。DB の現状の JIS Q 14021 : 2000 チェックリストは環境主張の表現、シンボル、評価及び検証に関する質問項目で構成されているのに対し、ISO 14021 :202X CD 案では、それらに加えて、環境ステートメントが明記しなければならない9項目の事項、ISO14021 規格の要件を満たすことを確実にすること、適合性評価要件、シンボル近傍の表記などが追加されている。
C-6.	自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）が EU 市場で不公正取引となる注意喚起	旧タイプⅡは国内では規制がないが、EU 市場では不公正取引慣行指令により即座に不公正取引となる。本 DB に掲載されている自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプⅡ）であっても、EU 域内では不公正取引となってしまう注意喚起を検討する必要がある。

C-7.	シンボルの取扱	DB では、全ての環境ラベル（旧タイプ I）、自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプ II）等のシンボル画像を掲載している。ISO 14021 :202X CD 案では、自己宣言型環境宣言プログラム（旧タイプ II）で、第三者認証による検証を受けていない社内環境プログラムに基づくシンボルを使用する場合は「このラベルは社内用であり、第三者認証されたことを示すマークではない」ことをシンボル近傍に明示的に記載しなければならないため、現状の掲載画像は規格のシンボル要求事項に不適合となる。
C-8.	JIS Q14021 チェックリスト→適合性評価への格上げ如何	C-2.及び C-5.に同じ。

以上